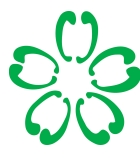


保健事業のまとめ

— 令和4年度 —

「健やかなまちづくり」を目指して



佐倉市

保健事業のまとめ ～令和4年度～ 目次

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況	5
2. 健康推進部行政組織	7
3. 健康推進課・母子保健課事務分掌	8
4. 保健センター施設概要	10
5. 歳入歳出決算額の推移	12
6. 地域健康危機管理体制	13
7. 健康増進計画「健康さくら21」	15

II 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付	19
2. 妊婦・乳児一般健康診査	22
3. マタニティクラス・パパママクラス	
(1) マタニティクラス	24
(2) パパママクラス	26
4. 新生児聴覚スクリーニング検査	28
5. 産婦健康診査	30
6. 産後ケア事業	33
7. 母子訪問指導	
(1) 妊産婦訪問	35
(2) 生後4ヶ月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	36
(3) 乳児・幼児訪問指導	37
8. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導	
(1) 低出生体重児の届出・未熟児養育医療	39
(2) 未熟児訪問指導	42
9. 乳児相談	43
10. もぐもぐ教室	45
11. 1歳6か月児健康診査	47
12. 3歳児健康診査	50
13. 幼児歯科健診	53
14. すくすく発達相談	55
15. ことばと発達の相談室	57
16. 親子教室	
(1) たんぽぽグループ	60
(2) ひまわりグループ	61
17. 5歳児子育て相談	63
18. 健康教育・健康相談	
(1) 保健センターでの健康教育	65
(2) 地区の集まりにおける健康教育	65
(3) 健康教育に伴う健康相談	66
(4) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）	66
(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育	67
19. ママ・パパこころの相談	68
20. 母子保健事業未受診者勧奨事業	70
21. 出産・子育て応援事業	74

III	思春期保健	
1.	思春期保健に関する取組み	76
IV	感染症予防	
1.	感染症予防及び防疫	78
(1)	ロタウイルス感染症予防接種	82
(2)	B型肝炎予防接種	83
(3)	ヒブ予防接種	84
(4)	小児用肺炎球菌予防接種	85
(5)	四種混合・三種混合・不活化ポリオ予防接種・二種混合予防接種	86
(6)	BCG 予防接種	89
(7)	麻しん（はしか）・風しん予防接種	90
(8)	水痘（みずぼうそう）予防接種	92
(9)	日本脳炎予防接種	93
(10)	子宮頸がん予防接種（サーバリックス・2 価、ガーダシル・4 価）	95
(11)	インフルエンザ予防接種	97
(12)	高齢者肺炎球菌予防接種	98
(13)	風しんの追加的対策	99
2.	予防接種（任意）	
(1)	おたふくかぜワクチン接種費用助成事業	100
(2)	風しんワクチン接種費用助成事業	101
(3)	ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業	102
3.	結核予防	
(1)	結核検診	103
V	おとなの保健	
1.	健康手帳の交付	105
2.	健康教育	
(1)	集団健康教育	107
3.	健康相談	118
4.	健康診査	
(1)	健康診査	121
(2)	成人歯科健康診査	124
(3)	骨粗しょう症検診	127
(4)	肝炎ウイルス検診	130
(5)	肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業	133
(6)	口腔がん検診	134
5.	各種がん検診等	
(1)	胃がん検診	137
(2)	子宮頸がん検診	140
(3)	乳がん検診	146
(4)	肺がん検診	153
(5)	大腸がん検診	156
(6)	前立腺がん検診	159
6.	訪問指導	161

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導	
(1) 特定健康診査（健康診査）	163
(2) 特定保健指導（保健指導）	167
(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業	171
8. こころの健康づくり	
(1) 精神科医によるこころの健康相談	174
(2) カウンセラーによるこころの健康相談	175
(3) 千葉県地域自殺対策緊急強化事業	177
(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議	178
(5) 普及啓発活動	178
VI 市民の健康	
1. 歯科保健啓発事業	
(1) 歯ピーかみんぐフェア（むし歯予防大会）	180
(2) よい歯のコンクール	180
2. 市民公開講座	181
3. 食生活改善推進員事業	
(1) 食生活改善推進員養成講座	183
(2) 食生活改善推進員研修	184
(3) 食生活改善推進員地区活動	185
4. その他啓発事業	188
5. マイヘルスプラン普及啓発事業	190
VII 地域医療	
1. 休日夜間等救急医療事業	
(1) 休日夜間急病診療所	193
(2) 休日当番医	195
2. 小児初期急病診療所事業	197
3. 訪問歯科事業	200
VIII 各種委員会名簿	202
IX 学会等発表原稿	207

※保健事業のまとめを見る上での注意事項

百分率（％）の計算は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表示した。したがって、％を足し合わせて100％にならない場合がある。

I 佐倉市の概要

1. 佐倉市の概況

佐倉市は、千葉県北部、北総台地の中央部に位置し、都心から約40kmの距離にあり、成田国際空港から西へ約15km、県庁所在地の千葉市へは北東へ約20km、市北部には自然豊かな印旛沼が広がる行政面積103.69km²の首都圏近郊都市です。

市域は、印旛沼の南に広がる台地、傾斜地、水田から構成されており、鹿島川、高崎川、手繰川、小竹川などが印旛沼に注いでいます。標高30m前後の下総台地は北から南へ向うほど徐々に高くなっています。

また、佐倉城跡周辺、印旛沼とその周辺、南部の農村地帯などは、台地を刻む谷地形の谷津があり、多くの動植物が生息する豊かな自然に恵まれています。

公共交通機関は、京成電鉄本線、JR東日本鉄道総武本線・成田線が市の東西を横断し、都心まで約60分、成田国際空港と千葉市へはそれぞれ約20分で結ばれています。

また、市内には新交通システムのユーカリが丘線が運行されており、バス路線とともに鉄道各駅と住宅地を結ぶ市民の足となっています。

道路状況は、都心と成田国際空港を結ぶ東関東自動車道水戸線が市の南部を通り、佐倉インターチェンジにより国道51号と連結され、市の東西を国道296号、南北を県道千葉臼井印西線、佐倉印西線が走り、主要な幹線道路を形成しています。また、平成26年には都市計画道路 勝田台・長熊線志津霊園関連区間が開通し、今後、国道296号の渋滞緩和が期待されます。加えて市街においては平成27年に圏央道神崎JC～大栄JCが開通し、茨城県とのアクセスが向上するなど、本市への道路状況は向上しています。



佐倉市の将来都市像 笑顔輝き 佐倉 咲く みんなで創ろう「健康・安心・未来都市」

佐倉市では、少子高齢化や人口減少が進展し、地域コミュニティ等における担い手不足など様々な問題が顕在化しています。また、高度情報化による行政サービスの簡素化・効率化、スマート自治体への転換、価値観やニーズの多様化に伴う行政需要の増加、地方創生・地方分権の加速化など地域の実情を踏まえたまちづくりが求められています。

さらに、2015年9月の国連サミットで、「誰一人取り残さない」持続可能な社会の実現のためのSDGs（持続可能な開発目標）が採択され、地方自治体の各種計画に最大限反映することが奨励されています。

こうした、社会構造の変化に対し、市民や関係団体等の連携・協働を図りながら的確に対応するとともに、地域の人材、資源を活かしながら、将来にわたって夢や希望をもつことができるまちづくりを推進していきたいと考えています。

このため、令和2年度を初年度とする「第5次佐倉市総合計画」において市の将来像を明確にし、その実現を図る

ためのまちづくりを進めています。

また、平成16年4月に、国の「健康日本21」「健やか親子21」を踏まえ、佐倉市として「生活習慣病予防(一次予防)を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を体系的、継続的に推進していくことを目標として、健康増進推進計画「**健康さくら21**」を公表しました。

その後、「健康さくら21」については、この計画の推進による市民の健康意識の高まりを受け、市民一人ひとりの健康や地域の環境づくりにより一層力を入れて取り組んでいくため、平成25年度より、新たに「**健康さくら21 (第2次)**」を策定しました。

「健康さくら21 (第2次)」は、計画期間10年間の中間年を迎え、平成30年度には改訂版の計画を策定し、

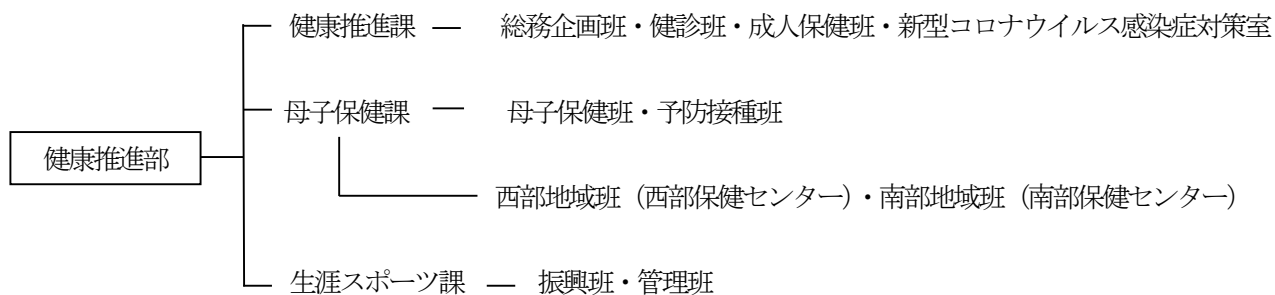
「心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること」

を基本理念として、「いつでもいきいきと生活できる市民」、「健康を支える地域社会」の実現に向けた取り組みを、引き続き進めていくこととしました。

また、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画の策定が義務付けられたことに伴い、改定後の計画は自殺対策計画としても位置付けられています。

2. 健康推進部 行政組織

(令和4年4月1日現在)



[令和4年度 健康推進課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	9	2	1	0	20 (7)	32 (7)

() うち、他所属部兼務・併任

[令和4年度 母子保健課の職種別職員配置状況]

(単位：人)

	保健師	栄養士	歯科衛生士	言語聴覚士	事務職	合計
健康管理センター	11	0	2	4	3	20
西部保健センター	6	1	0	0	0	7
南部保健センター	2	1	0	0	0	3
合計	19	2	2	4	3	30

3. 健康推進課・母子保健課 事務分掌

[佐倉市行政組織規則に定められる事務分掌]

【健康推進課】

- (1) 健康づくりの推進に関すること。
- (2) 健康診査及び各種検診に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (3) 保健指導に関すること（母子保健課の所管に係るものを除く。）。
- (4) 感染症等の予防に関すること。
- (5) 訪問歯科事業に関すること。
- (6) 佐倉市健康管理センターに関すること。
- (7) 佐倉市休日夜間急病診療所に関すること。
- (8) 佐倉市小児初期急病診療所に関すること。
- (9) 健康危機事案対策の総合調整に関すること。
- (10) 保健師の連絡調整に関すること。

【母子保健課】

- (1) 母子の各種健診に関すること。
- (2) 母子の保健指導に関すること。
- (3) 予防接種に関すること。
- (4) 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。
- (5) 未熟児養育医療に係る審査、決定及び養育医療券の交付に関すること。
- (6) 子育て世代包括支援センターに関すること。
- (7) 佐倉市西部保健センター及び佐倉市南部保健センターに関すること。

【西部保健センター】

- ・佐倉市西部保健センターの管理運営に関すること。

【南部保健センター】

- ・佐倉市南部保健センターの管理運営に関すること。

***佐倉市保健センターの設置及び管理に関する条例に定める保健センターの共通業務**

- (1) 健康教育、健康相談その他保健指導に関すること。
- (2) 各種検診及び予防接種に関すること。
- (3) 機能訓練事業に関すること。
- (4) その他保健センターの設置の目的を達成するために市長が必要と認める業務

4. 保健センター—施設概要

健康管理センター

所在地 〒285-0825 佐倉市江原台2丁目27番地 TEL:043-485-6711 FAX:043-485-6714

1. 施設

- ・敷地面積 2,739 m²
- ・建物面積(延床) 2,486.21 m²
 - 1階 1,057.33 m² 休日夜間急病診療所・小児初期急病診療所・隔離室・点滴室・
栄養指導室・保健指導室・歯科指導室・消毒室・事務室
 - 2階 1,065.14 m² 予防接種室・言語指導室・小会議室・中会議室
 - 3階 363.74 m² 大会議室・小会議室2

2. 施設整備の履歴

【当初建築】

- ・工事期間 着工：昭和52年3月1日 完成：昭和52年11月30日
- ・総事業費 347,509千円(敷地購入費 121,925千円、委託費 8,310千円、工事費 217,274千円)

【昭和56年度一部増築】

- ・工事期間 着工：昭和56年12月28日 完成：昭和57年3月20日
- ・総事業費 12,950千円(工事費 12,950千円)
- ・事務室 51 m²

【平成3・4年度増改築】

- ・工事期間 着工：平成3年12月18日 完成：平成5年2月28日
- ・総事業費 801,969千円(設計費 31,777千円、工事費 770,192千円)

【平成14年度改築】

- ・工事期間 着工：平成14年7月2日 完成：平成14年8月30日
- ・総事業費 4,305千円(工事費 4,305千円)
- ・診療室 51 m² 点滴室・隔離室 60.7 m²

西部保健センター

所在地 〒285-0843 佐倉市中志津2丁目32番4号 (西部保健福祉センター1階)

TEL:043-463-4181 FAX:043-463-4183

1. 施設

- ・敷地面積 4,250 m²
- ・建物面積(延床) 2,490.02 m²
 - 1階 1,192.90 m² 運動指導室・保健指導室・調理室・診察室・消毒室・相談室・事務室・会議室
 - 2階 1,106.12 m² 西部地域福祉センター
 - 機械室棟 191 m²

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成9年6月27日 完成：平成10年3月3日
- ・総事業費 1,436,130千円(設計費 46,350千円、工事監理費 21,000千円、工事費 1,368,780千円)

南部保健センター

所在地 〒285-0806 佐倉市大篠塚 1587 番地 (南部保健福祉センター2階)

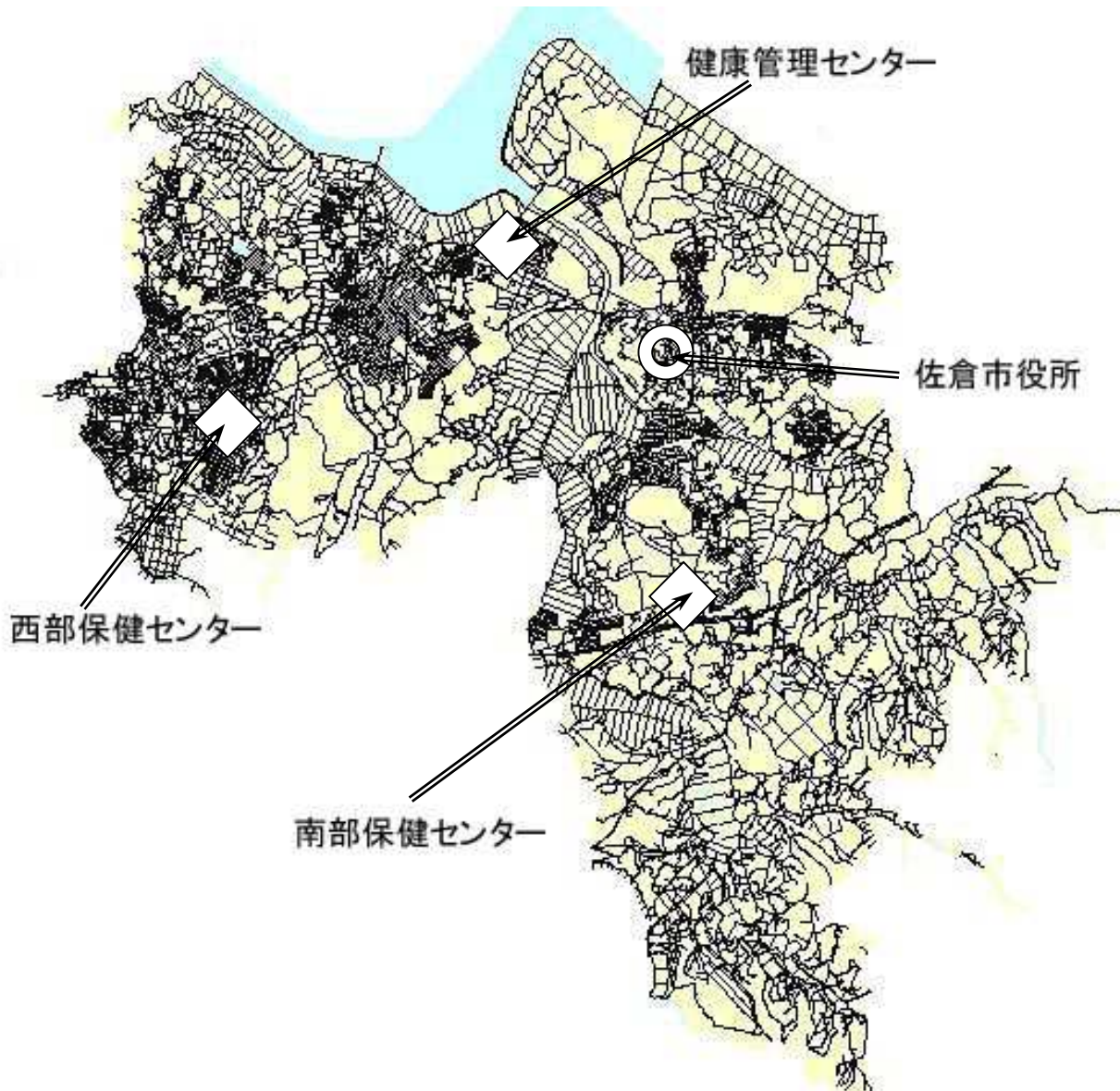
TEL:043-483-2812 FAX:043-483-2813

1. 施設

- ・敷地面積 8,372.41 m²
- ・建物面積(延床) 3,660.75 m²のうち733.72 m²(2階保健センター部分)
 - 1階 1,992.95 m² 南部地域福祉センター・さくらんぼ園
 - 2階 1,662.62 m² 南部保健センター(保健指導室・調理室・消毒室・相談室・会議室・事務室)
南部児童センター
 - R階 5.18 m² 機械室

2. 施設整備の履歴

- ・工事期間 着工：平成10年9月1日 完成：平成11年12月21日
- ・総事業費 1,839,428千円(南部保健福祉センター)
(設計費 72,070千円、工事監理費 23,625千円、敷地購入費 152,775千円、工事費 1,590,958千円)



5. 健康推進課・母子保健課 歳入歳出決算額の推移

【健康推進課・母子保健課（平成30年度～令和3年度）】

※令和2年度までは健康増進課としての値、令和3年度からは健康推進課・母子保健課の合算値。

目別歳出決算額 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
民生費				
児童福祉総務費	-	-	65,676	26,303
衛生費				
保健衛生総務費	473,584	437,131	431,516	609,042
保健衛生費	456,818	450,653	410,260	440,197
予防費	404,564	392,485	487,032	2,022,790
休日夜間急病診療所費	186,514	196,000	184,975	178,619
合計	1,521,480	1,476,268	1,579,457	3,276,947

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
国庫支出金	6,747	16,708	276,937	1,795,063
県支出金	11,501	11,675	12,039	8,909
その他	152,545	145,541	78,711	109,983
合計	170,793	173,924	367,687	1,913,955

※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

【健康推進課・母子保健課（令和4年度）】

目別歳出決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和4年度		令和4年度
民生費		民生費	
児童福祉総務費	-	児童福祉総務費	18,930
衛生費		衛生費	
保健衛生総務費	508,855	保健衛生総務費	13,615
保健衛生費	332,008	保健衛生費	188,862
予防費	1,260,866	予防費	423,954
休日夜間急病診療所費	179,885	-	-
合計	2,281,612	合計	645,359

※千円未満切り上げのため合計と内訳が一致しない場合がある。

財源別歳入決算額 (単位：千円)

健康推進課		母子保健課	
	令和4年度		令和4年度
国庫支出金	2,037,614	国庫支出金	94,228
県支出金	8,881	県支出金	17,821
その他	206,348	その他	-
合計	2,252,843	合計	112,049

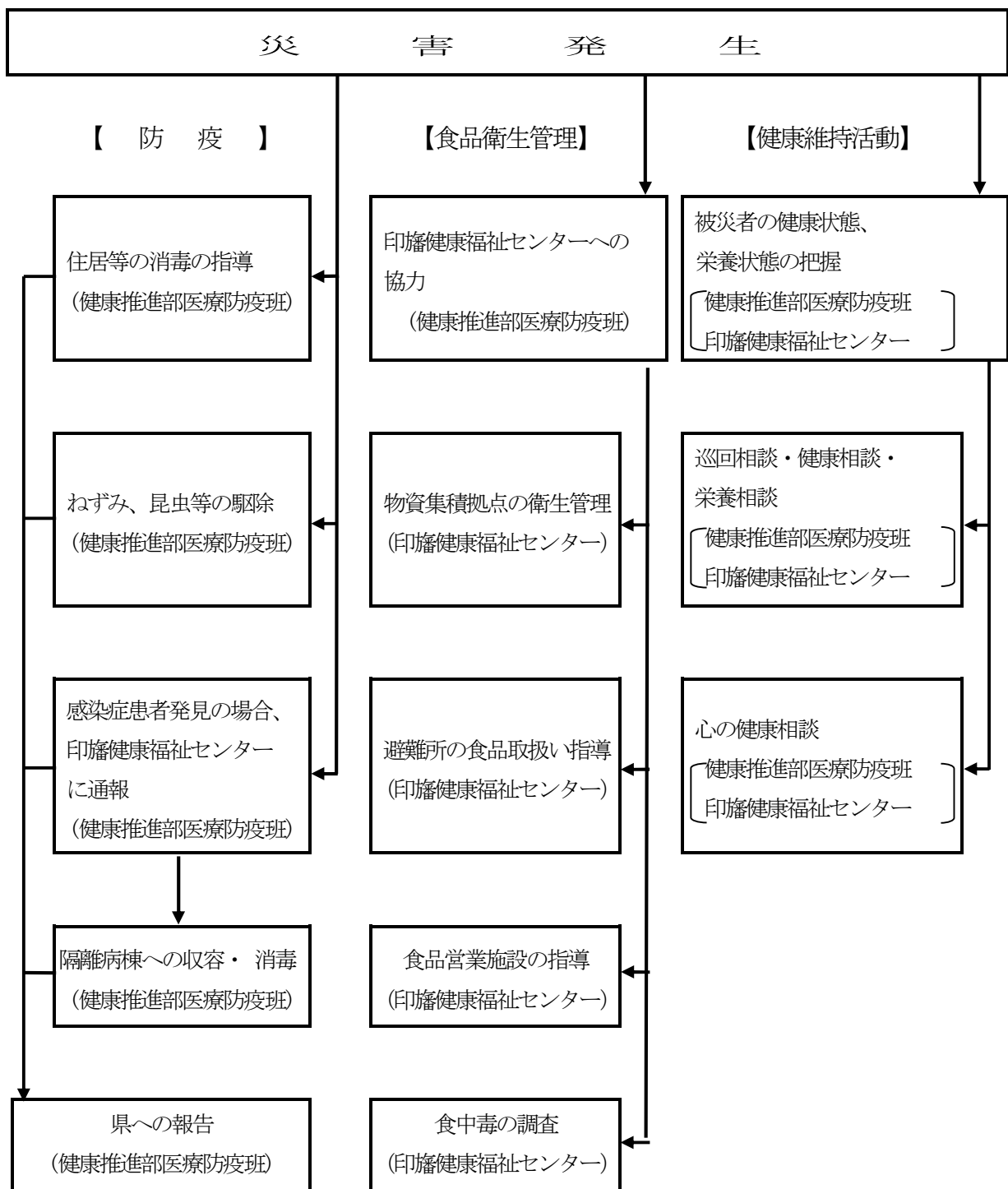
※千円未満切り捨てのため合計と内訳が一致しない場合がある。

6. 地域健康危機管理体制

《佐倉市の健康危機管理体制》

地震等の災害が発生した場合、佐倉市地域防災計画に基づき、印旛保健所及び地域医療機関等関係機関と連携を図りながら、市民の健康維持のため、良好な衛生状態の確保に努める。

《応急対策の流れ》



《災害時応急活動》

災害発生時の対応として、次の事務を所掌する。

健康推進部 責任者：健康推進部長

班 名	所 掌 事 務
医 療 防 疫 班 (健康推進課) (母子保健課) (西部保健センター) (南部保健センター)	<ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の医療、助産、防疫及び救護に関すること。 2 医薬品、医療資器材等の調達及び確保に関すること。 3 災害時の感染症の予防及び防疫に関すること。 4 被災住宅等の消毒及び防疫に関すること。 5 救護本部の設置及び医療救護活動の調整等に関すること。 6 医療救護班等の派遣依頼及び連絡調整に関すること。 7 医療救護班等の活動の把握、報告及び継続の要否に関すること。 8 救護所の設置及び被災傷病者の把握に関すること。 9 乳幼児及び妊産婦の安否確認、避難支援及び生活相談に関する こと。 10 避難所及び応急仮設住宅への巡回診療に関すること。 11 市内医療機関の被害状況の把握及び報告に関すること。 12 医療救護活動に係る国、県、近隣市町村、関係機関、 民間協力団体等への支援要請に関すること。 13 印旛健康福祉センターとの連絡に関すること。 14 遺体の検案の協力に関すること。 15 健康管理センター及び保健センターの利用者の保護、 避難等に関すること。 16 健康管理センター及び保健センターの被害状況の把握及び報告、 警備並びに応急対策に関すること。 17 妊娠届の受理及び母子健康手帳の交付に関すること。

7. 健康増進計画「健康さくら21（第2次）【改訂版】」

① 計画策定の背景とその経過

佐倉市では、“すべての市民が健康で、いつまでも現役でこころ豊かに暮らせる健康なまち”となることを目標に、「生活習慣病予防（一次予防）を重視した健康づくり」と「健やかな親子づくり」を目的とした健康増進計画「健康さくら21」を平成16年3月に策定した。

平成20年度には、「健康さくら21」の中間見直しを行い、保健医療や健康増進に関する国の新たな制度改正、法整備に合わせた施策を反映するとともに、国の健康増進計画である「健康日本21」、千葉県健康増進計画である「健康ちば21」との整合性を図った。また、目標年度についても、当初の平成22年度から、平成24年度に延長した。

「健康さくら21」計画期間の最終年度である平成24年度には、引き続き平成25年度以降も、市民の健康づくりと健やかな親子づくりを推進していくために、新たな健康増進計画「健康さくら21（第2次）」を策定した。

「健康さくら21（第2次）」には、国から示された「国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針」の内容も反映した。

平成30年度には、「健康さくら21（第2次）」策定から5年が経過したことから、中間評価を実施、課題の検討、目標値や取り組み内容の見直しを行った。さらに、平成28年に自殺対策基本法が改正され、市町村に自殺対策計画を策定することが義務付けられたことから、これまで「健康さくら21（第2次）」において、こころの健康対策を推進してきた経過を踏まえ、自殺対策計画を策定し一体の計画とした。

② 日本における健康づくりの取り組み

(1) 第1次国民健康づくり対策（昭和53年）

健康づくりは、国民一人ひとりが「自分の健康は自分で守る」という自覚をもつことが基本であり、行政としてはこれを支援するため、国民の多様な健康ニーズに対応しつつ、地域に密着した保健サービスを提供する体制を整備していく必要があることから、「生涯を通じる健康づくりの推進」、「健康づくりの基盤整備」、「健康づくりの普及啓発」の3点を柱とした取り組みが推進された。

(2) 第2次国民健康づくり対策（昭和63年）

第2次対策「アクティブ80ヘルスプラン」では、第1次の対策などこれまでの施策を拡充するとともに、運動習慣の普及に重点を置き、栄養・運動・休養の全ての面で均衡のとれた健康的な生活習慣の確立を目指した取り組みが展開された。

(3) 第3次国民健康づくり対策（平成12年）

第3次対策「21世紀における国民健康づくり運動（健康日本21）」では、壮年期死亡の減少、健康寿命の延伸及び生活の質の向上の実現を目的とし、生活習慣病及びその原因となる生活習慣等の国民の保健医療対策上重要となる課題について、10年後を目途とした目標等を設定し、広く関係団体等の積極的な参加や協力を得ながら、一次予防を重視した情報提供等を行う取り組みが推進された。

(4) 「健康増進法」の施行（平成15年）

高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、国民の健康増進の重要性が著しく増大しているため、健康の増進に関する正しい知識の普及、情報の収集・整理・分析・提供、研究の推進、人材の育成・資質の向上を図り、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するため、施行された。

(5) **健康日本21の改正（平成19年）**

健康増進法に基づく国民の健康増進の総合的な推進を図るための基本的な方針が一部改正され、「健康日本21」が改正された。

(6) **第4次国民健康づくり対策（平成25年）**

平成34年度までを計画期間とする「健康日本21（第2次）」が開始され、すべての国民が共に支え合い、健やかで心豊かに生活できる活力ある社会を目指すべき姿とし、基本的な方向として①健康寿命の延伸と健康格差の縮小、②主要な生活習慣病の発症予防と重症化予防、③社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上、④健康を支え、守るための社会環境の整備、⑤栄養、食生活、身体活動・運動、休養、飲酒、喫煙及び歯・口腔の健康に関する生活習慣及び社会環境の改善を推進している。

③ **健康さくら21 策定の経過**

平成14年度	市民健康意識調査の実施、健康課題の抽出、「健康さくら21」策定委員会の設置
平成15年度	「健康さくら21」計画策定
平成16年度	「健康さくら21」計画公表
平成18・19年度	市民健康意識調査の実施、分析（中間評価）
平成20年度	「健康さくら21」計画見直し、公表
平成23年度	市民健康意識調査の実施、分析（最終評価）
平成24年度	「健康さくら21（第2次）」計画策定、公表
平成29年度	市民健康意識調査の実施
平成30年度	「健康さくら21（第2次）【改訂版】」策定、公表
令和4年度	市民健康意識調査の実施

④ **健康さくら21（第2次）【改訂版】の位置づけと期間**

この計画は、健康増進法第8条第2項に基づく「健康増進計画」、「健やか親子21（第2次）」の趣旨に基づく「母子保健計画」、自殺対策基本法第13条第2項に基づく「自殺対策計画」を一体化した計画である。

「第4次佐倉市総合計画（平成23年度～平成31年度）」を上位計画として、市民の健康づくりや健やかな親子づくりを進めるため、また、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するため、具体的な考え方や取り組み方法を示したものである。「佐倉市高齢者福祉・介護計画」など、他の分野の関連する計画と相互に連携しながら推進していく。

さらに、国の健康増進計画である「健康日本21（第2次）」、母子保健の推進計画である「健やか親子21（第2次）」、国の「自殺総合対策大綱」等とも整合性を保ち、それぞれの趣旨を踏まえつつ、佐倉市の地域性を尊重した計画としている。

計画の期間は、平成25年度から令和4年度までの10年間とし、第2次計画策定から5年が経過した平成30年度に中間評価及び見直しを行った。

今後も国や県の健康増進計画の動向を注視しながら、計画を推進していく。

⑤ 基本方針

- ・「健康日本21（第2次）」と「健やか親子21（第2次）」を一体的に含めた計画にします。
- ・自殺対策計画としても位置付けます。
- ・ヘルスプロモーションの考え方を取り入れます。
- ・めざすべき姿の実現のために、目標と指標を設定し、達成状況を評価します。

⑥ 基本理念

心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

⑦ めざすべき姿

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

⑧ 基本姿勢

1. 自分に合った健康づくりに取り組もう（一人ひとりの個性と健康観の重視・みんなが主役）
2. 楽しみながら健康づくりに取り組もう（無理をせず自分に合った活動を）
3. 親と子が健やかに暮らせるまちをつくっていこう（地域ぐるみの子育て・子育て）
4. 歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう（市の資源を生かした取り組み）
5. とともに支え合って健康づくり運動を推進しよう（健康づくりの環境整備・しくみづくり）
6. 誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう（気づき、つながり、支え合う生活を）

【基本理念】心もからだも健やかで、幸福な生活が送れること

【めざすべき姿】

- ・いつでもいきいきと生活できる市民
- ・健康を支え合える地域社会

【基本姿勢】

- ・自分にあった健康づくりに取り組もう
- ・楽しみながら健康づくりに取り組もう
- ・親と子どもが健やかに暮らせるまちをつくっていこう
- ・歴史と自然に親しみながら健康づくりを進めよう
- ・ともに支え合って健康づくり運動を推進しよう
- ・誰も自殺に追い込まれることのないまちをつくっていこう

ライフステージごとの取り組み(幼年期・少年期・青年期・壮年期・中年期・高齢期)

健やかな親子づくりの取り組み

- ・妊娠・出産・周産期
- ・健康な生活習慣の改善と事故予防対策
- ・育児の負担・不安の軽減
- ・思春期の健全な育成
- ・次世代の健全な育成

健康寿命の延伸・健康格差の縮小

- ・生活習慣病の早期発見と予防に向けて
- ・栄養・食生活の改善を通じた健康な生活習慣の獲得
- ・身体活動・運動の改善を通じた健康増進と地域づくり
- ・飲酒の正しい知識とみんなで支え合う心の問題
- ・喫煙者の減少と受動喫煙の防止
- ・歯と口腔の健康から、話す・食べるの喜びを

いのちを支える
佐倉市自殺対策計画

- ・このころの健康づくりについて理解を深め、心身の健康を保とう
- ・自殺予防のための地域づくり
- ・生き残るための支援体制の充実
- ・誰もが自死に追い込まれない佐倉を目指して

Ⅱ 子どもの保健

1. 妊娠届出・母子健康手帳交付

根拠法令等	母子保健法第15条、第16条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 91.4% → 95.0% ・妊娠中飲酒していた母親の割合 5.0% → 0% ・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0% ・妊娠中に喫煙していた母親の割合 2.4% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合(新たな目標項目) 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第15条に基づき提出された妊娠届出により、妊娠・出産・育児に関する母子の健康状態を一貫して記録しておくため、同法第16条による母子健康手帳を交付する。

《内容》

妊娠届出をした者に母子健康手帳、副読本、及び妊産婦・乳児一般健康診査受診票、新生児聴覚スクリーニング検査受診票、産婦健康診査受診票を交付する。その他、母子保健サービスに関するチラシ等を配付する。

届出・交付場所は、保健センター(健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター)、志津北部地域子育て世代包括支援センター、市役所こども保育課内の5か所。

《実績》

①過去5年間妊娠週数別届出数 (件)

年度	妊娠届出数	初妊婦数 (割合%)	届出時の妊娠週数					産後	週数不詳
			～11週 (割合%)	12～19週	20～27週	28週以上			
平成30年度	922	408 (44.3%)	824 (89.4%)	76	19	3	0	0	
令和元年度	861	373 (43.3%)	771 (89.5%)	76	10	3	1	0	
令和2年度	864	434 (50.2%)	797 (92.2%)	56	7	4	0	0	
令和3年度	782	339 (43.4%)	731 (93.5%)	44	4	2	1	0	
令和4年度	757	337 (44.5%)	692 (91.4%)	51	6	6	2	0	

※妊娠届出時による母子健康手帳交付数は、771件。(双胎含む)

②交付場所別・妊婦の居住地区別届出数 (件)

届出場所	届出数	割合(%)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田
健康管理センター	144	19.0	19	88	3	13	1	0	20
西部保健センター	175	23.1	1	3	165	3	0	0	3
南部保健センター	43	5.7	0	1	1	40	1	0	0
志津北部地域子育て世代包括支援センター	152	20.1	4	6	134	4	0	0	4
こども保育課内	243	32.1	86	24	22	93	3	2	13
合計	757	100	110	122	325	153	5	2	40

③保健師・助産師による面接実施状況

	件数	面接実施件数	面接実施率	要支援者数	要支援率
妊娠届出時	757	753	99.5%	171	22.6%
転入時別冊交換（妊婦）	75	75	100%	21	28.0%
合計	832	828	99.5%	192	23.2%

要支援者地区別内訳：佐倉地区 31人、臼井地区 37人、志津地区 72人、根郷地区 43人、
和田地区 1人、弥富地区 1人、千代田地区 7人

※悪阻等の理由で当日妊婦本人と面接が出来なかった場合には、代理人申請で母子健康手帳を交付し、後日、妊婦に対して訪問や保健センターでの面接を実施している。

面接未実施の理由として、電話連絡するが応答なし、代理人申請後流産、出産後の届出が挙げられる。

④母子健康手帳再交付数、妊婦・乳児一般健康診査受診票交付数 (件)

	件数	理由			
		汚損	紛失	多胎	その他
母子健康手帳再交付	70	0	12	0	58
妊婦・乳児一般健康診査受診票交付	111	95	13	3	0

※再交付のうち「その他」の理由は、外国からの転入等によるものを含む。

⑤妊婦本人の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
吸っていない	743	89.3
現在吸っている	10	1.2
妊娠中のため止めた	77	9.3
回答なし	2	0.2

⑥家族の喫煙状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
家族に喫煙者はいない	589	70.8
夫・パートナー	219	26.3
妊婦の父母	10	1.2
夫の父母	6	0.7
兄弟姉妹	4	0.5
その他	4	0.5

⑦妊婦本人の飲酒状況 (人)

状況	人数	割合 (%)
飲んでいない	467	56.1
妊娠中のため止めた	364	43.8
現在飲んでいる	0	-
回答なし	1	0.1

⑧特定妊婦把握状況

※ 特定妊婦の定義：児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第5項
「出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦」とする。

【特定妊婦の状況】 特定妊婦 17件

こども家庭課（家庭児童相談室）と妊娠中に支援を行った件数 5件
理由内訳（重複あり）10代妊娠 0件、精神疾患既往歴有 4件、被虐待妊婦（DV歴含む）9件、
経済困窮 7件、シングルマザー 5件、ステップファミリー 3件

《考 察》

妊娠届出数は、全国的な傾向と同様に減少が続いている。妊娠 11 週以下での妊娠届出の割合は 91.4%で、目標値には達していないが 90%以上を維持している。

市内5か所の子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠届出時に妊婦の全数面接を目標に、妊婦が安心して妊娠・出産・育児ができるよう、妊娠期における過ごし方、出産・子育て支援サービス等の情報提供、地区担当保健師の紹介などを行っている。

妊娠届出後の支援体制については、妊婦との面接内容をふまえ、継続して支援が必要な妊婦と判断した場合には、地区担当保健師が産前・産後支援計画を作成し、産後6か月を経過するまで支援を実施している。さらに、妊娠後期には全妊婦を対象に電話による支援を行っている。(令和4年度602件、実施率83.6%)

令和4年度には多言語対応音声翻訳機の配置が5センターに配置することができ、年々増加する外国人妊婦への支援に役立てることができた。また、マイナポータルを利用したオンライン申請(ぴつたりサービス)の運用を開始したことで、届出時の記入にかかる時間短縮や円滑な面接の実施につながることができた(令和4年度届出数30件)。

今後も、全ての子育て家庭が、安心して子どもを産み育てることができるよう、妊娠届出時面接からの切れ目のない支援を行っていきたい。

2. 妊婦・乳児一般健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査費助成事業の実施に関する規則	
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・妊娠11週以下での妊娠届け出の割合 ・かかりつけの小児科医を持つ人の増加	91.4% → 95.0% 92.6% → 100%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、妊産婦又は乳児に対して健康診査を実施し、異常の有無を早期に発見し適切な指導を行い、妊産婦及び乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住所を有する妊婦及び乳児
- ②実施方法 健康診査業務については医療機関（助産所含む）に委託
受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。

③健診種類及び検査内容

ア. 妊婦一般健康診査

期 間	妊娠初期～23週	妊娠24～35週	妊娠36週～出産
健診回数	4回	6回	4回
受診間隔	4週間に1回	2週間に1回	1週間に1回
毎回共通の検査項目	基本的な妊婦健康診査 (診察・計測・血圧・尿化学検査・保健指導)		
必要に応じて行う医学的検査	<初期に1回> 血液検査(血液型・血糖検査・貧血検査・B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査・HIV抗体検査、梅毒血清検査、風疹ウイルス抗体検査)、子宮頸部がん検診 <期間内に2回> 超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血・血糖・HTLV-1抗体検査)、クラミジア検査、B群溶血性レンサ球菌検査、超音波検査	<期間内に1回> 血液検査(貧血)、超音波検査

イ. 乳児一般健康診査(1回目:3～6か月、2回目:9～11か月)

基本的な乳児健康診査(問診、診察、身体計測)

- ④周知方法
- ア. 妊娠届出書提出時に受診票をとじ込んだ「母子健康手帳別冊」を配布
イ. 母子健康手帳交付時配布のリーフレットに掲載
ウ. 市ホームページ、健康カレンダーに掲載
エ. 乳児相談・もぐもぐ教室の案内にリーフレット同封

《実績》

① 妊婦一般健康診査受診状況

発券枚数：妊娠届出数×14（回分）

年度	対象者数(人) (妊娠届出数)	発券枚数(枚)	利用枚数(枚)	利用率(%)
平成30年度	922	12,908	11,413（償還分234含む）	88.4
令和元年度	861	12,054	10,439（償還分179含む）	86.6
令和2年度	864	12,096	9,801（償還分204含む）	81.0
令和3年度	782	10,948	9,940（償還分195含む）	90.8
令和4年度	757	10,598	9,072（償還分172含む）	85.6

② 乳児一般健康診査受診状況

年度	乳児一般健康診査 (2回分) 利用枚数(枚)	3～6か月児			9～11か月児		
		対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)	対象者数 (人)	利用枚数 (枚)	利用率 (%)
平成30年度	1,836 (償還分3含む)	961	939	97.7	961	897	93.3
令和元年度	1,673	898	877	97.7	898	796	88.6
令和2年度	1,461 (償還分2含む)	786	724	92.1	786	737	93.8
令和3年度	1,422 (償還分1含む)	842	755	89.7	842	667	79.2
令和4年度	1,433 (償還分1含む)	775	712	91.9	865	721	83.4

※令和3年度までの対象者数は出生数、利用率は利用枚数/対象者数（出生数）

※令和4年度の対象者数：3～6か月児は3か月児、9～11か月児は9か月児

《考察》

妊婦・乳児一般健康診査の受診票は原則として千葉県の医療機関に限り利用するものとなっていることから、県外の里帰り先などで受診を希望する方には、随時、受診を希望する医療機関と市が個別契約し、利便性の向上に努めている。個別契約ができない医療機関を受診した方については、償還払いとして健診に係る費用を助成している。

妊婦一般健康診査については、厚生労働省通知「妊婦に対する健康診査についての望ましい基準」に沿って助成を行っている。14回分の公費負担を実施しているが、妊娠の届出が遅かったり、出産予定日より早く生まれたりすると、14回すべての受診票を使わないことが多いため、受診率を100%にすることは難しい。すべての妊婦が適正に妊婦健診を受けることができるよう、今後も妊婦健診の必要性について妊娠届出時やホームページ等で啓発していきたい。

乳児一般健康診査については、これまで3～6か月、9～11か月とも当該年度の出生数を対象者としていたが、今年度から、より実態に近い利用率を出せるように対象者の考え方を変更した。3～6か月、9～11か月とも昨年度より利用率が増加しているが、今後も引き続き母子事業等で受診勧奨していきたい。

3. マタニティクラス・パパママクラス

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	・積極的に育児をしている父親の割合（新たな目標項目） 61.1% → 66.0%
	・市または病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加
	・妊娠中の飲酒の割合 5.0% → 0%
	・妊娠中の喫煙の割合 2.4% → 0%
	・妊娠中の母親の前で吸っていた家族の割合 12.4% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合（新たな目標項目） 81.1% → 86.0%

《目的》

妊娠・出産・育児について体験学習を通して正しい知識を学び、健全な母性と児の育成を図る。

妊婦同士の交流を図りながら、地域における子育ての仲間づくりを支援する。

また、パパママクラスに参加する父親に、妊婦の体の変化や育児協力の大切さを伝えることにより、夫婦協働の必要性の認識を促す。

(1) マタニティクラス

《内容》

- ① 対象 佐倉市に在住する妊婦 各回定員15人（初妊婦優先・申込制）
- ② 実施会場 健康管理センター（3回）、西部保健センター（3回）
- ③ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー、ホームページ掲載
- ④ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	13:00～15:20
2. 講義「妊娠中の生活」	助産師	
3. 講義「妊娠中・授乳期の栄養」	栄養士	
4. 講義「妊娠中のお口の健康」	歯科衛生士	
5. 講義「佐倉市からのお知らせ」	保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・栄養士	

《実績》

① 受講状況

年度	回数	対象者数（人）	受講者数（人）	受講率（%）
平成30年度	6	408	69	16.9
令和元年度	6	373	56	15.0
令和2年度	3	434	23	5.3
令和3年度	6	339	64	18.9
令和4年度	6	337	50	14.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

② 地区別受講状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	合計
		54	48	135	80	17	3
受講者数(人)	7	11	16	13	3	0	50
受講率(%)	13.0	22.9	11.9	16.3	17.6	0.0	14.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

③ 妊婦の喫煙状況

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
0 (0.0%)	4 (8.0%)	46 (92.0%)	0 (0.0%)	50 (100%)

④ 家族の喫煙状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	計
9 (16.4%)	0 (0.0%)	46 (83.6%)	0 (0.0%)	55 (100%)

⑤ 参加妊婦の飲酒状況 (受講者数に対して)

(人・割合)

飲酒している	飲酒していない	無回答	計
0 (0.0%)	50 (100.0%)	0 (0.0%)	50 (100%)

⑥ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用)

(人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	歯科	その他	合計
相談者数(人)	1	0	0	0	0	15	16

【主な相談内容】体重管理、初めての出産育児への不安、産後の支援など

⑧ 動画配信 (オンデマンド)

内容	妊娠中について 妊娠中の体重管理 栄養バランス 主食・主菜・副菜の栄養バランス	気を付けてとりたい栄養素 食生活で気を付けたいこと 授乳中の栄養
視聴回数	261回 (R4年4/1~R5年3/31)	

《考 察》

受講率が例年横ばいとなっているため、今後はカリキュラムについて見直しを実施し、父親への支援についても考慮した内容や実施方法を検討していく。

仲間づくりの支援を行うために、グループで懇談する時間を設けている。受講者アンケートの結果では交流ができたことへの満足度が高い状況であるため、今後も継続していきたい。

また、動画配信について、妊娠届出者全員に対するチラシによる案内を行っている。令和4年9月からはホームページにも情報を掲載し、動画にアクセスしやすいように二次元バーコードを読み取り視聴できるよう接続方法を簡易化した。視聴回数増加に向けて引き続き取り組んでいきたい。

(2) パパママクラス

《内 容》

- ① 対 象 佐倉市に在住する妊婦とその夫（内縁も含む） 各回定員 15 組（初妊婦優先）
- ② 実施会場 健康管理センター 5 回
西部保健センター 5 回
- ③ 実施回数 年 10 回、土曜日または日曜日に開催
- ④ 周知方法 案内文を妊娠届出時に配布、健康カレンダー・ホームページに掲載
- ⑤ カリキュラム

内 容	担 当 者	時 間
1. オリエンテーション	保健師	9:00～12:00
2. 講義「佐倉市からのお知らせ(産後の手続き・健診)」	保健師	
3. 講義「お産後のママの健康と生活」「赤ちゃんとの生活」	助産師	
4. 夫婦で話し合う「 ^{まるまる} 〇〇家作戦会議」	保健師	
5. 沐浴実習、妊婦ジャケット着用体験、グループワーク	助産師・保健師	
6. 個別相談（希望の方・必要な方）	保健師・助産師	

《実 績》

① 受講状況

(人)

年度	開催回数	対象者数	受講妊婦数 (うち経産婦数)	受講率	夫の受講数(うち夫のみが受講した数)	夫以外の家族	受講者合計
平成 30 年度	9 回	408	164 (1)	40.2%	164 (2)	0	328
令和元年度	8 回	373	142 (4)	38.1%	141 (2)	1	284
令和 2 年度	12 回	434	93 (2)	21.4%	92 (0)	0	185
令和 3 年度	18 回	339	121 (2)	35.7%	120 (1)	0	241
令和 4 年度	10 回	337	134 (3)	39.8%	132 (1)	0	266

※対象者数は当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦の数

② 地区別受講状況（対象者数に対して）

	佐倉	臼井	志津	根郷	千代田	和田	合計
対象者数(人)	54	48	135	80	17	3	337
受講者数(人)	22	17	56	33	6	0	134
受講率(%)	40.7	35.4	41.5	41.3	35.3	0.0	39.8

※対象者数：当該年度に妊娠届出をした者のうち初妊婦

※受講者数：パパママクラスを受講した家族のうち妊婦または夫のいずれか

③ 妊婦の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
1 (0.7%)	8 (6.0%)	125 (93.3%)	0 (0.0%)	134 (100%)

④ 家族の喫煙状況 (人)

喫煙中	禁煙中	吸わない	無回答	合計
(0.0%)	30 (22.4%)	104 (77.6%)	0 (0.0%)	134 (100%)

⑤ 参加妊婦の飲酒状況 (人)

飲酒している	飲酒していない	無回答	合計
0 (0.0%)	134 (100%)	0 (0.0%)	134 (100%)

⑥ 相談件数 (分類は地域保健・健康増進事業報告を引用) (人)

相談理由	栄養	運動	休養	禁煙	その他	合計
相談者数	0	1	0	0	26	27

⑦ 動画配信 (オンデマンド)

内容	産後について、赤ちゃんの特徴、沐浴
視聴回数	354回 (R4年4/4~R5年3/31)

《考 察》

感染対策を実施しながら募集人数を増やして教室を開催できたことで、受講率が回復した。令和元年度から継続して家事や育児の分担度合いを夫婦で話し合うワークを行っており、受講者からは、「赤ちゃんのことだけでなく妻のサポートもしていかなければいけないと感じた」といった感想が聞かれ、夫婦が協力して家事や育児をする大切さや、妊婦へのいたわりの気持ちを深める機会となっていると考える。引き続き、夫婦協働の必要性の認識を促すとともに父親への支援についても考慮したカリキュラムの内容や実施方法を検討していく。

マタニティクラスと同様に動画配信を行っているが、視聴回数増加に向けて引き続き取り組んでいきたい。

4. 新生児聴覚スクリーニング検査

根拠法令等	母子保健法第 13 条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング検査 費助成事業の実施に関する規則		
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% →	86.0%
	・ 子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% →	23.0%
	・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% →	0.7%

《目的》

新生児の聴覚障害を早期に発見し、できる限り早い段階で適切な措置を講じられるようにすることを目的としている。

《内容》

- ①対象 佐倉市に住民票を有する妊婦が出産した生後 50 日以内の児又は生後 50 日以内の児
- ②実施方法 (1) 費用助成
- ・ 生後 50 日以内に実施する新生児聴覚スクリーニング検査の費用を助成する。
(助成額は 3,000 円)
 - ・ 検査業務については医療機関（助産所含む）に委託。
 - ・ 受診者は、妊娠届出時に発行している母子健康手帳別冊にとじ込みの受診票を、医療機関に提出することにより、費用助成が受けられる。
 - ・ 委託ができない医療機関の場合、償還払いで助成する。
- (2) 検査結果の確認、受診勧奨
- ・ 全戸訪問事業や 4 か月児乳児相談等で検査結果を確認している。
 - ・ 検査の結果、リファー（要再検査）や要精密検査であるにも関わらず再検査を実施していない場合は、遅延なく受診するよう電話や訪問等で勧奨する。
- ③周知方法 妊娠届出時にリーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援での勧奨。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知。

《実績》

①受診者数 (人)

年度	対象者数	受診者数	受診率	未受診者数
令和 3 年度	842	828	98.3%	14
令和 4 年度	749	745	99.5%	4

※新生児聴覚スクリーニング検査の費用助成は令和 3 年度から開始。

②未受診者 (4 人) の内訳 (人) 令和 5 年 6 月 7 日現在

未受診理由	人数
出生時から入院中のため	2
保護者が検査を希望しなかった	1
長期里帰りで受けることができなかった	1

③初回検査結果（受診者数 745 人の内訳） (人)

検査方法	パス	リファー	
		両側	片側
自動 ABR (AABR)	452	2	7
ABR	16	0	0
OAE	221	5	14
不 明	28	0	0
計	717	7	21

④繰り返し検査結果（リファーとなった 28 人のその後の検査状況） (人)

検査方法	パス	リファー		測定不能
		両側	片側	
自動 ABR (AABR)	4	1	3	1
ABR	1	0	0	0
OAE	13	2	3	0
計	18	3	6	1

⑤要精密検査となった児の経過（繰り返し検査結果でリファー、測定不能となった 10 人のその後） (人)

受診済	難聴の確定診断あり	3
	異常なし	5
	経過観察（再度検査予定）	2

《考 察》

新生児聴覚スクリーニング検査の受診率は、開始した令和 3 年度と比較すると、わずかに増加した。これは妊娠後期の妊婦への電話による状況確認の際に、新生児聴覚スクリーニング検査の受診勧奨を行っていることや検査の実施が社会に浸透してきた結果と考える。ただし、検査を希望しない保護者がいるため、検査を受ける意義や必要性について、引き続き周知を行い、さらなる受診率向上に努めたい。

また、リファーになってから精密検査を受けるまでの間や難聴の診断を受けた後の保護者の不安に対する支援も非常に重要と考える。そのためには、リファーの情報を早急に把握し、精密検査の受診率 100%を目指すことと、その後の検査結果から必要な支援へとつなげるため、医療機関との連携が重要と考える。今後はより適切な支援体制の整備を図りたい。

5. 産婦健康診査

根拠法令等	母子保健法第13条 佐倉市妊産婦及び乳児健康診査費並びに新生児聴覚スクリーニング 検査費助成事業の実施に関する規則
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

《目的》

母子保健法第13条に基づき、産後うつ予防や新生児への虐待防止を図るため、産婦への健康診査を実施またはその費用助成を行い、結果に基づいた適切な指導を行うことにより、産後間もない母子に対する支援を行う。

《内容》

- ①対象 産婦（概ね産後2週間と1か月）
- ②実施機関 契約医療機関（県内27か所、県外25か所）、契約助産院（県内3か所）
※契約外の医療機関で受診した場合は償還払い
- ③実施内容 健診はおおむね産後2週間と1か月の計2回までとする。
健診項目：ア.問診、イ.診察、ウ.体重・血圧測定、エ.尿検査
オ.質問票（Ⅰ：育児支援チェックリスト、Ⅱ：エジンバラ産後うつ質問票（EPDS）、Ⅲ：赤ちゃんへの気持ち質問票）
健診の結果は、実施機関が「健康・要観察・要支援」のいずれかで判定し、要支援と判定した場合には、実施機関から市に連絡を受け、概ね1週間以内に支援を開始する。
- ④周知方法 妊娠届出時に母子健康手帳別冊に受診票を折込んで交付。
転入妊婦にも健診を説明のうえ受診票を交付。
妊娠後期の妊婦への電話支援で受診勧奨。広報、ホームページにて周知。

《実績》

①受診状況

(人)

年度	対象者数 (出生数)	実受診者数 1回目 受診者数(※2)	延受診者数 (うち償還 払い)	受診率 (実受診者数/ 対象者数)	実要支援者 数(率)	延要支援者 数(率)
平成30年度	961	815	1,341(19)	84.8%	145(17.8%)	175(13.0%)
令和元年度	898	789	1,343(43)	87.9%	113(14.3%)	136(10.1%)
令和2年度	786	691	1,192(44)	87.9%	77(11.1%)	94(7.9%)
令和3年度	833(※1)	756	1,305(42)	90.8%	58(7.7%)	86(6.6%)
令和4年度	738	683	1,183(50)	92.5%	89(13.0%) (※3)	136(11.5%) (※3)

※1 令和3年度より、対象者数は産婦数とする。

※2 実施体制が整わない等の理由で実施回数が産後1か月の1回のみでの医療機関もあり、すべての産婦が2回受診するとは限らないため、1回目受診者を実受診者数とする。

※3 令和4年度より、医療機関から「健康」の判定で受診票の返却があった場合でも、市の「要支援」に該当する産婦は「要支援」に判定を変更。

②受診時期別受診者数・要支援理由の状況

(人)

時期	受診者数	要支援者数	要支援率 (%)	要支援理由 (重複あり) (要支援者に対する割合)		
				EPDS 9点以上 (※1)	EPDS/設問10番 加点 (※2)	赤ちゃんへの気持ち質問票/設問3、5に加点 (※3)
2週間	539	67	12.4%	49 (73.1%)	17 (25.4%)	25 (37.3%)
1か月	644	69	10.7%	41 (59.4%)	15 (21.7%)	35 (50.7%)
全体	1,183	136	11.5%	90 (66.2%)	32 (23.5%)	60 (44.1%)

※1 EPDS (エジンバラ産後うつ質問票) は、自記式の質問票で、全10項目の設問で構成される。

1設問当たり程度により0~3点が加点され、合計9点以上が産後うつが疑われるとされている。

※2 EPDSの設問10「自分自身を傷つけるという考えが浮かんできた」に加点があった場合、自殺念慮が疑われる。

※3 赤ちゃんへの気持ち質問票の設問3「赤ちゃんのことが腹立たしくいやになる」、設問5「赤ちゃんに対して怒りがこみあげる」に加点があった場合、児童虐待につながる可能性があると言われていいる。

③要支援者の支援状況 (延人数)

要支援者数			
	医療機関からの連絡あり 90人		医療機関から連絡なし
136人	概ね1週間以内に訪問等の支援を実施した人数 (率)	概ね1週間以内に支援を実施できなかった人数 (率)	46人
	86人 (95.6%)	4人 (4.4%)	

※医療機関から連絡があったが、対象者が市からの連絡・訪問に応じず、概ね1週間以内に支援を実施できなかった者4人。

※医療機関からの連絡がなかった者の支援状況 (延46人)

- ・妊娠中からの継続支援を実施 12人
- ・医療機関から産婦健康診査とは別に連絡があり、地区担当保健師による支援を実施 4人
- ・新生児訪問事業実施 29人
- ・産婦健診の受診後に転出。電話にて産婦へ状況確認後、転出先へ継続支援依頼実施 1人

④実要支援者の状況 (重複あり)

要支援者数	出生順位第1子	妊娠中から継続支援の者
89人	56人 (62.9%)	30人 (33.7%)

⑤地区別実要支援者数 (89人) の内訳

佐倉	臼井	志津	根郷	和田・弥富	千代田
11人	12人	39人	21人	1人	5人

《考 察》

産婦健康診査の受診率は、年々上がってきており、今年度は92.5%であった。妊娠届け出時や妊娠後期電話で、産婦健康診査の受診案内を行っており、その勧奨の効果が出ていると思われる。

令和4年度から、医療機関から返却された受診票の確認を通し、「健康」の判定であった場合でも、市の判定基準で「要支援」に該当する産婦に関しては、判定を変更した。判定の変更により、要支援者が増加しているが、産婦のその後の支援につなげることができている。また、医療機関から連絡を受けた要支援者の95.6%に概ね1週間以内の早期支援を実施している。

要支援者であっても、早期の支援につなげられていない産婦については、医療機関と連携をし、早期支援や状況の把握に努めていく必要がある。産婦健康診査の結果を受けて、産後ケアや早期の新生児訪問等の事業につなぎ、産後うつや虐待の防止を図っていきたい。

6. 産後ケア事業

根拠法令等	母子保健法第 17 条の 2 (産後ケア事業)	
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・子どもを虐待していると思う保護者の割合	10.3% → 0%
	・妊娠・出産について満足している人の割合	81.1% → 86.0%

《目的》

産後に心身の不調又は育児不安等がある者の心身の安定及び育児不安の解消を図り、母子とその家族が健やかな育児ができることを目的に実施する。

《内容》

- ①対象 本市に住所を有し、心身の不調又は育児不安がある母親とその児
 ※宿泊型・日帰り型は産後 2 か月未満、訪問型は産後 6 か月未満
 ※流産・死産をされた者も含む。
- ②実施機関 宿泊型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 日帰り型：契約医療機関（市内 1 か所、市外 5 か所）
 訪問型：千葉県助産師会印旛地区部会、市外契約助産院
- ③実施内容 施設に宿泊又は滞在、若しくは助産師の訪問により以下の支援を提供する。
 (1) 産婦の母体管理及び生活面の指導
 (2) 乳房管理
 (3) もく浴、授乳等の育児指導
 (4) 乳児の世話及び発育、発達等の確認
 (5) 産婦への食事の提供（宿泊型のみ）
 (6) その他必要な保健指導及び情報提供
- ④周知方法 妊娠届出時に事業リーフレットを配布。妊娠後期の妊婦への電話支援にて、妊婦の体調や協力体制などを確認した上で必要な方に利用を提案。広報やホームページ、子育て支援ガイドブック等にて周知等。

《実績》

利用状況

年度	宿泊型		日帰り型		訪問型		合計	
	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)	実(人)	延(日)
平成 30 年度	19	92	1	3	14	28		
令和元年度	11	66	4	8	11	20		
令和 2 年度	9	46	0	0	18	49		
令和 3 年度	17	80	1	1	25	83	38	164
令和 4 年度	33	158	7	17	32	98	59	273

※合計の実人数は、産後ケア事業いずれかを利用した実際の人数。（宿泊型と訪問型を併用する等、サービスを組み合わせて利用する人を 1 人とカウントして計上）

(補足) 令和2年度までは子育て支援課(現在のこども保育課)で実施していたが、組織改編により令和3年度から母子保健課で実施となった。令和2年度は新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の発出により、宿泊型産後ケアの利用者の受け入れの休止期間あり。

《考 察》

利用者数は、いずれのサービスも増加傾向にあるが、令和4年度は、特に宿泊型産後ケアの利用者が大幅に増加した。これは、出産年齢の高齢化により身体の回復や体調に不安にある方や、近年の核家族化により育児協力者が希薄な中で育児が始まることへの不安を抱えている方が増えているものと考えられる。また、佐倉市では妊娠届出時と妊娠後期の電話支援の際に事業の周知を図っており、認知度が高まっていることも利用者数の増加につながっていると考えられる。

産後ケアの利用を希望する者が利用でき、利用者が安心して子育てができるよう、体調面への不安や育児不安、負担感の軽減を図り、産後うつ発症のリスク低減へと繋がるよう、委託施設等と連携を図りながら継続実施していきたい。

7. 母子訪問指導

根拠法令等	母子保健法第10条（保健指導）、第11条（新生児の訪問指導）、第17条（妊産婦の訪問指導）、第19条（未熟児の訪問指導） 児童福祉法第21条の10の2、10の3（乳児家庭全戸訪問事業）
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・ 子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・ 育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・ 妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）妊産婦訪問

《目的》

母子保健法第17条に基づき、妊産婦に対して家庭訪問を行い、妊娠又は出産・産褥期に支障を及ぼすおそれのある疾病を予防するとともに、安心して子育てができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 妊娠届出時の面接や電話等で訪問を希望する妊婦
妊娠届出時の面接より訪問が必要と認められる妊婦
出産後の新生児訪問で継続支援が必要と認められた産婦
- ②内容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・助産師

《実績》

① 実施状況

	妊娠届出数 (件)	妊婦訪問実(延)人数 (人)		産婦訪問実(延)人数 (人)	
			支援継続 人数(人)		支援継続人 数(人)
平成30年度	922	31(51)	29	※942(959)	365
令和元年度	861	36(70)	34	※878(880)	320
令和2年度	864	17(25)	17	※731(740)	251
令和3年度	782	15(23)	15	※779(784)	241
令和4年度	757	13(16)	13	※749(749)	243

※産婦訪問実(延)人数について、平成30年度から地域保健の報告に準じ、新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

※産婦訪問実(延)人数について、令和元年度から他市町村に依頼した新生児訪問と同時に実施した産婦訪問指導の実績も合わせて計上することとする。

② 要支援者のうち、エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)9点以上であった者

要支援者数(人)	EPDS 9点以上の人数(人)	割合
243	49	20.2%

《考 察》

妊娠届出時の面接や全戸訪問で支援が必要と判断された妊産婦に対して、安心して出産・育児を過ごすことができるように保健師や助産師が継続した支援を行っている。産婦訪問について、訪問件数に占める要支援率は5か年で減少傾向にある。しかし、要支援者のうちEPDS 9点以上の者は20.2%と、昨年度の17.0%より3.2ポイント増加しており、周産期における保護者の精神的負担への支援の必要性が高まっている。今後も保護者が安心して子育てできるよう、保護者の不安や負担感に寄り添った支援を行っていききたい。

(2) 生後4か月までの全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

《目 的》

母子保健法第11条及び19条に基づく新生児訪問指導、児童福祉法第21条の10の2及び第21条10の3に基づく乳児全戸訪問事業を併せて実施することにより、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭に訪問し、子育てに関する情報の提供並びに乳児及び保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うことを目的とする。

《内 容》

ア. 新生児訪問

- ①対 象 原則として出生後28日未満の新生児で、以下のいずれかに該当する者
- ・第1子の新生児
 - ・未熟児養育医療の対象者
 - ・母子保健法第6条第6項に規定する未熟児
 - ・第2子以降の新生児で、出生通知書または電話で訪問指導を希望した者
 - ・第2子以降で妊婦訪問から継続して支援している者
 - ・第2子以降で医療機関から訪問依頼のある者
 - ・その他市長が認めた者（他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等）
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③従事者 保健師・助産師

イ. こんにちは赤ちゃん訪問

- ①対 象 生後4か月までの産婦及びその乳児
新生児訪問の対象となった者は、新生児訪問として実施する。
- ②内 容 家庭訪問による育児に関する情報提供
エジンバラ産後うつ質問票(EPDS)による、産婦の精神状態の確認と支援
- ③ 従事者 看護師

《実績》

① 実施状況

a	対象者数	
	令和4年度出生数	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
770人	749人	21人

b(b/a)	生後4か月までの全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)実施数(実施率)		
	令和4年度 出生児	前年度 対象者	その他市長が認めたもの (他市町村からの里帰り出産で依頼があった者等)
780人(101.3%)	703人	56人	21人

新生児訪問指導等と同時に実施(再掲)c(c/b)	
705人(90.4%)	

② 過去5年間の実施状況(佐倉市に住民登録されている者について)

年度	対象者数(人)	訪問数(件)			訪問率(%)	要支援者数(%)
		訪問数(件)	訪問率(%)	要支援者数(%)		
平成30年度	961	957	99.6	381(39.8%)		
令和元年度	898	889	99.0	330(37.1%)		
令和2年度	786	735	93.5	251(34.1%)		
令和3年度	842	787	93.5	245(31.1%)		
令和4年度	749	759	101.3	253(33.3%)		

※訪問件数・訪問率について、前年度対象者への訪問を含む。

《考察》

生後4か月までの早い時期の乳児の家庭訪問は、乳児のいる家庭と地域社会をつなぐ最初の機会となり、乳児のいる家庭の孤立を防ぎ子育て支援を行う重要な事業である。

近年は、妊娠届出時の面接や、妊娠後期の方への電話にて、出生通知書の提出、新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問について伝えていることで、乳児家庭全戸訪問事業が市民へ周知され、高い訪問率を維持している。今年度は、新型コロナウイルス感染症対策も浸透し、保護者の訪問に対する受け入れも良くなったことや、出生通知書の電子申請の普及等により、訪問率がさらに向上している。

訪問件数に占める要支援率は、ほぼ横ばいで推移している。支援理由は約6割が「保護者の不安・負担」で最も多く、産後の保護者の不安や負担感への支援の必要性が高い。今後も、乳児期の早期の訪問指導を行い、支援が必要な家庭の早期把握、継続的な支援を行っていきたい。

(3) 乳児・幼児訪問指導

《目的》

支援を必要とする乳児、幼児に家庭訪問を行い、児の健康増進を図るとともに、養育者の育児不安の解消に努め、安心して子育てができるように支援する。

《内 容》

- ①対 象 乳児、幼児とその保護者
- ②内 容 家庭訪問による相談と支援
- ③従事者 保健師・栄養士・歯科衛生士等

《実 績》

実施状況

(人)

年度	乳 児		幼 児		合 計	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成30年度	108	181	99	146	207	327
令和元年度	147	239	120	175	267	414
令和2年度	84	138	80	116	164	254
令和3年度	63	97	53	61	116	158
令和4年度	55	140	47	72	102	212

《考 察》

妊娠届出時から支援している家庭や、健康診査や相談等の母子保健事業において把握した支援が必要な家庭について、地区担当保健師が継続的に支援している。今年度は乳児、幼児ともに、訪問実数はやや減少しているが、延数は乳児を中心に増加傾向にある。このことから訪問指導を行う家庭に対して、複数回訪問を行い、家庭状況の確認と状況に応じた支援・指導を実施していることがわかる。

乳児期は児の月齢に合わせて発生する不安、負担感に対してその都度支援が求められている。また幼児期では、虐待発生防止のために保健だけではなく、他機関と連携した訪問指導を行っている。支援が必要な家庭には、電話や面接での対応も行っているが、家庭状況に応じて訪問指導の必要性をアセスメントし、適切な支援を行っていけるよう努めていく必要がある。妊娠期から育児期において、切れ目のない継続した支援を行い、これからも家庭状況や児の月齢に合わせた育児情報の提供を行っていきたい。

8. 低出生体重児の届出・未熟児養育医療・未熟児訪問指導

根拠法令等	母子保健法第18条、第19条、第20条、第21条
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・妊娠・出産について満足している人の割合 81.1% → 86.0%

（1）低出生体重児の届出・未熟児養育医療

《目的》

身体の発育が未熟なまま生まれた未熟児は、生後速やかに適切な処置を講ずることが必要であるため、養育に必要な医療の給付を行うことにより、乳児の健康管理と健全な育成を図ることを目的とする。また、低出生体重児の届出により、速やかな支援につなげる。

《内容》

「低出生体重児の届け出」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有する出生体重2,500g未満の児
- ②方法：出生通知書により届出する
- ③周知方法：母子健康手帳交付時配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

「未熟児養育医療（審査・認定・医療券交付）」について

- ①対象者：佐倉市に住所を有し、以下のいずれかの症状に該当する、入院して養育を受ける必要があるとして医療機関の医師が認めた0歳児
 - ア. 出生体重が2,000g以下
 - イ. ア以外の乳児で生活力が弱く、次の「対象となる症状」のいずれかを示す
 - ・けいれん、運動の異常
 - ・体温が摂氏34度以下
 - ・強いチアノーゼなど呼吸器、循環器の異常
 - ・繰り返す嘔吐など、消化器の異常
 - ・強い黄疸
- ②方法：母子保健課において、申請書の内容を審査し、承認及び却下を決定。
承認の場合には「養育医療券」を交付する。
こども家庭課において、給付（自己負担額の決定）や医療機関への連絡等を実施。
- ③周知方法：ホームページ・母子健康手帳交付時配布の「佐倉市子育て支援ガイドブック」等、指定医療機関（東邦大学医療センター佐倉病院、東京女子医科大学八千代医療センター、成田赤十字病院）に申請書類一式を送り対象者に渡してもらう。

《実績》

①年度別低出生体重児（出生体重2,500g未満）の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

年度	全出生数	低出生体重児数（割合）	
		低出生体重児数（割合）	未熟児養育医療申請件数（割合）
平成30年度	961	80 (8.3%)	15 (1.6%)
令和元年度	898	90 (10.0%)	23 (2.6%)
令和2年度	786	66 (8.4%)	22 (2.8%)
令和3年度	842	75 (8.9%)	14 (1.7%)
令和4年度	749	58 (7.7%)	20 (2.7%)

※未熟児養育医療申請については、出生年度ではなく、申請年度へ計上する。

②地区別低出生体重児の出生（届出）数、未熟児養育医療申請件数（人）

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	計
低出生体重児数	8	8	25	12	0	0	5	58
未熟児養育医療申請件数	4	4	8	4	0	0	0	20

③未熟児養育医療該当者の出生状況（人）

年度	計	単胎	多胎		
			組数	うち1人該当	
平成29年度	11	10	0	-	1
平成30年度	15	7	4	2組	4
令和元年度	23	18	4	2組	1
令和2年度	22	17	2	1組	3
令和3年度	14	12	2	1組	0
令和4年度	20	11	9	4組	0

④在胎週数別出生体重（低出生体重全数）（人）

出生体重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～999g (超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g (低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	計
～27週 (超早産児)	0	0	0	0	0	0
28～33週	0	0	2	6	2	10
34週～36週 (後期早産児)	0	0	2	2	17	21
37週～	0	0	0	2	25	27
計	0	0	4	10	44	58

⑤在胎週数別出生体重（未熟児養育医療該当者） (人)

体 重 在胎週数	499g 以下 (超低出生体重児)	500～ 999g(超低出生体重児)	1,000～ 1,499g (極低出生体重児)	1,500～ 1,999g(低出生体重児)	2,000～ 2,499g (低出生体重児)	2,500g 以上	計
～27 週 (超早産児)	0	0	1	0	0	0	1
28～33 週	0	0	2	6	0	0	8
34 週～36 週 (後期早産児)	0	0	2	3	2	0	7
37 週～	0	0	0	3	1	0	4
計	0	0	5	12	3	0	20

⑥入院医療機関の状況（未熟児養育医療該当者） (人)

指定養育医療機関名	30 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
東邦大学医療センター佐倉病院	9	11	6	10	9
東京女子歯科大学八千代医療センター	4	5	8	1	3
成田赤十字病院	0	2	4	0	3
船橋中央病院	0	1	1	1	0
千葉大学医学部附属病院	0	1	1	0	0
東京慈恵会医科大学附属柏病院	0	0	1	0	0
千葉市立海浜病院	0	1	0	1	0
亀田総合病院	1	0	0	0	0
国保旭中央病院	0	0	0	0	2
県外の医療機関	1	2	1	1	3
計	15	23	22	14	20

※出生後転院した場合、転院後の医療機関で集計。

《考 察》

令和4年度の未熟児養育医療の申請件数は、20件と前年度より6件増加した。出生体重の内訳で見ると、1,500g～1,999gの低出生体重児が12人と最も多かった。

未熟児養育医療に該当する者については、初回の訪問指導をはじめ、その後の母子保健事業にて発育・発達、育児状況を確認し、3歳児健康診査を迎えるまでは、地区担当保健師による継続支援を行うこととしている。今後も早期に対象児の把握や支援介入を行っていくこととしたい。

(2) 未熟児訪問指導

《目的》

未熟児は、諸機能に種々の未熟さがあり、疾病にも罹りやすいことから出生後速やかに適切な処置を講じる必要があり、家庭内で養育できる児については訪問指導によって必要な処置を講じる。

また、未熟児対策の万全を期するため、身体発育や諸機能が正常児なみになった後においても、訪問指導を必要とすると判断される場合には、引き続き訪問指導を行う。

《内容》

- ①対象者：佐倉市に住所を有する未熟児養育医療該当者
- ②方法：未熟児が出生した際、保健師及び助産師による家庭訪問において相談、支援
- ③周知方法：母子健康手帳交付時に配布のリーフレット・ホームページ・健康カレンダー等

《実績》

未熟児養育医療訪問状況			(人)
年度	対象者数	訪問人数（うち養育医療該当）	訪問率（%）
平成30年度	80	75（13）	93.8
令和元年度	23	14	60.9
令和2年度	22	23	104.5
令和3年度	14	9	64.3
令和4年度	20	20	100

※令和元年度より、未熟児養育医療の対象児のみの実績とする。

《考察》

市では、未熟児養育医療の対象児に対して、地区担当保健師が訪問指導を行うこととしている。

令和4年度は、対象者全員に対して、訪問指導を行うことができた。

未熟児養育医療の対象児の家族の中には、合併症や発育、発達への不安が強く、特に母親は、自責の念や罪悪感を抱いていることが多い。また、児の入院が長期間におよぶことで、児への愛着形成不全にも陥りやすい傾向があったり、家族関係や経済面、養育環境など複数の問題を抱えている家族もいる。そのため、母親や家族が安心して児を迎えることができるよう、児の入院中から連絡を取ったり、医療機関等の他機関と連携を図りサービスの調整を行うなどして、今後も早期に対応し母親に寄り添った支援に努めたい。

9. 乳児相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

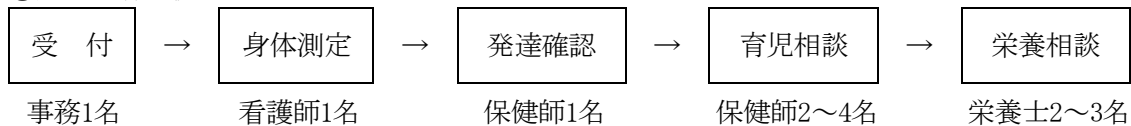
母子保健法第9条、第10条に基づき、乳児の成長、発達状態の観察とそれらに応じた適切な保健指導を保護者に行うことにより、乳児の発育過程を支援する。

《内容》

①対象 生後4か月の乳児

②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回

③実施内容と流れ



※密になるのを防ぐため、30分ごとに受付を区切り実施。第2子以降は栄養相談を希望制とした。

④周知方法 生後5か月に達する月に、対象者全員に「4か月乳児相談のお知らせ」を送付。
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	実施回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成30年度	36回	1,047	960	91.7
令和元年度	33回	828	761	91.9
令和2年度	21回	480	421	87.7
令和3年度	36回	844	741	87.8
令和4年度	36回	786	692	88.0

※令和元・2年度の対象者数に中止となった月の対象者は含まれていない。

②地区別来所状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		101	141	358	142	5	3	36
来所者数(人)	82	118	327	124	4	3	34	692
来所率(%)	81.2	83.7	91.3	87.3	80.0	100	94.4	88.0

③相談結果

来所者数	支援なし	支援あり	他機関管理
	692人	560人 (80.9%)	132人 (19.1%)

※他機関管理は、疾患や障害などにより、医療機関などで管理されている者

④主な要支援理由と割合

年度	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患(疑い含む)	保護者の体調・疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	虐待ケース	発育	運動発達	疾患障害	精検・受診結果確認	栄養	上段(人) 下段は割合(%)		計
												きこえ	その他	
令和3年度	62 (42.5)	24 (16.4)	6 (4.1)	21 (14.4)	3 (2.1)	0 (0)	18 (12.3)	4 (2.7)	3 (2.1)	1 (0.7)	4 (2.7)	0 (0)	0 (0)	146
令和4年度	56 (42.4)	15 (11.4)	4 (3.0)	19 (14.4)	6 (4.5)	3 (2.3)	20 (15.2)	1 (0.8)	6 (4.5)	0 (0)	1 (0.8)	0 (0)	1 (0.8)	132

⑤地区別支援状況

来所者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	82	118	327	124	4	3	34	692
	支援ありの数(人)	16	32	54	22	0	8	132
要支援率(%)	19.5	27.1	16.5	17.7	0	0	23.5	19.1

《考察》

乳児相談は、全戸訪問事業である「新生児訪問・こんにちは赤ちゃん訪問」の継続支援の場である一方で、訪問が実施できなかった母子を目視で確認できる機会となっている。そのため、虐待ハイリスクと考えられている母子保健事業未来所の家庭を早期発見・早期支援できる事業に位置付けられる。

要支援理由における虐待ハイリスク・虐待ケースの割合は昨年度と比較し、ともに増加しており、きょうだいの育児状況や家庭環境を背景としている。そのため、対象児だけでなくきょうだいへの育児負担や保護者自身の要因等家庭全体の状況を把握し、早期から適切な支援を行えるよう努めていく。

また、出生数の減少に伴い、乳児相談の受診者数も減少傾向にある。特に佐倉・臼井・千代田地区の家庭が来所する健康管理センターでの乳児相談では、来所者数の減少により受付時間枠に余りが見られた。次年度に向けて開催時間や時間枠の変更を検討し、事業の効率化を図っていく。

栄養相談では第2子以降は希望制としているが、第1子の離乳食が順調に進まなかった、再確認したい等を理由に栄養相談を希望する保護者が多い印象であった。離乳期のスタートの不安や相談者のニーズに寄り添った相談支援を行っていく。

10. もぐもぐ教室

根拠法令等	母子保健法第9条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・健康づくりのために栄養や食事について考えていない保護者の割合 <ul style="list-style-type: none"> 幼児の保護者 0.4% → 0% 小学生の保護者 0.3% → 0% ・むし歯のない人の割合 3歳児 86.7% → 90.0% ・風呂場の事故防止のために、子どもがドアを開けられないよう工夫している家庭の割合(1歳児) 35.4% → 増加 ・おやつ目的を理解している幼児の保護者の割合 22.7% → 増加

《目的》

母子保健法第9条に基づき、乳児の成長に応じた適切な栄養、口腔衛生、事故予防指導を保護者に行うことにより、乳児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 8か月の乳児
- ②実施回数 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 各12回
※新型コロナウイルスの感染拡大防止のため事前予約制による個別相談で実施
- ③実施内容 事前予約制による栄養士・歯科衛生士による個別相談及び継続支援者への保健師相談
※栄養士による相談は、全員実施した。
歯科衛生士による相談は、第1子は必須、第2子以降は希望者のみに実施した。
保健師による相談は、継続支援者及び希望者について実施した。
- ④周知方法 対象児全員に「お知らせ」を通知の他、広報、健康カレンダー、ホームページで周知。

《実績》

①年度別来所状況

年度	回数	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
平成30年度	30	1,068	770	72.1
令和元年度	28	879	646	73.5
令和2年度	18	470	281	59.8
令和3年度	36	829	522	63.0
令和4年度	36	832	513	61.7

※令和元年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため3月を中止

※令和2年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため4月から8月を中止

②会場別来所状況

実施会場	実施回数(回)	対象者数(人)	来所者数(人)	来所率(%)
健康管理センター	12	296	153	51.7
西部保健センター	12	385	250	64.9
南部保健センター	12	151	110	72.8
合計	36	832	513	61.7

③栄養士・歯科衛生士・保健師による個別相談状況

	栄養士相談（人）	歯科衛生士相談（人）	保健師相談（人）
健康管理センター	153	117	62
西部保健センター	250	171	106
南部保健センター	109	83	43
合 計	512	371	211

《考 察》

生後9か月以降の乳児期は、離乳食から幼児食への移行期で、栄養の大部分を食事で摂るようになる。また、食事回数も3回食へと移行して行く中で、正しい生活リズムと食習慣の基礎を身につける大事な時期でもある。

この事業では、適切な離乳食のすすめ方や栄養についての健康教育を行うことで、保護者に対し児の栄養や食事について学ぶ機会をつくり、適切に離乳食が進められるよう支援を行い、また、歯科衛生士からは、乳歯がはえ始めるこの時期に適切な歯の手入れ方法について等の相談を行っている。

令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響により、集団教育から予約制の個別相談に変更になったことで、栄養相談では離乳食等栄養状況の把握がしやすく、適切な指導がしやすくなった反面、保健師による講義がなくなり事故予防について周知できない状況となった。このことから、事故予防のプリントをお知らせと一緒に対象者全員に郵送し、事故予防の周知を図った。

感染症防止対策のために個別相談として事業を行っているが、来所しない親子の支援のためにも、健康さくら21(第2次)の『栄養・運動・事故防止に心がけ、健やかに子どもを育てよう』という目標の実現につながるよう努めていきたい。

11. 1歳6か月児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0% ・1歳6か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目的》

母子保健法第12条に基づき、1歳6か月児期の幼児に対し、健康診査を行い疾病、運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等をもった幼児を早期に発見する。また、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他育児に関する指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 1歳6か月を超え2歳に満たない児
- ②実施場所 (集団健診) 年30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)
(個別健診) 市内14協力医療機関
- ③実施内容 (集団健診)
全員実施：身体計測・歯科健診・育児相談・M-CHAT短縮版の問診 (注1)
必要者のみ実施：栄養相談・歯科相談
(個別健診)
市が交付した受診券を持参して、医療機関で個別に医師診察を実施
- ④周知方法 1歳6か月に達した幼児全員に個人通知、ホームページ等に掲載。

《実績》

① 受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援率(%)
平成30年度	30回	1,058	1,023	96.7	301	29.4
令和元年度	27回	951	907	95.4	307	33.8
令和2年度	33回	1,081	1,010	93.4	400	39.6
令和3年度	30回	884	852	96.4	366	43.0
令和4年度	30回	844	855	101.3	378	44.2

※令和4年度は、前年度の対象者39人が受診したため、受診率100%を超えた。

②地区別受診状況

(人)

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
	112	130	399	150	10	2	41	844
受診者数(人)	117	130	409	144	10	2	43	855
受診率(%)	104.5	100.0	102.5	96.0	100.0	100.0	104.9	101.3
要支援者数(人)	58	52	184	55	3	2	24	378
要支援率(%)	49.6	40.0	45.0	38.2	30.0	100.0	55.8	44.2

③主な要支援理由と割合 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	保護者の精神疾患（疑い含む）	育児・生活態度	発育	運動発達	虐待ケース	虐待ハイリスク	栄養	精密・受診結果確認等	計
288	31	16	14	9	8	4	3	2	3	378
33.7	3.6	1.9	1.6	1.1	0.9	0.5	0.4	0.2	0.4	

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（％）		回答	人（％）	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
いつも感じる	4 (0.5)	6 (0.7)	はい	110 (69.6)	129 (81.6)
時々感じる	154 (18.1)	152 (17.8)	いいえ	45 (28.5)	21 (13.3)
感じない	687 (80.6)	694 (81.2)	無回答	3 (1.9)	8 (5.1)
無回答	7 (0.8)	3 (0.4)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤歯科健康診査結果 上段（人） 下段は受診者数に対する割合（％）

受診者数 (受診率%)	相談者数	結果判定※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
852 (99.6)	275 32.3	452 53.1	388 45.5	6 0.7	5 0.6	1 0.1	0 0.0	0 0.0	51 6.0	2 0.2	59 6.9

（備考） 歯科健診未受診 3人 ・むし歯罹患率 0.7％ ・1人平均むし歯本数 0.03本

※歯科健康診査 結果判定の分類

01型 むし歯がなく、口腔環境が良好なもの

02型 むし歯はないが、将来むし歯罹患の不安のあるもの

03型 要観察歯（むし歯とは判定しないが、注意が必要な歯）があるもの

A型 上の前歯のみ、または奥歯のみにむし歯のあるもの（比較的軽症）

B型 奥歯および上の前歯にむし歯のあるもの（放置すれば重症になる恐れ）

C1型 下の前歯のみにむし歯のあるもの（比較的予後は良好）

C2型 下の前歯を含む他の部位にむし歯のあるもの（重症）

⑥個別医師診察結果（人）

※令和5年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率（％）	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介（要精密）	要紹介（要治療）
855	573	67.0	519	3	38	6	7

⑦精密健康診査結果 (人)

※令和5年4月末現在

精密健康診査対象数	受診数	受診結果 (内訳)			
		異常なし	診断確定	経過観察	その他
6	6	0	3	3	0

診断確定の内訳：両側移動性精巣2名、先天性眼瞼下垂・遠視性乱視1名

《考 察》

令和2年度の集団健診受診率は新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて一時的に低下したが、令和3年度から上昇傾向にあり、令和4年度は更に4.9ポイント増加した。未受診勧奨事業と連携した取り組みによる集団受診率の向上の効果もうかがえた。一方で、集団健診受診後の個別医師診察受診率は例年70%前後の推移にとどまるため、かかりつけ医への健診受診率向上は引き続き課題である。

要支援率は、昨年度からさらに増加しており、支援理由は「ことば・社会性・行動面」最も多い状況である。一方、健康さくら21 (第2次) の指標について、育てにくさを感じた保護者で、なんらかの相談先や解決方法を知っている割合は、昨年度より12ポイント増加した。成長発達の個人差が大きくなる1歳6か月児の子育ては、保護者も不安や負担を抱えながら手探りであることが多く、公私問わず周囲の温かいサポートが必要である。妊娠期から各事業において、保健センターの他、地域の社会資源等を保護者に情報提供し、引き続き保護者の問題解決行動を後援していく。

また、「児の育てにくさ」を保護者が感じる要因は子側の因子のみならず、保護者側の因子であったり、親子をとりまく環境因子であったり様々である。「児の育てにくさ」を感じる負担感が虐待行為に転じるリスクがあることをふまえ、健診会場の短時間の面接場面であっても面接から相談支援につながる相談支援関係の構築を心がけ、保護者に寄り添う支援に重点を置きつつ、専門職間かつ地域医療機関との連携の下、児の心身の健やかな成長と発達のサポートを目指していく。

発達等の子の要因や親子関係の要因で支援の必要性のある家庭については、親子教室事業へ接続すると共に、地区担当保健師による訪問や幼児歯科健診等での面接等、個別支援を連動の上、支援を行っていくこととしたい。

注1：M-CHAT 短縮版(乳幼児自閉症チェックリスト)について

1歳半から3歳の幼児に対して自閉症スペクトラムのスクリーニング目的で使用されるもの。

(1歳6か月までにみられる社会的発達について)

- (1)何か欲しいものがある時、指をさして要求しますか
- (2)何かに興味を持った時、指をさして伝えようとしていますか
- (3)お母さん(お父さん)に見て欲しいものがある時、それを見せに持ってきますか
- (4)お母さん(お父さん)が見ているものを、お子さんも一緒に見ますか
- (5)お母さん(お父さん)のすることをまねしますか
- (6)お母さん(お父さん)が部屋の離れたところにあるおもちゃを指でさすと、お子さんはその方向を見ますか
- (7)いつもと違うことがある時、お母さん(お父さん)の顔を見て反応を確かめますか

12.3 3歳児健康診査

根拠法令等	母子保健法第12条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に育児をしている父親の割合 61.1% → 66.0% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

母子保健法第12条に基づき、幼児期のうち身体発育および精神発達の面から最も重要である3歳児期に総合的な健康診査を実施し、またその結果に基づき適切な指導を行うことにより、母子の心身の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ① 対象 3歳6か月を超え4歳に満たない児
- ② 実施場所 (集団健診) 計30回
健康管理センター(12回)
西部保健センター(12回) 南部保健センター(6回)
(個別健診) 市内13協力医療機関
- ③ 実施内容 (集団健診) 全員実施：身体計測、尿・視力・屈折検査、歯科健診、育児相談
発達チェック項目*1(応答、了解)、行動観察
必要者のみ：言語相談、栄養相談、歯科相談、聴力・尿二次検査、
※眼科二次健診は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、個別に医療機関を受診できる精密健康診査にて対応
(個別健診) 医療機関にて、個別に医師診察を実施。
- ④ 周知方法 3歳6か月に達した幼児全員に個別通知、広報、ホームページ等に掲載。

《実績》

①受診状況

年度	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)	要支援者数(人)	要支援者率(%)
平成30年度	30回	1,283	1,182	92.1	200	16.9
令和元年度	27回	1,059	961	90.7	176	18.3
令和2年度	34回	1,258	1,178	93.6	464	39.4
令和3年度	30回	1,103	1,032	93.6	408	39.5
令和4年度	30回	956	941	98.4	397	42.2

②地区別受診状況

対象者数(人)	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
		124	141	443	185	5	7	51
受診者数(人)	127	136	437	178	5	7	51	941
受診率(%)	102.4	96.5	98.6	96.2	100.0	100.0	100.0	98.4
要支援者数(人)	52	64	181	73	1	2	24	397
要支援率(%)	40.9	47.1	41.4	41.0	20.0	28.6	47.1	42.2

③主要要支援理由と割合

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（%）

ことば・社会性・行動面	保護者の不安・負担	（疑い含む） 保護者の精神疾患	育児・生活態度	虐待ハイリスク	運動発達	虐待ケース	発育	精検・受診結果確認	計
352	17	8	6	5	4	3	1	1	397
37.4	1.8	0.9	0.6	0.5	0.4	0.3	0.1	0.1	

④健康水準の指標に関する結果（問診項目から）

ア. お子さんに対して、育てにくさを感じますか			イ. 育てにくさを感じたときに相談先を知っているなど、何らかの解決する方法を知っていますか※		
回答	人（%）		回答	人（%）	
	令和3年度	令和4年度		令和3年度	令和4年度
いつも感じる	18 (1.7)	13 (1.4)	はい	227 (78.8)	197 (78.8)
時々感じる	270 (26.2)	237 (25.2)	いいえ	52 (18.1)	43 (17.2)
感じない	735 (71.2)	684 (72.7)	無回答	9 (3.1)	10 (4.0)
無回答	9 (0.9)	7 (0.7)			

※イはアの設問で「いつも感じる」または「時々感じる」と回答した者への再設問

⑤尿検査結果

検査数（人）	有所見数（人）	有所見率（%）	有所見内訳（延人数）			
			糖	蛋白	潜血	小計
894	21	2.3	2	8	11	21

⑥歯科健康診査結果

上段（人） 下段は受診者数に対する割合（%）

受診者数 （受診率%）	相談者数	結果判定 ※							不正咬合	軟組織異常	その他異常
		01型	02型	03型	A型	B型	C1型	C2型			
935	17	725	113	20	51	19	1	6	106	1	12
(99.4)	1.8	77.5	12.1	2.1	5.5	2.0	0.1	0.6	11.3	0.1	1.3

（備考）・歯科健診6人未受診 ・むし歯罹患率8.2% ・1人平均むし歯数 0.39本

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑦医師診察結果(人)

※令和5年4月末現在

集団健診受診者数	医師診察受診者数	医師診察受診率(%)	医師診察結果（内訳）				
			異常なし	既医療	要経過観察	要紹介（要精密）	要紹介（要治療）
941	564	59.9	520	12	19	8	5

⑧精密健康診査実施状況（人）

※令和5年4月末現在

健診内容	精密健康診査交付数	受診者数	精密健康診査結果			
			異常なし	診断確定	経過観察	その他
尿二次	5	4	0	0	4	0
眼科精密健康診査	178	103	52	12	39	0
聴力二次	1	1	0	1	0	0
医師診察	8	8	1	0	7	0
計	192	116	53	13	50	0

* 診断確定の内訳

眼科精密健康診査：遠視性乱視 4名、遠視性弱視 1名、遠視 1名、外斜視 2名、屈折異常弱視 3名
急性内斜視 1名
聴力二次検査：滲出性中耳炎 1名

⑨4歳児への発達アンケート実施状況(人)

アンケート送付数	アンケート返信数 (返信率)	返信者に対する 電話相談数	返信者に対することばと発達の 相談室利用者数
271	196 (72.3%)	41	10

《考 察》

集団健診受診率は、前年比 4.8 ポイント増加した。3歳6か月児は、幼・保・こども園への所属割合が高くなるため、受診率が伸び悩む傾向がうかがえたが、所属からの健診受診を促してもらう等の協力を得ることで受診率向上につながった。一方で、集団健診受診後の個別医師診察受診率は例年 70%前後の推移にとどまるため、かかりつけ医への健診受診率向上は引き続き課題である。

要支援理由の内訳では、「ことば・社会性・行動面」が要支援者数 352 人と最も多い。要支援者に対しては、4歳の誕生月に個別にアンケートを送付し、ことば・社会性・行動面について就学までの発達を視野に入れた保護者の認識を再度促し、電話相談による個別対応やことばと発達の相談室での継続支援を行う等の健診事後支援体制を確保している。

また、健診では、全ての保護者に対して、子どもの社会性の発達の見通しを保護者に啓発・助言し、保護者が子どもの発達に関心を寄せて、子どもへの声かけや上手なかかわりができることでの育児負担の軽減を目指している。

また、令和4年10月から集団健診会場において眼科屈折検査を導入したことで、眼科精密健康診査対象者が増加した。弱視など目の病気を早期発見し必要な時期に治療を受けることで改善が期待できるよう、時期を逃さず精密健康診査を受診するよう受診勧奨を強化していく。

※1 発達チェック項目

<応答>

①氏名②年齢③健診会場に誰と来たかについて質問し、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

<了解課題>

目の前が見えない状況について、質問されたときに、言葉を用いてやりとりする力を確認する。

① お腹が空いたらどうしたらいいですか。

② 眠くなったらどうしたらいいですか。

③ 寒いときはどうしたらいいですか。

13. 幼児歯科健診

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例 母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・むし歯のない3歳児の割合 86.7% → 90% ・フッ化物配合歯みがき剤を使う3歳児の割合 70.1% → 90%

《目的》

乳歯のむし歯は進行性が早く広範囲になりやすい傾向にあり、定期的な健診とともに予防が大切である。歯科健診と併せて、予防処置と保護者に対してむし歯予防教育を実施することにより、幼児の健全な口腔の育成を促す。また、1歳6か月児健診の事後相談として、ことば・育児相談を実施し、保護者の不安の軽減や幼児の発育・発達の把握に努めることにより、幼児の健康の保持増進を図る。

《内容》

- ①対象 象 2歳児・2歳6か月児・3歳児
- ②実施回数 年60回 月5回（言語聴覚士によることばの相談は各会場月1回。）
健康管理センター、西部保健センター：月2回、南部保健センター月1回
- ③実施内容 歯科健診→フッ素塗布（希望者）→言語聴覚士・保健師・栄養士の相談（希望者）
- ④周知方法 各該当月全員に幼児歯科健診のお知らせを送付
広報、健康カレンダー、ホームページにて周知

《実績》

①年度別受診状況

	回数	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
平成30年度	60	3,413	2,566	75.2
令和元年度	55	2,988	2,186	73.2
令和2年度	35	1,451	928	64.0
令和3年度	59	2,841	2,040	71.8
令和4年度	60	2,695	1,889	70.1

※令和元年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため3月を中止した。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため2歳児を中止した。

※令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大のため、西部保健センターの1回を中止した。

②会場別受診状況

	対象者数(人)	受診者数(人)	受診率(%)
健康管理センター	948	647	68.2
西部保健センター	1,234	885	71.7
南部保健センター	507	357	70.4

③地区別受診状況

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計
対象者数(人)	359	450	1,238	467	18	17	146	2,695
受診者数(人)	242	287	892	340	16	15	97	1,889
受診率(%)	67.4	63.8	72.1	72.8	88.9	88.2	66.4	70.1

④年齢別結果

	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	結果判定 ※							フッ素塗布者 (フッ素塗布率)
				O1型	O2型	O3型	A型	B型	C1型	C2型	
2歳児	857	650	75.8	0	634	9	6	1	0	0	578(88.9)
2歳6か月児	910	647	71.1	2	627	10	5	1	2	0	574(88.7)
3歳児	928	592	63.8	2	562	6	20	2	0	0	527(89.0)

※判定結果の分類は、1歳6か月児健康診査の「歯科健康診査結果」参照

⑤言語聴覚士によることばの相談状況

対象	相談数(人)	要支援者(人)
2歳児	84	65
2歳6か月児	47	38
3歳児	32	23
合計	163	126

⑥保健師・栄養士による個別相談状況

	保健師相談(人)	栄養士相談(人)
健康管理センター	53	42
西部保健センター	86	41
南部保健センター	55	32
合計	194	115

《考 察》

むし歯のない3歳児の割合は91.8%（3歳6か月児健診結果）であり、毎年増加している。

1歳6か月児健診において、ことばや社会性、行動面が要支援となった場合、2歳幼児歯科健診の受診機会を利用して言語聴覚士による面接相談を実施している。1歳6か月児健診から幼児歯科健診の場で、言葉や発達等に関する支援を予定していた対象（要支援）は156人おり、昨年度よりも増加しているが、全ての対象児との面談に至っていない。このため、要支援となり2歳幼児歯科健診に未来所の場合は、児の発達状態を確認する2歳手紙を郵送し、保護者記入の上、返信してもらうようにしている。

そのほか、幼児歯科健診の場において、保健師相談を194人、栄養士相談を115人に実施した。今後も、幼児歯科健診で支援する予定の児を確実に支援できるように、多職種で連携を図り進めていきたい。

14. すくすく発達相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7%

《目的》

乳幼児の成長及び発達に応じた適切な指導を保護者に行い、疾病等の異常を早期に発見することに努め、乳幼児の心身の発育及び発達を支援することである。

《内容》

母子保健事業において、専門医による発達相談・指導が必要、または保護者から希望があった乳幼児をすくすく発達相談の対象とする。相談は予約制であり、月1回（年12回）健康管理センターで行う。相談の体制及び内容は、保健師による問診・計測と、医師による診察・相談が行われる。（ただし理学療法士・言語聴覚士による指導は、必要と判断される場合に行われる）

《実績》

① 利用状況 (人)

年度	回数	相談実数	相談延数
平成30年度	12	23	26
令和元年度	11	19	21
令和2年度	10	16	18
令和3年度	11	19	21
令和4年度	11	12	19

※相談希望者のいない月は中止。令和4年度は相談希望者がいない8月の相談を中止した。

② 地区別利用状況 (人)

地区	実数
佐倉	0
臼井	3
志津	6
根郷	1
和田	0
弥富	0
千代田	2
計	12

③ 主な相談経路別利用状況 (人)

相談経路元事業	実数	相談経路元事業	実数
保健師紹介	0	幼児歯科健診	1
電話相談	5	新生児訪問	0
ことばの相談室	4	他機関からの紹介	1
乳児相談	0	親子教室	0
もぐもぐ教室	0	継続	0
1歳6か月児健診	0	その他	0
3歳児健診	1	計	12

④年齢別相談内容（実数）

（人）

相談内容 年齢	運動発達	言語発達	社会性の 発達	身体発育	多動	その他	計
0～5 か月	0	0	0	0	0	0	0
6 か月～1 歳未満	2	0	0	0	0	0	2
1～2 歳未満	2	2	0	0	0	0	4
2～3 歳未満	1	0	0	1	0	0	2
3～4 歳未満	1	2	1	0	0	0	4
4～5 歳未満	0	0	0	0	0	0	0
5 歳以上	0	0	0	0	0	0	0
計	6	4	1	1	0	0	12

⑤相談内容別結果・終了者内訳（実数）

（人）

初回相談 内容	相談件数 (実)	結果		終了者内訳			
		継続	終了	問題なし	医療機関 紹介	療育紹介	母子保健事 業で支援
運動発達	6	3	3	0	2	1	0
言語発達	4	1	3	0	3	0	0
社会性の発達	1	0	1	1	0	0	0
身体発育	1	0	1	0	0	0	1
多動	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0	0
計	12	4	8	1	5	1	1

《考 察》

相談利用者年齢および相談内容をみると、2歳未満は運動発達、2歳以降は言語発達や社会性の発達についての相談が多い。

児の言語や社会性の発達は、新型コロナウイルス感染症により、遊び場や子育て支援センターなど親子交流の場に出向くのを控え、家族以外の者との関りなど児への刺激が少なくなっていたことも少なからず影響を及ぼしたと考える。児の発達支援と親子の関りの支援のための相談先として、今後も事業が必要とされると考える。

相談内容に応じて小児神経医師、理学療法士、言語聴覚士、保健師が多角的視点で児の発達支援を行っている。専門職に相談ができ、多職種から家庭で実践できる具体的な方法が提案されることで、保護者の不安軽減につながるものと考え。

また、事前・事後カンファレンスにて児の発達の状況や、保護者の育児状況について専門職間で情報共有を行っている。必要時、医療機関への紹介状を発行するなど、相談から適切な支援につなげることができている。引き続き専門職間の連携に努めていき、児の発達と保護者の気持ちに寄り添った支援を行っていきたい。

15. ことばと発達の相談室

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じた時に対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

乳幼児とその保護者に対し、ことば、きこえ又は発達(社会性、行動面等)について個別に相談又は検査を実施し、問題点を総合的に把握した上で、必要な助言及び指導を行い、児のコミュニケーション能力の改善や、保護者の不安の軽減を図ることを目的とする。

《内容》

- ①対象 ことば、きこえ又は発達に関する何らかの相談を希望する就学前児及びその保護者
- ②方法 祝日を除く月曜日から金曜日に、健康管理センターにて予約制の面接相談または電話相談を実施。
- ③実施内容 発達検査、言語検査、聴力検査等を実施し、助言及び指導を行う。
- ④周知方法 幼児健診等の母子保健事業、健康カレンダー、広報、ホームページ、ポスター等
- ⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、地区担当保健師、理学療法士、栄養士等)

《実績》

① 年度別来所者数 (人)

年度	実数	延数	新規申込者数	終了者数
平成30年度	502	2,725	212	185
令和元年度	526	2,578	242	164
令和2年度	535	1,205	195	138
令和3年度	570	1,741	244	171
令和4年度	617	2,070	254	183

② 地区別来所者数 (人)

地区	実数	割合(%)
佐倉	78	12.6
臼井	104	16.9
志津	299	48.5
根郷	107	17.3
和田	5	0.8
弥富	3	0.5
千代田	21	3.4
合計	617	100

③ 年齢別来所者数 (人)

年齢	実数	割合(%)
0歳児	14	2.3
1歳児	55	8.9
2歳児	99	16.0
3歳児	118	19.1
4歳児	174	28.2
5歳児	157	25.4
合計	617	99.9

④ 新規来所者の経路 (人)

経路	実数	割合 (%)
1歳6か月児健康診査	17	6.7
2歳児アンケート	1	0.4
3歳児健康診査	39	15.4
4歳児アンケート	10	3.9
5歳児子育て相談	34	13.4
すくすく発達相談	1	0.4
幼児歯科健診	41	16.1
電話相談	91	35.8
その他	20	7.9
合計	254	100.0

⑥ 来所者の相談結果 (人)

相談結果	実数	割合 (%)
継続	393	63.7
経過観察	41	6.6
終了	183	29.7
合計	617	100.0

※「継続」には年度内に一旦終了したが、再相談を行い、継続支援になったものが含まれる。

⑧ 電話相談 (人)

年度	延数
令和2年度	466
令和3年度	372
令和4年度	482

※来所者以外の相談も含む。

⑨ 保護者のみの面接相談 (人)

年度	延数
令和3年度	81
令和4年度	91

《考察》

新型コロナウイルス感染症の拡大により一定期間、事業を縮小して実施したが、来所者の実数は増加しており、育てにくさを感じる保護者の育児に関する相談先として本事業が利用されていると言える。

新規申込者の経路を昨年度と比較すると、1歳6か月児健診の要支援となった児に送付する2歳誕生月の手紙アンケート、3歳児健康診査と5歳児子育て相談を経路とする者以外は全体的に増加傾向にあった。支援が必要な児とその保護者に対して、今後もより早期かつ適切な時期に支援を開始でき

⑤相談内容(重複あり) (人)

相談内容	延数
ことばの発達	444
行動面	152
対人面、社会性	121
学習面	4
発音	32
きこえ	8
吃音	26
視知覚認知	22
発達のばらつき	39
その他	21
発達の不安	6

※相談内容は1人に対して複数選択可能。
 ※「視知覚認知」とは、読み書きや図形、動くものを見るために必要な基礎的能力。
 ※「発達の不安」とは、種々の相談内容により相談を実施したが、継続支援とならなかった児。

⑦ 終了者の終了理由 (人)

終了理由	終了者数
改善	15
問題なし	6
就学	120
転出	10
他機関利用	3
保護者の希望	29
合計	183

※終了者の内訳は、年度内来所者137人と年度内の未来所者46人を含む。

るよう努めたい。

相談内容としては、「ことばの発達」、「行動面」、「対人面、社会性」に関することが多い。社会性に関する問題は、個別支援や家庭への支援を行うだけでなく、児の所属する機関においても一貫した対応を行うことが必要となるため、今後も継続して関係機関との連携を深めたい。また、「きこえ」に関する相談内容については、先天性の難聴だけでなく、中途失聴が疑われる相談があった。難聴はことばやコミュニケーションの発達に重大な影響を及ぼすため、早期から専門機関による支援を受けることが大切である。専門機関と連携する中で本事業の役割が大きくなっており、難聴児の発見を見落とさないことと合わせて難聴児に対する相談支援の体制を整えていく必要がある。

保護者のみの面接相談や電話相談にも対応している。児の発達について支援を行う際には、育てにくさを感じている保護者に対して児の発達状況や行動の特性について解説し、児への具体的ななかかわり方を伝えるなど、保護者の支援にも十分時間をかけていく必要がある。そのため、今後も言語聴覚士だけでなく、他職種ともに支援内容や方法について検討していく。

16. 親子教室

根拠法令等	母子保健法第10条	
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合	48.1% → 23.0%
	・子どもをかわいいと思える保護者の割合	98.9% → 100%
	・育児についての相談相手のいない保護者の割合	3.5% → 0.7%
	・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	90.2% → 95.0%

(1) たんぽぽグループ

《目的》

発達上何らかの問題を抱える児とその保護者に対し、集団及び個別に対応することで児の発達を支援するとともに、保護者の不安を軽減する。

《内容》

- ① 対象 母子保健事業においてにおいて、集団指導の必要性が認められた児とその保護者
 - ・たんぽぽグループ：他機関において継続的に集団指導を受けていない者
 - ・ほめ★そだ教室：保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について支援が必要な者
- ② 方法
 - ・たんぽぽグループ：月1回、健康管理センターで実施。7月は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とし、全11回実施した。
定員20組（令和4年度は、感染拡大防止のため定員5組）。
 - ・ほめ★そだ教室：月1回、西部保健センターで実施。欠席者多数のため9月は中止とし、全11回実施した。定員8組。
- ② 実施内容
 - ・たんぽぽグループ：集団遊び、子どもへの関わり方の指導、参加者同士の交流
 - ・ほめ★そだ教室：保育士による親子遊びの指導、公認心理による児への関わり方の講義・グループワーク（託児）
- ③ 参加期間
 - ・たんぽぽグループ：最長で1年までとし、年度途中でも随時申し込み可能。
 - ・ほめ★そだ教室：初回参加から全プログラム6回まで。
- ④ 担当職種 言語聴覚士、保健師、保育士（外部に依頼）、公認心理士（外部に依頼）

《実績》

年度別参加組数

年度	たんぽぽグループ			ほめ★そだ教室		
	実施回数	実数（組）	延数（組）	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成30年度	12	21	86	—	—	—
令和元年度	11	22	93	—	—	—
令和2年度	2	5	7	—	—	—
令和3年度	7	8	25	—	—	—
令和4年度	11	9	34	11	13	50

《考 察》

たんぽぽグループについては、発達上何らかの問題を抱える児に対して関わり方が分からないなど子育てに自信が持てない保護者への支援を行っている。また、集中できる遊びに偏りがあったり、集団参加に慣れにくい児については、工夫の仕方を助言することにより保護者が育てにくさを感じたときに対処できるよう支援している。また、グループ指導で学んだ内容を保護者が家庭で実践した様子について、保護者同士で情報交換することにより、学んだ内容を積極的に家庭で取り組もうとする保護者が多く見られた。

ほめ★そだ教室については、令和4年度より新規グループとして実施した。当グループは、保護者に育児負担感があり、児への関わり方等について丁寧な支援が必要な保護者と児を対象とした。事業の内容を、保育士による親子遊びの指導と公認心理士による児への関わり方の講義とグループワーク、保健師による個別の育児支援、言語聴覚士による発達支援とした。保護者に対して参加前後に実施した子どもへの関わり方や負担感に関するアンケートの結果から、集団教育による効果的な支援や様々な専門職からの個別的な支援により、保護者が育てにくさを感じたときの相談先として母子保健事業や専門職の存在を周知することができた。また、丁寧に個別支援することにより、参加終了後に個々の状況に合った他の母子保健事業や関係機関等の支援に適切につなげることができた。さらに、参加終了より6か月が経過した時点で個別面接を行ったところ、グループで実施した内容を児の発達状況の合わせながら継続的に実践している事例が確認でき、当グループでの支援が育児負担感の軽減につながったと考えられる。

対象者へ当事業への参加を周知する中で、参加希望があるにも関わらず市内幼稚園における未満児保育の利用、共働き家庭の増加によりグループへの参加が難しく、児とその保護者に必要な支援が行き届かないことも多くあった。今後はこれらの児と保護者に対して幅広い方法で支援を提供できるよう検討が必要である。

(2) ひまわりグループ

《目 的》

発達上何らかの問題を抱える児に対し、社会生活をよりスムーズに送るためのスキルを身に付けられるよう支援を行うことで、現在の所属先や就学先における不適応をできる限り予防・軽減する。

《内 容》

- | | |
|--------|---|
| ①対 象 者 | 以下の条件をすべて満たす児 <ul style="list-style-type: none">・ことばと発達の相談室において集団指導の必要性が認められた児・5歳児（年長児）・保育園、幼稚園などの集団に所属している児・他機関において継続的に専門的な集団指導を受けていない児 |
| ②方 法 | <ul style="list-style-type: none">・各グループ毎月1回、健康管理センターにて実施・1グループ定員9組とし、令和4年度は2グループを編成 |
| ③実施内容 | 集団活動（発表、ゲーム、制作等）、記録用紙を用いた保護者との認識の共有 |
| ④参加期間 | 就学前の1年間（ただし、定員に空きがある場合は年度途中からの参加も可能） |

⑤担当職種 言語聴覚士

《実績》

ひまわりグループ 年度別参加組数

年度	実施回数	実数（組）	延数（組）
平成30年度	12	15	127
令和元年度	11	15	147
令和2年度	9	15	110
令和3年度	11	27	235
令和4年度	12	16	135

《考察》

令和4年度のひまわりグループは、体調不良等による欠席者が多数となることによりグループ活動の実施が困難になることを防止するため、1グループの定員を前年度の7組から9組に増やし、全2グループを編成した。新型コロナウイルス感染拡大防止のため、参加者同士の距離を取ったうえ、参加者同士が接触しない活動内容を中心に実施した。活動内容が制限される中でも、参加児が就学後の生活を疑似体験することができた。また、参加児の様子を保護者が観察することにより、就学後の児の様子や課題をイメージすることができ、就学や育児について担当者と具体的な相談を行うことができた。

ひまわりグループは、他機関で集団指導を受けていない児を対象としているため、当グループでの指導により児の問題が改善される可能性があるにも関わらず、児童発達支援機関にて継続的な支援を受けているため参加不可となった児がいた。今後は、対象者の見直しにより、これらの児について当グループへの参加の可否について検討する必要がある。

17.5 歳児子育て相談

根拠法令等	母子保健法第10条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合 90.2% → 95.0%

《目的》

5歳になる児の保護者に対して児の発達状況の確認を促し、発達の問題について啓発を行うことで、円滑に就学期を迎えられるよう適切な支援につなげることを目的とする。

《内容》

①対象 象 5歳を迎える児及びその保護者

②方法 (面接相談) 会場 健康管理センター、西部保健センター
 実施月 指定日：令和4年5月～10月(月3回)
 指定日外：令和4年6月～11月
 回数 指定日：18回中15回実施(1回につき予約枠は3枠)
 指定日外：12回

(電話相談) 会場 健康管理センター
 実施日 祝日を除く月曜日から金曜日に、随時実施

③実施内容 (面接相談) 保護者聴取と、児の発達状況を確認する簡易的な検査を実施し、必要に応じて助言を行う。利用は1人につき1回限りで、時間は30分程度。
 児の発達状況の精査や継続的な支援が必要な場合は、「ことばと発達の相談室」の利用、「すくすく発達相談室」の相談等を勧奨する。
 (電話相談) 保護者が電話での相談を希望する場合、電話にて児の状況を聴取し、必要に応じて助言を行う。

④周知方法 対象児全員に「5歳児子育て相談のご案内」を送付
 市のホームページに掲載
 市内の保育園・幼稚園・認定こども園にポスターの掲示を依頼

⑤担当職種 言語聴覚士(必要時、保健師、栄養士、歯科衛生士等も従事する場合あり)

《実績》

①年度別利用者数

(人)

年度	実数	相談方法の内訳		支援あり	支援なし
		面接相談	電話相談		
平成 30 年度	30	19	11	23	7
令和元年度	42	27	15	29	13
令和 2 年度	52	34	18	39	13
令和 3 年度	68	43	25	46	22
令和 4 年度	63	41	22	46	17

②利用者の相談内容 (人)

相談内容	延数
ことばの発達	26
行動面	28
対人面、社会性	30
学習面	16
発音	22
吃音	2
視知覚認知	13
発達のばらつき	0
その他	5

③支援なしの内訳 (人)

(人)

理由	実数
継続支援の必要なし	6
発音の相談について経過観察	6
吃音の相談について経過観察	1
保護者が電話相談のみ希望	4

※相談内容は複数選択可能。

《考察》

令和 4 年度は面接相談の回数を年間で 18 回（予約枠数 54）設定したが、予約が入らなかった回が 1 回、予約のキャンセルにより中止となった回が 2 回あったため、実際の実施回数は 15 回となった。それに対し、指定日に来所することが困難な対象者への個別対応の回数は、年間 12 回あった。両親ともに就労している家庭が多くなる中で、指定日に来所することが困難な市民は今後も増えていくことが予想されるため、引き続き個別対応の機会を確保する必要があると思われる。

令和 3 年度までは、5 歳児子育て相談の実施時期を対象児の誕生月前後となるよう設定していた。これは児の発達の確認を保護者に促すタイミングとしては適切であったと思われるが、一方で、誕生月が年度内の遅い時期にある児ほど、支援開始の時期も遅れるという問題があった。そのため、令和 4 年度については事業の実施時期を早め、面接相談を 5 月から 10 月にかけて実施することとした。このことにより、支援を必要とする児についてより早期に対応する体制を整えることができた。

当事業は希望者のみ予約を受け付ける方法で実施しているため、保護者の相談希望を適切に引き出すことが必要となる。また、当事業の対象者の多くは幼稚園や保育園に所属しているため、それらの関係機関から事業の内容や目的について理解を得ることも重要である。そのため来年度は、対象者にとってより気軽に利用できる事業となるよう、また関係機関にとっても利用を奨励しやすい事業となるように、対象者に送付している案内の内容について見直しを行いたい。

18. 健康教育 - 健康相談

根拠法令等	母子保健法第9条、第10条
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てに自信が持てない保護者の割合 48.1% → 23.0% ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 3.5% → 0.7% ・近所に育児について話し合える友人のいる保護者の割合 65.8% → 84.0% ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 98.9% → 100% ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

保健センターや各地区での集まり等で母子を対象に、育児や健康管理について正しい知識の普及を図ると共に、育児相談に対応し、もって子育て支援の一助とする。

(1) 保健センターでの健康教育

beans circle (ビーンズ・サークル)

《内容》

- ① 対象者：多胎児をもつ親とその子ども・多胎妊婦
- ② 方法：令和4年度は新型コロナウイルス感染症予防の感染状況を考慮しながら対面で開催
- ③ 内容：交流・講演
- ④ 周知方法：佐倉市ホームページ・佐倉市公式LINE・対象者に案内送付

《実績》

参加人数(延)

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
回数	12回	11回	/	2回	2回
参加人数	198人	98人	/	4人	13人

※平成30～令和元年は子どもを含む人数である。令和3年度はオンラインでの開催のため、保護者のみの参加人数となっている。令和4年度は対面で開催。

(2) 地区の集まりにおける健康教育

《内容》

児童センターや地区組織から依頼され、保健師、栄養士、歯科衛生士が実施する健康教育。食事、災害の備え、妊婦体験、感染症対策、離乳食について、生活リズム、夜泣きについて、乳児期のコミュニケーションと発達、幼児期の食生活について、以下の施設から依頼があった。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館、子育て支援センター

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター

根郷地区：南部児童センター、馬渡保育園

《実績》

実施状況

	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
佐倉	7回	227人	8回	173人	0回	0人	3回	52人	3回	35人
臼井	2回	25人	2回	47人	1回	6人	5回	51人	3回	64人
志津	17回	478人	11回	208人	0回	0人	4回	40人	6回	151人
根郷	8回	260人	6回	197人	0回	0人	0回	0人	2回	34人
和田	3回	35人	2回	32人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
弥富	0人	0人	1回	13人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
千代田	3回	57人	3回	33人	0回	0人	0回	0人	0回	0人
全市	40回	1,082人	33回	703人	1回	6人	12回	143人	14回	284人

(3) 健康教育に伴う健康相談

《内容》

地区の集まりにおける健康教育の終了後に希望者に育児相談を実施。

佐倉地区：佐倉老幼の館

臼井地区：臼井老幼の館

志津地区：志津児童センター、北志津児童センター

根郷地区：南部児童センター、馬渡保育園

《実績》

年度別実施状況

(人)

年度	妊産婦	乳児	幼児	その他	合計
平成30年度	0	81	37	14	132
令和元年度	8	99	64	26	197
令和2年度	0	8	4	14	26
令和3年度	0	31	20	21	72
令和4年度	0	44	38	51	133

(4) 妊娠前からの健康づくり教育（プレコンセプションケア）

《目的》

将来、希望した時に自然妊娠ができる健康的な身体づくりに向け、実践できる具体的な情報を提供することにより、自身の健康情報を把握・管理し、積極的に取り組むことができる。

《内容》

○周知啓発活動

- ・啓発コーナーの設置：佐倉市役所ロビーで「プレコンセプションケア」に関するパネルの展示を実施。
- ・その他、ホームページやこうほう佐倉での記事掲載など。

《実績》

- ・啓発コーナーの設置：1回
- ・こうほう佐倉での記事掲載：1回

(5) 保育園・幼稚園における歯科健康教育

《内容》

- ① 対象：園児
- ② 実施内容：第一大臼歯のむし歯予防についての健康教育

《実績》

年度別実施状況

(人)

年度	保育園 (認定こども園含む)	幼稚園	合計
平成30年度	1,205	750	1,955
令和元年度	1,167	718	1,885
令和2年度	0	0	0
令和3年度	393	0	393
令和4年度	457	0	457

※令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止

《考察》

例年、保健センターや子育て支援施設において、母子を対象とした健康教育を実施し、共通の思いを抱えている者同士で交流を図りながら専門職への相談を実施していたが、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染対策防止を講じながら対面で行った。

妊娠前からのケアを意味する「プレコンセプションケア」についての啓発展示を行った。若い時からの健康意識を高めていくことは、生涯にわたってより質の高い生活を送ることにもつながるため、プレコンセプションケアの必要性について思春期の健康づくりと併せて啓発を進めていきたい。

19. ママ・パパこころの相談

根拠法令等	母子保健法 第9条、第10条、第22条 成育基本法 第5条、第6条、第13条		
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状)→(目標値)	・子育てに自信が持てない保護者の割合 ・子どもをかわいいと思える保護者の割合 ・育児についての相談相手のいない保護者の割合 ・子どもを虐待していると思う保護者の割合 ・育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	48.1% → 23.0% 98.9% → 100% 3.5% → 0.7% 10.3% → 0% 90.2% → 95.0%	

《目的》

妊娠中及び子育て期にある母親と父親(パートナー)の不安やストレス、心の悩み等について心理専門職が相談に応じることにより状況の改善を図り、安定した心の状態で育児にあたることができるよう支援する。

《内容》

- ①対象 市内に住所を有する妊婦とその配偶者(パートナー)・18歳未満の子を持つ保護者(本人及び本人に関する家族等)
- ②実施場所及び回数 健康管理センター(12回) 西部保健センター(12回) 各定員3家庭
- ③内容 公認心理士による個別相談(年度内3回まで相談可能)
※相談時に希望があれば託児を行う
- ④従事者 公認心理士・保健師・看護師

《実績》

① 相談実績

	回数	実(人)	延(件)	令和4年度 相談者内訳(延)		
				母単独	父単独	父母
令和3年度	23	34	49			
令和4年度	24	34	56	50	4	2

※令和4年度より父親(パートナー)を対象に含めたため、事業名を「ママのこころの相談」から「ママ・パパこころの相談」に変更した。

※令和2年度までは子育て世代包括支援センター事業として、子育て支援課で実施していたが、令和3年度の組織改編により母子保健課で実施となった。相談実績は、平成30年度(実27/延43)令和元年度(実24/延39)、令和2年度(実20/延27)。実施回数は、年24回実施のうち令和2年度は新型コロナウイルス感染症のため4回中止。

② 主な相談内容と支援状況

相談件数	主な相談内容(%)					相談結果	
	育児	健康	家族	経済/ 生活勤労	その他	終了	継続
令和3年度 49件	30 (61.2)	4 (8.2)	14 (28.6)	1 (2.0)	0	11	38
令和4年度 56件	31 (55.4)	5 (8.9)	20 (35.7)	0	0	15	41

《考 察》

成育基本法で父親も支援の対象と位置付けられ、父親の孤立を防ぐ対策を講ずることが急務とされていることから、今年度から父親（パートナー）を相談対象に追加した。父親の来所は3名おり、継続して相談に来所している。父親からの相談は、子どもとの関わり方だけでなく、夫婦関係の改善に関する内容であり夫婦での来所もあった。そのため、主な相談内容の内訳である「家族」が昨年度よりも7.1ポイント増加した。

相談56件のうち73.2%が相談継続となっているため、予約がすぐに埋まりやすく、新規の相談希望者をタイムリーに相談に繋げられないことが課題である。次年度は、優先順位を見極めて予約を取るよう工夫する。また、他機関が実施している相談事業を把握し、相談内容に応じて適切な相談先にタイムリーに繋げられるよう整備する必要がある。

20. 母子保健事業未受診者勧奨事業

根拠法令等	母子保健法第10条、13条 児童虐待の防止等に関する法律第5条、第6条
健康さくら 21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新生児訪問・こんには赤ちゃん訪問を受けた人の割合 93.5% → 94.0% ・ 1歳6か月児健診、3歳児健診に満足している保護者の割合 74.8% → 増加 ・ 子どもを虐待していると思う保護者の割合 10.3% → 0%

《目的》

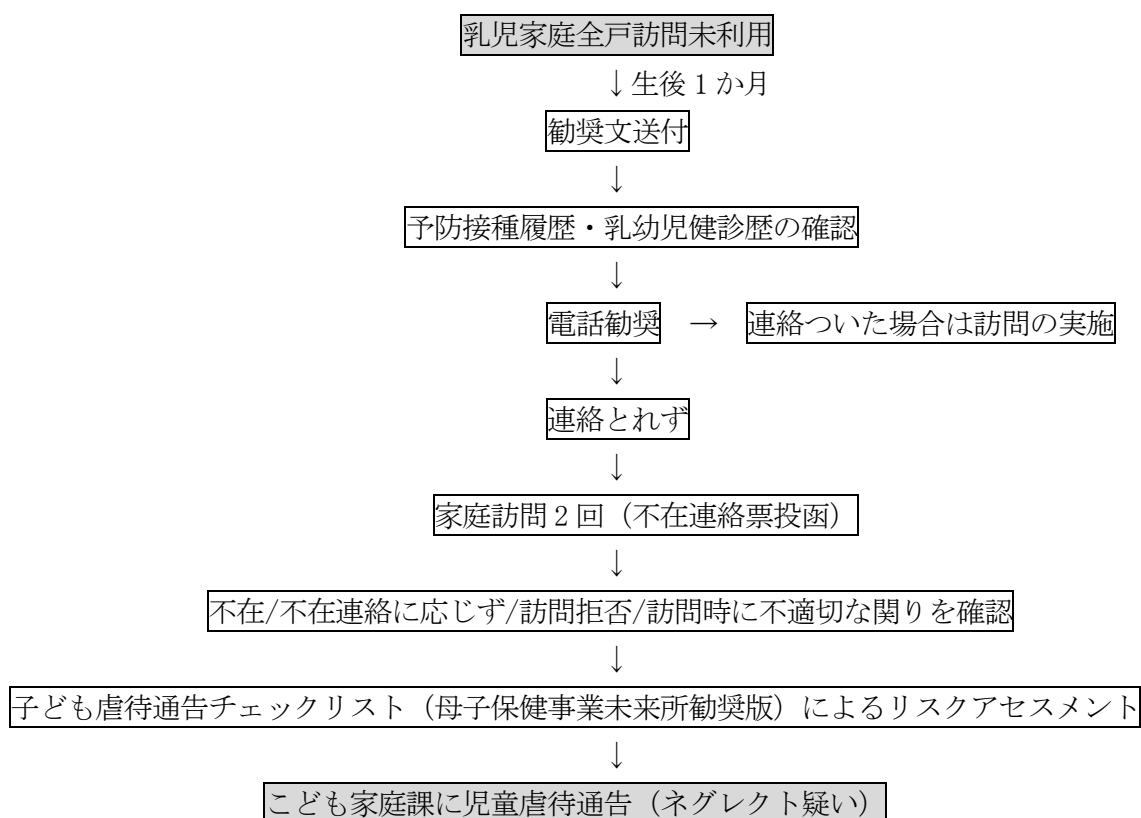
母子保健法、児童虐待防止法に基づき、乳幼児に対し、保健指導、健康診査、訪問指導について、必要に応じこれを勧奨することによって受診率の向上を図り、もって乳幼児等の健康の保持増進に努める。併せて、児童虐待事案の早期発見を目的として、受診勧奨に応じない事案等の追跡調査を実施し、状況に応じてこども家庭課への通告を行うことで児童虐待の重症化を防止する。

《内容》

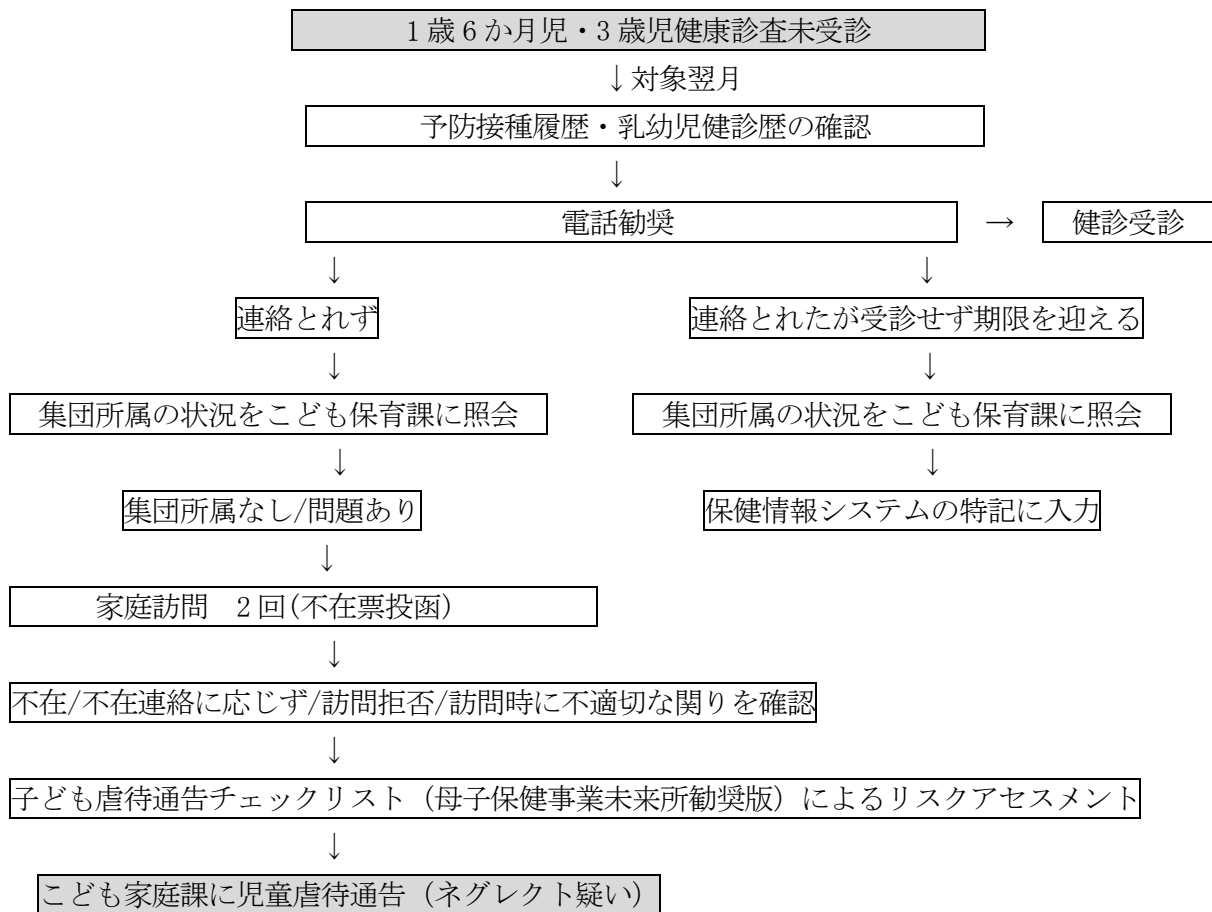
- ① 対象者 乳児家庭全戸訪問：生後1か月を過ぎても出生通知書の提出がない者
1歳6か月児健診・3歳児健診：健診対象月に事前の連絡なく来所しなかった者

- ② 事業の流れ

【全戸訪問】



【1歳6か月児健診、3歳児健診】



《実績》

① 令和4年度事業別実施状況

令和5年6月1日現在

【全戸訪問】

(人)

事業対象人数	実施後の把握人数 (%)	未把握数	児童虐待通告数
31	31 (100%)	0	0

【幼児健診】

(人)

事業名	年度比較	事業対象者数	勧奨後受診した人数 (%)	訪問による確認	児童虐待通告数
1歳6か月児健診	令和3年度	68	49 (72.1%)	1	0
	令和4年度	61	46 (75.4%)	2	0
3歳児健診	令和3年度	128	86 (67.2%)	2	0
	令和4年度	116	88 (75.9%)	2	1
合計	令和3年度	196	135 (68.9%)	3	0
	令和4年度	177	134 (75.7%)	4	1

※前年度対象者も勧奨対象としているため、当該年度の未受診者数と「勧奨数」は一致しない。
 ※訪問による確認は、訪問して不在だった数も含まれる。

② 事業別勧奨後の未受診理由

(人)

事業名	勧奨実施数	勧奨後に把握した未受診の理由								未把握 確認 就園状況の把握により状況
		今後受診 (訪問) 予定だった	医療機関・前住地で受診済	受けた 必要ない／保育園・幼稚園で	拒否／受診できない(仕事で 忙しい・交通手段がない等)	里帰り／市外・海外居住	転出	児の疾患・障害	その他(一時保護中等)	
全戸訪問	31	29	0	0	1	1	0	0	0	0
1歳6か月児健診	61	50	1	0	2	5	1	0	2	0
3歳児健診	116	91	0	7	11	1	0	2	0	4
合計	208	170	1	7	14	7	1	2	2	4

③地区別未受診勧奨対象者数

【1歳6か月児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田 ・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	9	18	25	5	0	4	61
勧奨後の受診者数	8	12	19	3	0	4	46

【3歳児健診】

地区	佐倉	臼井	志津	根郷	和田 ・弥富	千代田	合計
勧奨対象者数	11	23	53	20	0	9	116
勧奨後の受診者数	10	16	39	13	0	8	86

④医師診察未受診勧奨

事業名	年度比較	勧奨数	勧奨後受診した人数(割合%)
1歳6か月児 医師診察未受診勧奨	令和3年度	290	231(79.7%)
	令和4年度	301	224(74.4%)
3歳児健診 医師診察未受診勧奨	令和3年度	535	404(75.5%)
	令和4年度	524	389(74.2%)

《考 察》

未受診勧奨の実施数は、全戸訪問・幼児健診ともに昨年度より減少し、勧奨後に受診した者の割合は昨年度より増加している。このことについて、令和4年度中に実施した、市内保育園、及び個別医療機関へのチラシの掲示や、公立保育園の園長会議に参加し、保育士からの受診勧奨を依頼したこと等が影響していると考えます。

健診未受診者については、個別に面談を行うことで育児相談に応じる等、保護者の状況に応じて臨機応変な対応に努めている。また、保育園や幼稚園等の他所属からの情報提供や、家庭訪問等により、勧奨後1か月以内の状況把握に努めている。今後も、各事業の状況に応じた勧奨事業の実施方法を検討していき、必要に応じて他機関と連携しながら未受診者の把握に努めていきたい。

集団健診実施後には、保護者が個別に医療機関に予約をし、発行された受診票を持参して医師診察を受けることとなっているが、その未受診勧奨については、1歳6か月児健診では受診者の約3割、3歳児健診では受診者の半数以上となっている。令和4年度からは、受診票再発行の電子申請を可能し、医師診察の受診率向上に努めている。引き続き、健診会場での説明方法や勧奨方法を検討し、医師診察の未受診者減少に努めていきたい。

21. 出産・子育て応援事業

《目的》

国の令和4年度第2次補正予算に「出産・子育て応援交付金」が盛り込まれ、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・育児ができることを目的として、妊婦・0～2歳の子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施することとなった。佐倉市では令和5年1月30日に事業を開始。

《内容》

① 伴走型支援

- ・子育て世代包括支援センター等が妊婦・子育て家庭に対して、切れ目なく寄り添う支援を行う。
- ・妊娠届時の面接と出生後の面談についてはすでに実施しているため、新たに妊娠8か月の面接（希望者）を拡充。
- ・妊娠7か月頃にアンケートを郵送、オンラインで回答。面談希望者に妊娠8か月頃に面接実施。

② 経済的支援

- ・妊娠届出時に妊婦に出産応援給付金として5万円相当、出生後に児1人に対して養育者に子育て応援給付金5万円相当の経済的支援を行う。令和4年度は現金給付。

（支給までの流れ）

- ・令和4年4月から事業開始日までの遡及対象者については郵送にて個別通知により周知。
- ・事業開始日以降の対象者は、妊娠届出面接時に出産応援給付金申請書を、新生児訪問（こんにちは赤ちゃん訪問）時に子育て応援給付金の申請書を配付。
- ・申請書類をもとに審査し、交付（不交付）決定の通知を対象者に行い、概ね1か月程度で指定口座に給付金を振り込む。

《実績》

① 伴走型支援

	妊娠7か月 アンケート発送数	回答数	回答率 (%)	面接実施数
令和4年度	128	79	61.7	9

・アンケート未回答者については、後期電話（妊娠8か月時）で支援をしている。

② 経済的支援

(人)

	出産応援給付金		子育て応援給付金		合計
	遡及妊婦	妊婦	遡及対象児	対象児	
令和4年度	886	38	550	4	1,478

遡及妊婦：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児童の母

妊婦：事業開始日以降に妊娠届出をした妊婦

遡及児：令和4年4月1日以降、事業開始日より前に出生した児

対象児：事業開始日以降に出生した児（通常）

《考 察》

伴走型支援については、本事業開始に合わせて新規に始めた「妊娠 7 か月アンケート」及び「妊娠 8 か月面接」について、従前から実施している妊娠期の支援事業との関連など体制等を整えていく必要がある。

経済的支援については、申請したもの全員へ支給を完了しているが、申請書を受け取っても速やかに申請しないケースもあるため、今後は時期をみて未申請者勧奨なども行っていきたい。

すべての母子が安心して妊娠期から子育て期を過ごせるように引き続き経済面の支援及び相談できる体制づくりに取り組んでいく。

Ⅲ 思春期保健

1. 思春期保健に関する取組み

根拠法令等	佐倉市独自
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ シンナー・薬物使用を勧められたとき、 断る自信のある中・高校生の割合 78.0% → 増加
	・ シンナー・薬物使用の有害性について、 知っている中・高校生の割合 84.5~ 98.5% → 増加
	・ 避妊法を正確に知っている高校生の割合 男子 85.3% → 増加 女子 91.2% → 増加
	・ 性感染症を正確に知っている高校生の割合 9.5~ 93.9% → 増加
	・ 性についてオープンに話せる家庭の割合 31.6% → 増加
	・ 子どもから性に関する悩みや相談を受けたときに きちんと応えられる保護者の割合 幼児保護者 40.3% → 増加 小学生保護者 48.8% → 増加
	・ 自己肯定感を持てる中・高校生の割合 男子 50.6% → 増加 女子 43.8% → 増加
	・ 育児に関して肯定的な意見を持つ 中・高校生の割合 男子 67.8% → 増加 女子 75.2% → 増加

《目 的》

思春期は大人と子どもの両方の面をもつ時期であり、飲酒や喫煙、いじめや不登校、望まない妊娠等、思春期における問題は本人の現在の問題にとどまらず、生涯にわたる健康問題や次世代へ悪影響を及ぼすと言われているため、家庭・学校・地域等の連携による教育、啓発普及、相談等を通して、課題の共有と情報の提供を行う。

《内 容》

- ① 養護教諭研修会への参加
- ② 保健授業の協働実施
- ③ 小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し、健康教育

《実 績》

- ① 養護教諭研修会への参加

平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
3 回	4 回	2 回	4 回	3 回

②保健授業の協働実施

佐倉市教育委員会と連携しながら、『自分を大切にする』という視点で、学校の養護教諭、クラス担任と保健師が思春期保健に取り組む保健授業の協働実施状況 (人)

実施年度	対象学年	題材	児童数	保護者数	児童数/実施校 (総数)
30年度	小学2年生	おへそのひみつ	126	95	195/4校
	小学4年生	生命誕生	42	20	
令和元年度	小学2年生	おへそのひみつ	153	133	168/4校
	小学4年生	生命誕生	54	12	
令和2年度	小学2年生	おへそのひみつ	46	0	207/4校
	小学4年生	生命誕生	36	0	
令和3年度	小学2年生	おへそのひみつ	31	0	84/3校
	小学4年生	生命誕生	53	0	
令和4年度	小学2年生	おへそのひみつ	141	0	184/3校
	小学4年生	生命誕生	43	0	

※令和2・3・4年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、保護者の参加はなしで実施

③小学校及び中学校への健康教育教材の貸し出し

ア. 沐浴人形

市内小学校 6校、市内中学校 4校 計10校

イ. 妊婦ジャケット

市内小学校 2校、市内中学校 4校 計6校

《考 察》

市内3か所の小学校において、小学2年生と4年生の児童を対象に保健事業の協働実施を行った。児童の感想からは、「自分がお腹にいるときの家族の気持ちが分かった」「大事にされていることが分かった」「マニティマークを付けている人がいたら、席を譲ってあげたい」「家族、友達、そして大切な命を今まで以上に大切にしていきたい」「お腹の中の赤ちゃんの体重、身長、何か月で生まれるのか、成長していく様子が分かった」という言葉が聞かれた。単なる性教育ではなく、児童の自己肯定感や命の大切さ、人権感覚を育むきっかけづくりとなる「生」教育として、今後も協働授業を展開していきたい。そのため、引き続き養護教諭研修会にて情報や課題の共有を行いながら、教育の機会の確保に努めていく。

IV 感染症予防

1. 感染症予防及び防疫

根拠法令等	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法） 予防接種法
健康さくら 21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCG を 1 歳までに受ける人の割合 101.4% → 100% ・ 1 歳 6 か月までに四種混合（ジフテリア・百日せき・破傷風・ポリオ）の予防接種（1 期初回）を終了している人の割合 97.2% → 増加 ・ 1 歳 6 か月までに麻しん風しんの予防接種を終了している人の割合 88.9% → 増加

《目的》

近年、新たな感染症の出現や既存感染症の再興などが見られ、予防対策の充実が求められている。感染力の高い新型感染症については、市民の健康を脅かす1つの要因となっており、市民を感染症から守り、健康的に暮らせるよう、未然防止に努めるとともに、発生に対しては迅速で的確な対策を講じることが必要となる。そのためには、各年代にあった定期的・計画的な予防接種を行い効果的な予防接種事業の推進に努めるなど、感染症の発生予防やまん延防止を進めながら、公衆衛生の向上を図るための予防接種の重要性や知識、予防対策を広く市民に広報・啓発を行い、感染症流行時に迅速に対応できる体制づくりを進めることが必要である。

《予防接種実施時期》

令和4年4月1日から令和5年3月31日（実施日時については、各医療機関が定める）

※高齢者インフルエンザは、令和4年10月1日から令和4年12月31日（令和4年度に限り、令和5年1月31日まで延長）

《予防接種実施場所》

・市内の75個別予防接種協力医療機関（令和5年3月末時点）

※医療機関により実施している予防接種の種類が異なる。

・千葉県内相互乗り入れ制度協力医療機関等

《予防接種周知方法》

乳幼児

- ・出生届出又は転入届出後、予防接種の予診票つづり又は予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

学童

- ・対象となる年齢の誕生月の末日に予診票等を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

高齢者

- ・65歳以上の対象者に、予診票等を個別通知。
- ・60～64歳の対象者のうち希望者には母子保健課に連絡をもらい、予診票を個別通知。
- ・市内の協力医療機関を、予診票同封の案内文、ホームページに掲載。

成人

- ・昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性には、令和5年1月に風しん抗体検査・予防接種クーポン券を個別通知済だが、希望があればクーポン券を再発行。

《普及啓発概要》

【個別通知】

	対象者	内容	時期	回数
予診票等発行 (108回)	出生者	予診票つづりと案内文	毎月	12回 (741通)
	転入者	予診票と案内文	随時	12回 (927通)
	日本脳炎2期対象者(9歳)	日本脳炎2期予診票と案内文	毎月	12回 (1,376通)
	令和3年度日本脳炎2期対象者(10歳) ※ワクチン供給不足により繰り下げ発送	日本脳炎2期予診票と案内文	4月	1回 (1,379通)
	二種混合対象者(11歳)	二種混合予診票と案内文	毎月	12回 (1,390通)
	ヒトパピローウイルス(HPV)感染症 対象者	子宮頸がん予診票と案内文	5月 7月	3回 (2,638通)
	ヒトパピローウイルス(HPV)感染症 キャッチアップ対象者	子宮頸がん予診票と案内文	8月	1回 (5,434通)
	高齢者インフルエンザ対象者 (満65歳以上)	予診票と案内文	9月～ 12月	53回 (57,380通)
	高齢者肺炎球菌対象者 (年度内に65歳になる方)	予診票と案内文	4月	1回 (2,136通)
	(年度内に70歳・75歳・ 80歳・85歳・90歳・95歳、 100歳以上になる方)	案内文	4月	1回 (4,443通)

	対象者	内容	時期	回数
接種等勧奨 (162回)	麻しん風しん(MR)1期 未接種者 (令和2年6月1日～ 令和3年5月31日生まれ)	麻しん風しん(MR)1期勧奨 ハガキ	2歳 誕生月 前々月	12回 (48通)
	麻しん風しん(MR)2期 未接種者 (平成28年4月2日～ 平成29年4月1日生まれ)	麻しん風しん(MR)2期勧奨 ハガキ	7月 1月	2回 (910通) (283通)

日本脳炎 未接種者 (18歳) (平成16年4月2日～ 平成17年4月1日生まれ)	日本脳炎経過措置勸奨ハガキ	6月	1回 (717通)
対象者	内容	時期	回数
日本脳炎 未接種者 (12歳) (平成22年4月1日～ 平成22年7月31日生まれ)	日本脳炎勸奨ハガキ	2月	1回 (246通)
二種混合 未接種者 (12歳) (平成22年4月1日～ 平成23年3月31日生まれ)	二種混合勸奨ハガキ		
高齢者肺炎球菌 未接種者 (年度内に65歳になる方)	高齢者肺炎球菌お知らせハガキ	2月	1回 (1,493通)
風しんの追加的対策 抗体検査 未実施者 (昭和37年4月2日～ 昭和54年4月1日生まれの男性)	風しん抗体検査・予防接種 クーポン券	1月	1回 (15,539通)
予防接種 未接種者 (昭和37年4月2日～昭和54年4 月1日生まれの男性のうち、抗体検 査結果が定期接種対象の方)	麻しん風しん (MR) 5期 クーポン券	1月	1回 (179通)
1歳1か月児	麻しん風しん (MR) 1期、 水痘の接種勸奨ハガキ (おたふ くかぜワクチン接種費用一部助 成制度についても記載)	4月～ 3月	11回 (567通)
1歳6か月児健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	12月 ～3月	12回
2歳半幼児歯科健診 対象者	予防接種実施状況確認リーフレ ット (問診票に同封)	4月 ～3月	12回
4か月乳児相談・1歳6か月児健診・ 3歳児健診	「遅らせないで！子どもの予防 接種と乳幼児健診」リーフレッ ト (問診票に同封)	4月～ 3月	12回
4か月乳児相談、1歳6か月児健診、 3歳児健診 来所者	保健師相談において未接種者へ 勸奨	4月 ～3月	96回

【広報紙・ポスター・ホームページ他】

種類	内容
麻しん風しん (MR) 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ポスターを、市内保育施設 (44か所)、市内幼稚園 (7か所) に掲示 ・ホームページに掲載

日本脳炎予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ホームページに掲載
ヒトパピローウイルス感染症 キャッチアップ接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ホームページに掲載
高齢者インフルエンザ 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (5回) ・ホームページに掲載
高齢者肺炎球菌予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (4回) ・ホームページに掲載
風しんの追加的対策	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (2回) ・ポスターを保健センターに掲示 ・ホームページに掲載
おたふくかぜワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ポスターを、保健センター等各公共施設 (23 か所)、 市内保育施設 (44 か所) に掲示 ・ホームページに掲載
ヒトパピローウイルス感染症ワ クチン接種費用助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ホームページに掲載
風しんワクチン 接種費用一部助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ・こうほう佐倉に掲載 (1回) ・ホームページに掲載
インフルエンザ予防接種	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスターを市内保育園 (44 か所) に掲示
その他感染症	<ul style="list-style-type: none"> ・蚊・ダニ媒介感染症予防ポスターを、保健センター等各公共施設 (15 か所) に掲示 ・狂犬病、エボラ出血熱、蚊媒介感染症対策、ダニ媒介感染症対策につ いてホームページに掲載

【その他】

- ・就学時健診における予防接種説明、予防接種履歴確認、接種勧奨 (10月～11月)
小学校 23 校、1,024 名に対し実施。

(1) ロタウイルス感染症予防接種

《目的》

ロタウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
ロタリックス (1価)	出生6週0日～ 24週0日まで	ロタリックス 1.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 2 回経口投与
ロタテック (5価)	出生6週0日～ 32週0日まで	ロタテック 2.0ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回経口投与

※令和2年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和4年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人) (1 価)	接種者数 (人) (5 価)	合計	接種率 (%)
1 回目	788	527	200	727	92.3
2 回目	788	524	201	725	92.0
3 回目	788	—	190	190	24.1
合計	2,364	1,051	591	1,642	69.5

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和4年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
令和2年度	707	28.2
令和3年度	1,857	76.7
令和4年度	1,642	69.5

※令和2年度のみ、令和2年8月1日以降に生まれた方で、かつ10月1日以降の接種から対象としている。

《考察》

3回目の接種率が24.1%となっているが、ロタリックス(1価)は2回接種となっており、3回目がないためと考えられる。今後も母子事業等を通じて適切な時期に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(2) B型肝炎予防接種

《目的》

B型肝炎ウイルスによる感染症発生の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
1・2回目	1歳未満	B型肝炎(HB)ワクチン0.25mlを27日以上の間隔をおいて2回皮下注射
3回目		初回接種後139日以上の間隔をおいて0.25mlを1回皮下注射

※平成28年10月1日から定期接種として導入された。

《実績》

令和4年度実施結果

	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
1回目	788	744	94.4
2回目	788	739	93.8
3回目	788	781	99.1
合計	2,364	2,264	95.8

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和4年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成30年度	2,977	97.5
令和元年度	2,650	97.8
令和2年度	2,481(長期療養5人含む)	98.8
令和3年度	2,464	101.8
令和4年度	2,264	95.8

《考察》

今後も高い接種率を維持するために、母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(3) ヒブ予防接種

《目的》

インフルエンザ菌 b 型による感染症、特に侵襲性の感染症（髄膜炎、敗血症、蜂巣炎、関節炎、喉頭蓋炎、肺炎および骨髄炎）の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後 2 か月～5 歳未満	ヒブワクチン 0.5ml を 27 日以上の間隔をおいて 3 回皮下注射
追加		初回接種後 7 か月以上の間隔をおいて 0.5ml を 1 回皮下注射

※平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和 4 年度実施結果

	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	788	744	94.4
2 回目	788	740	93.9
3 回目	788	746	94.7
4 回目	788	862	109.4
合計	3,152	3,092	98.1

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 4 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 30 年度	4,093	105.0
令和元年度	3,654	101.2
令和 2 年度	3,468	103.6
令和 3 年度	3,312	102.6
令和 4 年度	3,092	98.1

《考察》

今後も高い接種率を維持するために、母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

(4) 小児用肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）による侵襲性感染症の予防

《対象及び実施方法》

対象		実施方法
初回	生後2か月～5歳未満	小児用肺炎球菌ワクチン0.5mlを27日以上の間隔で3回皮下注射
追加		初回接種後60日以上の間隔でワクチン0.5mlを1回皮下注射

※平成25年4月に定期接種に位置づけられた。

※平成25年11月より使用されるワクチンが7価ワクチンから13価ワクチン（血清型1, 3, 4, 5, 6A, 6B, 7F, 9V, 14, 18C, 19A, 19F, 23F）に変更された。（接種間隔・回数に変更なし）

※接種開始年齢によって接種回数が異なる。

《実績》

令和4年度実施結果

	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1回目	788	745	94.5
2回目	788	740	93.9
3回目	788	747	94.8
4回目	788	861	109.3
合計	3,152	3,093	98.1

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和4年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成30年度	4,092	100.5
令和元年度	3,793	105.0
令和2年度	3,336	99.6
令和3年度	3,300	102.2
令和4年度	3,093	98.1

《考察》

接種率は100%前後と高い値で推移している。今後も母子事業等を通じて適切に接種ができるよう周知啓発を図っていくこととする。

- (5) 四種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風、ポリオ）DPT-IPV
 三種混合（ジフテリア、百日せき、破傷風）DPT
 不活化ポリオ予防接種
 二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

四種混合 DPT-IPV ・ 三種混合 DPT

《目的》

ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

種別	対象		実施方法
四種混合	第1期 (初回)	生後3か月～90か月未満	沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風・不活化ポリオ混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射
三種混合	第1期 (初回)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを20日以上の間隔をおいて0.5mlを3回皮下注射
	第1期 (追加)		沈降精製ジフテリア・百日せき・破傷風混合ワクチンを1期初回完了後6か月以上の間隔をおいて0.5mlを1回皮下注射

※平成24年11月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入された。

《実績》

令和4年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	実施者数 (人)	接種率 (%)	
四種混合	第1期	1回	805	754	93.7
		2回	805	756	93.9
		3回	805	774	96.1
		追加	805	841	104.5
	合計	3,220	3,125	97.0	
三種混合	第1期	1回	805	0	—
		2回	805	0	—
		3回	805	0	—
		追加	805	3	0.4
	合計	3,220	3	0.1	

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和4年9月末人口で算出しているため、接種率が100%を超える場合がある。

年度別接種率の推移（四種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
平成 30 年度	4,305	104.6
令和元年度	3,920	103.6
令和 2 年度	3,455	100.3
令和 3 年度	3,383	102.5
令和 4 年度	3,125	97.0

年度別接種率の推移（三種混合 1 期合計）

年度	実施者数（人）	接種率（%）
平成 30 年度	2	0.0
令和元年度	8	0.2
令和 2 年度	2	0.06
令和 3 年度	0	—
令和 4 年度	3	0.09

《考 察》

接種者数は減少傾向だが、出生数も減少傾向のためか高い接種率を推移している。1 歳 6 か月までに 1 期初回を終了できる者が増えるよう、母子事業等を通じて周知啓発を図っていくこととする。

不活化ポリオ予防接種

《目 的》

急性灰白髄炎（ポリオ）の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 （初回）	生後 3 か月～90 か月未満	不活化ポリオワクチンを 20 日以上の間隔をおいて 0.5ml を 3 回皮下注射
第 1 期 （追加）		

《実 績》

令和 4 年度実施結果

回数		対象者数（人）	実施者数（人）	接種率（%）
第 1 期	1 回	805	0	—
	2 回	805	0	—
	3 回	805	0	—
	追加	805	2	0.25
合計		3,220	2	0.06

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 30 年度	45	1.1
令和元年度	5	0.1
令和 2 年度	5	0.1
令和 3 年度	1	0.03
令和 4 年度	2	0.06

《考 察》

平成 24 年 11 月から四種混合ワクチンが定期予防接種として導入されたことにより、不活化ポリオワクチンの接種者は年々減少している。

二種混合（ジフテリア、破傷風）DT 予防接種

《目 的》

ジフテリア、破傷風の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
11 歳～13 歳未満	沈降精製ジフテリア、破傷風混合トキソイドワクチン 0.1ml を 1 回皮下注射

《実 績》

令和 4 年度実施結果

種別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
二種混合 第 2 期	1,359	938	69.0

年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率 (%)
平成 30 年度	1,218	79.2
令和元年度	1,101	73.5
令和 2 年度	1,084	72.4
令和 3 年度	1,020 (長期療養 1 人含む)	73.1
令和 4 年度	938	69.0

《考 察》

二種混合の接種率は減少しているが、日本小児科学会で推奨していることもあり、百日咳の予防を含めて、二種混合（定期接種）の代わりに三種混合（任意接種）を接種する者が増えている。市で把握している令和 4 年度の三種混合（任意接種）の接種者数は 31 人であった。任意接種扱いのため接種率に反映されていないが、二種混合の接種者数に含めると接種率は 71.3%となる。二種混合の接種状況と併せて、これらについても注視していくこととする。

(6) BCG 予防接種

《目的》

乳幼児における結核性髄膜炎や粟粒結核などの予防、結核のまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象	実 施 方 法
生後 1 歳未満	乾燥 BCG ワクチンを 1 滴滴下し管針で経皮接種

※佐倉市予防接種委員会での検討結果を踏まえ、免疫不全症が比較的明らかとなる 3 か月からを原則の接種期間としている。

《実績》

令和 4 年度実施結果

対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
788	765	97.1

年度別接種率の推移

年度	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 30 年度	1,055	103.6
令和元年度	911	100.9
令和 2 年度	848	101.3
令和 3 年度	829 (長期療養 1 人含む)	102.7
令和 4 年度	765	97.1

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 4 年 9 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

《考 察》

1 歳未満で BCG を受ける人の接種率の目標値が 100%であるため、引き続き適切な時期に接種を行えるよう母子事業等を通じて周知啓発を行っていききたい。

(7) 麻しん（はしか）・風しん予防接種

《目的》

麻しん、風しんの発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期	生後 12 か月～24 か月未満	・麻しん風しん混合ワクチン(MR)0.5ml を 1 回皮下注射 <単抗原ワクチン希望の方> ・麻しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射 ・風しん単抗原ワクチン 0.5ml を 1 回皮下注射
第 2 期	5 歳～7 歳未満で小学校就学前の 1 年間	

《実績》

令和 4 年度麻しん風しん実施結果

種別	期別	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
麻しん風しん	第 1 期	853	847	99.3
	第 2 期	1,133	1,085	95.8
	合計	1,986	1,932	97.3
麻しん	第 1 期	853	0	—
	第 2 期	1,133	0	—
	合計	1,986	0	—
風しん	第 1 期	853	0	—
	第 2 期	1,133	0	—
	合計	1,986	0	—

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を第 1 期は令和 4 年 9 月末人口、第 2 期は令和 5 年 3 月末人口で算出しているため、接種率が 100%を超える場合がある。

年度別麻しん風しん接種率の推移 (麻しん風しん混合+麻しん単抗原+風しん単抗原実施者)

年度	期別	接種者数 (人)	接種率 (%)
平成 30 年度	第 1 期	1,046	98.6
	第 2 期	1,280(長期療養 1 人含む)	94.8
令和元年度	第 1 期	995 (長期療養 1 人含む)	92.8
	第 2 期	1,253 (長期療養 1 人含む)	94.3
令和 2 年度	第 1 期	930 (長期療養 1 人含む)	99.7
	第 2 期	1,233	95.7
令和 3 年度	第 1 期	771	87.8
	第 2 期	1,198	95.6
令和 4 年度	第 1 期	847	99.3
	第 2 期	1,085	95.8

《考 察》

1期、2期ともに接種率を95%以上にすることが国の目標とされているが、1期、2期ともに目標を達成することができた。1期における未接種者への勧奨では、年間48人(毎月平均4人)に対して実施しており、2期における未接種者への勧奨では、令和5年1月時点で284人に対して実施した。接種対象者の算出に対して、転出入の影響があると考えられる。今後も、状況を確認しながら、個別通知や就学時健診、母子事業を通じて勧奨を継続し、接種率の向上に努めたい。

(8) 水痘（みずぼうそう）予防接種

《目的》

水痘 - 帯状疱疹ウイルスによる感染症の発生及びまん延の予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
生後 12 か月から生後 36 か月未満	乾燥弱毒生水痘ワクチン 0.5ml を 2 回皮下注射。 3 月以上の間隔をおく

《実績》

令和 4 年度実施結果

期別	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
1 回目	853	850	99.6
2 回目	853	731	85.7
合計	1,706	1,581	92.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 4 年 9 月末の 1 歳人口としている。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 30 年度	2,096	98.8
令和元年度	1,951	91.0
令和 2 年度	1,864（長期療養 1 人含む）	99.9
令和 3 年度	1,575（長期療養 1 人含む）	89.7
令和 4 年度	1,581	92.7

《考察》

1 回目の高い接種率に対して、2 回目の接種率は低い状況である。1 歳 2 か月時点で未接種の者に対して勧奨ハガキを送付、1 歳 6 か月児健診の保健師面接で勧奨する機会があることに対して、2 歳以降は保健師面接の機会減少等水痘ワクチンに関する個別勧奨の機会が少ないことが要因の一つとも考えられる。2 歳と 2 歳半の幼児歯科健診の通知とともに、予防接種に関する案内を同封しているが、引き続き、効果的な周知啓発を図っていく必要がある。

(9) 日本脳炎予防接種

《目的》

日本脳炎の発生の予防

《対象及び実施方法》

対 象		実 施 方 法
第 1 期 (初回)	生後 6 か月～90 か月未満	日本脳炎ワクチンを 6 日以上の間隔 をおいて 0.5ml を 2 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 1 期 (追加)		初回接種後 6 か月以上の間隔をおい て 0.5ml を 1 回皮下注射 (3 歳未満の場合、接種量は 0.25ml)
第 2 期	9 歳～13 歳未満	0.5ml を 1 回皮下注射
特例 (実施規則 附則第 5 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 7 年 4 月 2 日から平成 19 年 4 月 1 日生まれ) 20 歳未満	第 1 期、第 2 期の未接種分を接種
特例 (実施規則 附則第 4 条)	平成 17 年度から平成 21 年度にかけての積極 的勧奨の差し控えにより接種を受ける機会を 逸した者 (平成 19 年 4 月 2 日から平成 21 年 10 月 1 日生まれ) 13 歳未満	第 1 期の未接種分を接種

《実 績》

令和 4 年度実施結果

種別	回数	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
第 1 期	1 回目	960	1,088	113.3
	2 回目	960	1,058	110.2
	追加	1,131	1,381	122.1
第 2 期		1,366	1,580	115.7
小計		4,417	5,107	115.6
特 例	第 1 期	1 回目		26
		2 回目		25
		追加		52
	第 2 期	1,607	167	10.4
合計		6,024	5,377 (5,274)	89.3 (87.5)

※特例第 1 期の対象者数は、平成 27 年度以降算出方法が示されていない。

※ () は、特例第 1 期(対象者数が示されていない期間)の実施者数を除いて算出したもの。

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和 4 年 9 月末の 3 歳、4 歳、9 歳、18 歳 (特例措置対象者) の人口で算出しているため、接種率が 100% を超えることがある。

接種時の年齢（特例措置分を除く）

	第1期初回			第2期	総計
	1回目	2回目	追加		
0歳	517	454	—		971
1歳	292	292	229		813
2歳	60	71	243		374
3歳	146	139	249		534
4歳	28	41	216		285
5歳	22	27	209		258
6歳	22	34	189		245
7歳	1	0	46		47
9歳				612	612
10歳				375	375
11歳				294	294
12歳				299	299
総計	1088	1058	1381	1580	5,107

全接種者 年度別接種率の推移

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成30年度	7,058	101.5
令和元年度	6,389	97.0
令和2年度	5,421	86.5
令和3年度	2,698	43.0
令和4年度	5,377	89.3

第1期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成30年度	5,070	131.6
令和元年度	4,595	126.6
令和2年度	3,875	115.4
令和3年度	2,002	60.5
令和4年度	3,527	115.6

第2期 年度別接種率の推移（特例措置を除く）

年度	接種者数(人)	接種率(%)
平成30年度	1,332	89.8
令和元年度	1,205	87.2
令和2年度	1,010	74.9
令和3年度	419	29.9
令和4年度	1,580	115.7

《考 察》

第2期の接種率が100%以上である。これは、令和3年度に日本脳炎ワクチンの供給量が大幅に減少したため、令和3年度の第2期の接種対象者には令和4年度に繰り下げて通知することとなり、2年度分の接種者が生じたためと考えられる。全接種者および第1期（特例措置を除く）の接種率は、令和3年度以前の接種率と概ね同様である。引き続き、個別通知や母子事業を通じて周知啓発を図ることとする。

(10) ヒトパピローマウイルス感染症予防接種（サーバリックス・2価、ガーダシル・4価）

《目的》

サーバリックス（2価）

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

ガーダシル（4価）

子宮頸がんの原因となる HPV16 型及び 18 型のウイルス感染予防及び前がん病変予防。

尖圭コンジローマや再発性呼吸器乳頭腫症の原因となる 6 型及び 11 型の感染予防。

《対象及び実施方法》

ワクチン名	対象	実施方法
サーバリックス	小学校 6 年生 ～高校 1 年生 の女子	組換え沈降 2 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・1・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射
ガーダシル		組換え沈降 4 価ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチン 0.5ml を 0・2・6 か月の間隔で 3 回筋肉注射

※平成 23 年 4 月から子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の一環としての接種が行われ、その後、平成 25 年 4 月に定期接種に位置づけられた。

※平成 25 年 6 月 14 日に開催された厚生科学審議会において、「ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が接種後に特異的にみられたことから、同副反応の発生頻度等がより明らかになるまで、定期接種を積極的に勧奨すべきでない」とされた。引き続き定期接種として無料で受けていただくことは可能。副反応によって健康被害が生じた場合には予防接種法に基づく補償を受けることができる。

※令和 2 年 10 月 9 日、厚生労働省より、対象者等への周知に関する具体的な対応として、対象者等が情報に接する機会を確保し、接種するかどうかについて検討・判断ができるよう、情報提供を行うための資料を対象者へ個別に送付する等の通知があった。

※令和 3 年 11 月、「積極的勧奨の差し控え」を終了すると通知が出され、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対する対応として令和 3 年 12 月、令和 4 年度から令和 6 年度の 3 年間、従来の定期接種の対象者を超えて接種を行うこと（以下、「キャッチアップ接種」という）とする通知が出された。

《実績》

令和 4 年度実施結果

	標準的な接種			キャッチアップ接種			合計		
	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)	対象者数 (人)	接種者数 (人)	接種率 (%)
1 回目	745	309	41.5	6,663	393	5.9	7,408	702	9.5
2 回目	745	283	38.0	6,663	310	4.7	7,408	593	8.0
3 回目	745	233	31.3	6,663	163	2.4	7,408	396	5.3
合計	2,235	825	36.9	19,989	866	4.3	22,224	1,691	7.6

※厚生労働省の算定基準に基づき、標準的な接種の対象者を令和4年10月1日現在の13歳の女性の人口としている。

※標準的な接種の接種者は、小学校6年生から高校1年生相当の女子となっている。

※令和4年度のキャッチアップ接種の対象者は、平成9年度生まれから平成17年度生まれまでの女子となっている。

年度別接種率の推移

年度	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
平成30年度	2,208	20	0.9
令和元年度	2,085	34	1.6
令和2年度	2,130	199	9.3
令和3年度	2,103	665	31.6
令和4年度	2,235	825	36.9

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を令和4年9月末人口の13歳女性の人口×3回分としている。

※令和4年度の接種者数は、キャッチアップ接種者数を除く。

《考 察》

令和3年11月26日に積極的勧奨の差し控えが終了とされ、令和4年度は定期接種の対象者やキャッチアップ接種の対象者に予診票を送付した。標準的な接種年齢の接種率は36.9%となっており、前年度より微増しているものの、低い状況となっている。接種率の向上には、小学校6年生から高校1年生相当の女子へ向けて子宮頸がん予防接種の普及啓発が必要と考えられる。

今後も、対象者や保護者に適切な情報提供を行い、接種に関する相談に対応していく。

(11) インフルエンザ予防接種

《目的》

インフルエンザの個人の発病又はその重症化を防止し、併せてこれにより間接的な集団予防を図ることを目的とする。

《対象及び接種方法》

対 象	接 種 方 法
①65 歳以上の者 ②60～65 歳未満の者であって、心臓、腎臓又は呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害を有する者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者	インフルエンザ HA ワクチンを 1 回皮下注射

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：1,500 円（生活保護受給者の方は無料）

《実績》

令和 4 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	56,911	36,801	64.7
60～64 歳		20	
合計	56,911	36,821	64.7

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 65 歳以上の令和 4 年 9 月末人口で算出している。

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）
平成 30 年度	28,667	53.0
令和元年度	31,029	56.5
令和 2 年度	38,031	68.1
令和 3 年度	35,303	62.6
令和 4 年度	36,821	64.7

《考察》

令和 4 年度も新型コロナウイルス感染症の流行状況は継続しており、インフルエンザの発症や重症化を予防するインフルエンザ予防接種の需要が高くなっている。新型コロナウイルスとの同時発症も懸念されるため、国からの通知を受け、令和 3 年度同様、接種期限を令和 5 年 1 月末までに延長した。接種率は、昨年度よりも 2.1 ポイント高くなっている。

(12) 高齢者肺炎球菌予防接種

《目的》

肺炎球菌（血清型 23 種類）による呼吸器感染症、副鼻腔炎、中耳炎、髄膜炎、敗血症などの予防

《対象及び実施方法》

対象	実施方法
過去に 23 価肺炎球菌莢膜多糖体ワクチンの接種歴のない者で、以下に該当する者 ①令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に 65 歳、70 歳、75 歳、80 歳、85 歳、90 歳、95 歳又は 100 歳となる者 ②60～65 歳未満で心臓、腎臓、呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障害を有する者 ただし、②に該当する者として既に当該予防接種を受けた者は、①の対象者から除く。	23 価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン 0.5ml を 1 回筋肉内又は皮下に注射する。

※接種費用のうち自己負担金あり 自己負担額：3,000 円（生活保護受給者の方は無料）

※平成 23 年 4 月から接種費用一部助成を行ってきたが、平成 26 年 10 月 1 日より定期接種に位置づけられた。

《実績》

令和 4 年度実施結果

対象年齢	対象者数（人）	接種者数（人）	接種率（%）
65 歳以上	13,220	1,730	
60～64 歳	—	0	
合計	13,220	1,730	13.1

※厚生労働省の算定基準に基づき、対象者を 64 歳、69 歳、74 歳、79 歳、84 歳、89 歳、94 歳、99 歳の人口の合計（令和 4 年 3 月末人口）で算出している

年度別接種率の推移

年度	接種者数（人）	接種率（%）	（再掲）65 歳相当の者の接種状況	
			接種者数（人）	接種率（%）
平成 30 年度	5,439	43.7	1,545	60.5
令和元年度	1,876	15.5	1,275	53.8
令和 2 年度	2,020	17.0	1,592	66.9
令和 3 年度	1,790	14.3	1,341	62.8
令和 4 年度	1,730	13.1	1,195	55.8

《考察》

平成 26 年から平成 30 年度までの 5 年間において、65 歳以上で 5 歳刻みの接種対象者に予防接種を実施し、平成 30 年度で制度が終了する予定であったが、特例措置として 5 年間、令和 5 年度まで期間が延長となっている。70 歳以上の者については 5 年前に一度対象となっていることや接種対象者は任意接種も含めてこれまでに接種したことがない者であるため、接種率は低くなっている。

また、今年度初めて対象となる 65 歳相当の者の接種率は 55.8%となっており、令和 3 年度に比べて 7 ポイント低くなっているため、こうほう佐倉や個別通知等で勧奨し、接種率の向上に努めたい。

(13) 風しんの追加的対策（抗体検査と第5期の定期接種）

《目的》

対象世代の抗体保有率を引き上げることで、風しんの発生及びまん延を予防する。

《対象及び実施方法》

対象：昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

抗体検査を実施し、その結果「十分な量の風しんの抗体がない者」を風しんの第5期定期接種の対象とする。

実施方法：予防接種法に基づく定期接種とし、令和元年度から令和6年度まで、全国無料で実施

※令和4年2月16日厚生労働省通知により、令和4年度から3年間、期間を延長し実施

《実績》

令和4年度 抗体検査実施結果

種別	対象者数 (人)	実施件数 (人)	抗体検査の 実施率(%)	結果(人)	陰性率(%)
風しんの抗体検査	15,968	738	4.6	陽性：581 陰性：157	21.3%

*抗体検査の実施率=令和4年度中の実施件数/令和4年3月末日時点の昭和37年4月2日～昭和54年4月1日生まれの男性の人数(令和3年度以前に抗体検査をした人数を除く)

令和4年度 予防接種の実施結果

種別	対象者数(人)	接種者数(人)	接種率(%)
麻しん風しん混合ワクチン	157	160	101.9
風しんワクチン		1	0.6
合計	157	161	102.5

*予防接種の接種率=令和4年度中の接種者数/抗体検査の陰性者数

年度別実施率・接種率の推移

年度	抗体検査		予防接種	
	実施件数(人)	実施率(%)	接種者数(人)	接種率(%)
令和2年度	2,048	10.7	351	79.1
令和3年度	1,500	8.8	341	87.6
令和4年度	738	4.6	161	102.5

《考察》

令和6年度まで期間が延長されたことから、令和5年1月に15,509名(令和4年12月末時点の検査未実施者と予防接種の未接種)に対し、風疹抗体検査の案内文とクーポン券を送付した。令和5年2月以降の抗体検査の実施件数は243件で、全体のおよそ33%を占める。対象者への周知、啓発を行うほか、事業所健診等を利用した機会を増やすことが受検率等の更なる向上に繋がるものとする。

2. 予防接種（任意）

(1) おたふくかぜワクチン接種費用助成事業

《目的》

耳の下にある耳下腺の腫れを特徴とするウイルス感染症の発生を予防し、子育て支援の一助とするため接種費用の一部を助成する。

《内容》

①対象

- ・1、2歳児（生後12か月～36か月未満）の市民（接種日時点）

※令和4年4月1日～令和5年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。（郵送可）
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

3,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関、保育園、保健センター等にてポスター掲示、市内実施医療機関等にリーフレット配布
- ・1歳2か月時に制度の案内はがきを個別通知

《実績》

令和4年度実施結果

対象者数（人）	助成者数（人）
1,166	644

※対象者数は、令和4年9月末時点の1歳児と2歳児の人口1,771人から、令和3年度助成済の1歳児605人を除いた数。

年度別助成者数の推移

年度	対象者数（人）	助成者数（人）
平成30年度	1,407	792
令和元年度	1,382	781
令和2年度	1,261	754
令和3年度	1,106	616
令和4年度	1,166	644

《考察》

平成26年度より制度が開始され、制度の利用率は55～60%で推移している。平成27年度から継続して行っている個別通知など、今後も様々なかたちでの制度の周知、啓発に努めていく。

(2) 風しんワクチン接種費用助成事業

《目的》

千葉県が実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査の結果、抗体価が低かった者の風しんワクチン接種を促進し、妊婦への風しん感染防止、先天性風しん症候群の発症防止を図り、公衆衛生の向上及び増進に寄与することを目的とする。

《内容》

①対象

- ・平成30年12月25日以降に県の実施する抗体検査又は、風しん追加的対策による抗体検査を受けた結果がHI法で32倍未満、又はEIA(IgG)法で8.0未満の方で、ワクチン接種を受けた方
※令和4年4月1日から令和5年3月31日の接種が対象

②実施方法

- ・医療機関にある予診票を使って接種を受け、接種費用を医療機関に支払う。
- ・接種後、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・風しんワクチン 3,000円
- ・麻しん風しん混合(MR)ワクチン 5,000円

④周知方法

- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

令和4年度実施結果

助成者数(人)
28

年度別助成者の推移

年度	助成者数(人)
令和元年度	27
令和2年度	12
令和3年度	13
令和4年度	28

《考察》

助成者の男女比は男女ともに14人で、妊娠を希望する女性とその同居者からの同時申請が6組あり、例年より多いのが特徴である。また、風しん第5期の定期接種対象者は1人であった。千葉県が実施する抗体検査件数の増減数は不明ではあるが、助成者数は、過去5年間のなかで最多であった。

(3) ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン接種費用助成事業

《目的》

ヒトパピローマウイルス感染症ワクチン定期予防接種において、積極的勧奨の差し控えにより接種機会を逃した方に対して、任意で接種した接種費用の全額、または一部を助成することにより、定期予防接種に係る費用負担の公平性を確保することを目的とする。

《内容》

①対象

- ・平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた女子で、定期接種の対象年齢を過ぎてからHPVワクチンを任意で接種した方
- ※令和4年4月1日時点で佐倉市民の方が対象

②実施方法

【申請期間】令和4年8月から令和6年度まで

- ・申請に必要な書類を揃え、各保健センターで助成の申請をする。(郵送可)
- ・審査後、交付決定者に対し、市から指定口座に助成金を振り込む。

③助成金額

- ・領収書等で接種費用が確認できる場合は、接種費用(上限額20,000円)/1回
- ・領収書等で接種費用が確認できない場合は、17,000円/1回
- ※助成回数は、1人につき3回まで

④周知方法

- ・対象者の可能性がある方へ個別送付(キャッチアップ予診票送付の際、案内文に掲載)
- ・こうほう佐倉・ホームページに制度の案内を掲載
- ・市内実施医療機関や各保健センター等にてリーフレット配布

《実績》

令和4年度実施結果

助成者数(人)	助成回数
20	42

《考察》

令和4年8月1日より制度が開始され、当初多くの申請があった。令和4年3月31日までに接種が済んでいる接種費用の助成であるため、制度開始時点で申請が集中し、その後は減少していくと考えられる。対象者となりうる方へ、漏れることなく制度の情報を提供するため、引き続き周知啓発に努めることとする。

3. 結核予防

(1) 結核検診

根拠法令等	感染症法（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）
-------	----------------------------------

《目的》

結核検診を行うことにより、結核患者の発生防止及び結核の蔓延を予防する。

《内容》

① 対象者

市内在住の65歳以上の男女

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月1日～3月9日、市内8会場、31日間実施。
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診内容 検診車両での、胸部レントゲン間接撮影及び読影を実施。

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内37医療機関で実施。
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・検診内容 胸部レントゲン直接撮影及び読影を実施。

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の65歳以上の男女で、下記に該当するかた

- ・65・70歳のかた
- ・令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ、周知啓発に努めた。

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)
平成30年度	53,650	15,327	28.6
令和元年度	54,690	15,365	28.1
令和2年度	55,590	12,234	22.0
令和3年度	56,302	13,394	23.8
令和4年度	56,730	13,841	24.4

② 胸部レントゲン検診（結核検診）実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精密検査 者 (人)	要精密検査率 (%)	精密検査受診 者 (人)	結核発見 数 (人)
集団	56,730	3,902	6.9	62	1.6	53	0
個別		9,939	17.5	306	3.1	252	0
合計	56,730	13,841	24.4	368	2.7	305	0

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査実施状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		要 精 密 検 査 (人)	要精密検査区分										精密検査受診状況		
						結核性		非結核性		腫瘍性		循環器		その他		未 受 診 者 (人)	未 把 握 者 (人)	結核 (人)
						人	%	人	%	人	%	人	%	人	%			
男性	65～69	5,536	765	13.8	14	0	0.0	2	14.3	11	78.6	0	0.0	1	7.1	1	3	0
	70～74	7,446	1,693	22.7	50	0	0.0	19	38.0	20	40.0	5	10.0	6	12.0	2	4	0
	75～79	5,752	1,783	31.0	55	2	3.6	13	23.6	21	38.2	6	10.9	13	23.6	4	7	0
	80歳以上	7,004	1,805	25.8	73	2	2.7	22	30.1	26	35.6	7	9.6	16	21.9	11	5	0
	小計	25,738	6,046	23.5	192	4	2.1	56	29.2	78	40.6	18	9.4	36	18.8	18	19	0
女性	65～69	6,325	1,231	19.5	25	0	0.0	6	24.0	11	44.0	4	16.0	4	16.0	4	2	0
	70～74	8,377	2,427	29.0	47	2	4.3	12	25.5	20	42.6	8	17.0	5	10.6	3	5	0
	75～79	6,511	2,205	33.9	38	1	2.6	6	15.8	20	52.6	5	13.2	6	15.8	1	4	0
	80歳以上	9,779	1,932	19.8	66	0	0.0	7	10.6	35	53.0	17	25.8	7	10.6	2	8	0
	小計	30,992	7,795	25.2	176	3	1.7	31	17.6	86	48.9	34	19.3	22	12.5	10	19	0
男性	集団	25,738	1,990	23.5	35	0	0.0	16	45.7	18	51.4	0	0.0	1	2.9	2	6	0
	個別		4,056		157	4	2.5	40	25.5	60	38.2	18	11.5	35	22.3	16	13	0
女性	集団	30,992	1,912	25.2	27	0	0.0	8	29.6	16	59.3	0	0.0	3	11.1	5	3	0
	個別		5,883		149	3	2.0	23	15.4	70	47.0	34	22.8	19	12.8	6	16	0
合計	56,730	13,841	24.4	368	7	1.9	87	23.6	164	44.6	52	14.1	58	15.8	29	38	0	

※検診対象者数は、5月末時点での65歳以上の人口とする。

《考 察》

令和4年度は前年度と比較して、受診数は447人増加し受診率は0.6%増加した。

高齢者の結核患者の発生防止及び結核の蔓延予防をするため、検診受診者増加に向けて周知・啓発に努めていきたい。

V おとなの保健

1. 健康手帳の交付

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
-------	--------------

《目的》

特定健診・保健指導等の記録、その他健康の保持のために必要な事項を記載し、自らの健康管理と適切な医療の確保に資することを目的に健康手帳を交付する。

《内容》

- ①対象 市内在住の40歳以上のかた
- ②方法 健（検）診会場、健康相談等の保健事業、各保健センター・健康保険課・高齢者福祉課窓口において交付

《実績》

健康手帳の交付状況（単位：冊）

	40～74歳			75歳以上			計		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
H30年度	2,697	6,389	9,086	868	1,102	1,970	3,565	7,491	11,056
R元年度	1,839	4,175	6,014	1,818	1,688	3,506	3,657	5,863	9,520
R2年度	1,255	2,737	3,992	989	1,162	2,151	2,244	3,899	6,143
R3年度	1,697	3,355	5,052	1,090	1,146	2,236	2,787	4,501	7,288
R4年度	1,729	3,419	5,148	1,090	1,078	2,168	2,819	4,497	7,316

健康手帳の変遷

H19年度まで	健診（検診）の結果の見方や健康に関する情報などについてまとめた小冊子は、健康手帳と併せて健診（検診）受診者に配布していた。
H20年度	健康手帳をこの小冊子と一冊にまとめて作成し、健康手帳の使用時に小冊子の情報を役立ててもらうようにした。
H21年度	健康の記録のページの特健健診の欄に検査の基準値を印字し、自己チェックできるような工夫をした。
H22年度	相談や教室の日程等は掲載せず、小冊子を役立てながら健康手帳として経年的に健診の記録を記載しやすいようにした。
H23年度	慢性閉塞性肺疾患（COPD）の普及啓発を図るため、たばこのページに慢性閉塞性肺疾患（COPD）についての説明を追加。
H24年度	クレアチニンの検査項目が追加になり、クレアチニン値の検査項目についての説明を追加。
H25年度	国の方針によりHbA1cがJDSからNGSPに表記変更となったことを受け、JDSとHbA1cの値を併記。 こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を図るため、こころの健康のページを新設。
H26年度	下記の情報を追記 ①健康に関する情報（肝炎ウイルス、骨の健康） ②成人保健事業の体系図、特定保健指導の流れ ③小児初期急病診療所、休日夜間急病診療所、休日当番医テレホンサービス ④保健センターの案内図
H27年度	・健康手帳を記録媒体として活用できるように、自身で記入する項目（健康の記録・予防接種・休日当番医/かかりつけ医情報）を前面に配置 ・高齢者福祉課のページを増やし、ロコモ体操を入れた
H28年度	糖尿病性腎症重症化予防事業開始に伴い、健診結果にeGFRの値が表記されることになり、検査項目についての説明を追加。

H29 年度	サイズ変更 (A4→A5)
H30 年度	<ul style="list-style-type: none"> ・検査項目に non-HDL コレステロールが加わったため、検査値の読み方に表記を追記。 ・文字サイズを大きくし、内容やレイアウトを見やすく変更。30 ページ増。
R 元年度	<ul style="list-style-type: none"> ・表紙に発行年度を表記。 ・特定健診の尿蛋白の判定基準変更に伴い、「検査値の読み方」「特定健診の記録」「尿検査からわかること」を修正。 尿蛋白の判定基準変更：基準値「－・±」⇒「－」、 保健指導判定値「＋以上」⇒「±」、受診を勧める値（新設）「＋以上」 ・歯のページ：「噛むことの効果」⇒「メタボ予防」に内容変更。 ・「健康づくり」のページ <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ボランティアの紹介と「佐倉市わくわく生活手帳」を追記。 ・「介護予防」⇒「フレイル予防」に内容修正。 ・「物忘れチェックシート」⇒「自分でできる認知症の気づきチェックリスト」に変更。
R2～4 年度	・変更なし。

《考 察》

健康手帳は、毎年を受診結果を記録しておくことにより、健康状態を5年間にわたり経年的に管理でき、生活習慣病の予防に効果があることから、19歳以上40歳未満のかたにも配布している。

新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に受診率が減少したことから、令和2年度は健康手帳の配布数が大幅に減少した。令和3年度以降、受診者数がやや回復したことにより配布数も増加している。

今後も、各保健事業の場において、健康手帳を活用していく。

2. 健康教育

根拠法令等	健康増進法 17 条の 1
健康さくら 21(第 2 次)【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の 7 つを重点的に取り組む項目とする。 ⑤ 生活習慣病 ② 栄養・食生活 ③ 身体活動・運動 ④ ころ ⑤ 飲酒 ⑥ 喫煙 ⑦ 歯と口腔

(1) 集団健康教育

《目的》

生活習慣病の予防、その他健康に関する事項について、正しい知識の普及を図ることにより、「自らの健康は自らが守る」という認識と自覚を高め、健康の保持増進に資することを目的とする。

《内容》

(1) 対象者

① 健康教育

40～64 歳の市民を対象とする。

ただし、健康教育の内容や対象者の状況によっては、対象者に代わってその家族等を対象とすることができる。(健康増進事業実施要領より)

② 衛生教育

上記「健康教育」以外のかた

(2) 種類・内容

① 健康教育

・一般健康教育

生活習慣病の予防のための日常生活上の心得、健康増進の方法、食生活のあり方その他健康に関して必要な事項について

・歯周疾患健康教育

歯科疾患の予防及び治療、日常生活における歯口清掃、義歯の機能及びその管理等の正しい知識について

・ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育

骨粗鬆症・転倒予防を含めたロコモティブシンドローム(運動器症候群)に関する正しい知識、生活上の留意点について

・慢性閉塞性肺疾患(COPD)健康教育

慢性閉塞性肺疾患(COPD)に関するリスクや正しい知識、禁煙支援等

・病態別健康教育

肥満、高血圧、心臓病等と個人の生活習慣との関係及び健康的な生活習慣の形成について

・薬健康教育

薬の保管、適正な服用方法等に関する一般的な留意事項、薬の作用・副作用の発言に関する一般的な知識について

② 衛生教育

・地域保健に関する知識の普及、地域住民の健康の保持及び増進に関すること

《実績》

※各表の（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

① 年次別実績

年度	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
平成30年度	152 (107)	5,437 (2,299)	1,056	2,378 (2,299)	2,003	0
令和元年度	136 (90)	5,313 (2,093)	932	2,164 (2,093)	2,217	0
令和2年度	28 (15)	139 (43)	17	64 (43)	58	0
令和3年度	32 (20)	557 (126)	64	193 (126)	299	1
令和4年度	39 (24)	635 (112)	80	211 (112)	335	9

② 教育種類別実績

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	28	1	6	0	4	0	39
延人数	447	27	50	0	111	0	635

③ 40～64歳の教育種類別実績〔再掲〕

※健康増進事業実施要領に基づくもの

	一般 その他	歯周疾患	ロコモティブシンドローム (運動器症候群)	慢性閉塞性肺疾患 (COPD)	病態別	薬	計
回数	16	1	3	0	4	0	24
延人数	77	1	7	0	27	0	112

《考察》

新型コロナウイルスの影響はあるものの、昨年度よりも実施回数、人数が増加している。また、65歳以上の参加者が多い傾向が続いているが、壮年期の方に向けての実施方法として、オンラインで開催した事業については若い世代の参加が対面開催のものよりも多くみられたため、今後も効果的な実施方法等について検討していく。

【一般健康教育】

●出前健康講座（一般健康教育、食生活改善推進員の出前も含む）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤の方

② 方法

自治会、自主サークル、市民大学等から、出前健康講座・講師派遣について申請を受け、保健師、栄養士、歯科衛生士、食生活改善推進員を派遣する。対応日時は、土・日・祝日を含む、午前9時から午後8時の間の2時間以内。（年末年始を除く）

③ 内容

出前健康講座メニュー（生活習慣病や運動、ストレスとこころ、喫煙、飲酒、歯科、栄養・食生活に関する事等）からの選択、または申請者と協議のうえ決定する。

《実 績》※（ ）内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
計	10 (8)	148 (37)	25	37	83	3

《考 察》

新型コロナウイルスの影響で令和2年度は依頼がなかったが、令和3年度は6件、令和4年度は10件の依頼となり、徐々に増えてきている。施設や企業などから依頼があり、内容は生活習慣病、ストレス、骨粗しょう症、栄養、運動等多岐にわたったが、アンケートではいずれも「役に立った」と回答している者が9割以上おり、対象に合った内容で健康教育ができていていると考える。引き続き、希望団体からの依頼内容に沿って実施していきたい。

●家庭教育学級限定 出前教室

《内 容》

① 対象者

市内小中学校等に在籍する児童・生徒の20歳以上59歳以下の保護者で、医師等から運動の制限をされていない者。

② 方法

家庭教育学級限定の出前健康講座として、5月下旬まで申込みを受付、9月～翌年2月の期間で、希望する学校と日程を調整し実施する。（令和4年度は2校限定）

③ 内容

初めてでも取り組みやすく効果的な運動（ラジオ体操、ウォーキング、エアロビクス等）についての知識と技術を健康運動指導士から学び、日常生活の中で取り入れ実践できるように健康教育を実施する。

《実績》

開催日	会場	内容	人数 (実)	実施人数 (実)		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
9月6日	山王小学校	美姿勢、エアロビ等	6	2	4	0
9月20日	印南小学校	美姿勢、エアロビ等	7	2	5	0
計			13	4	9	0

《考察》

本事業の目的は、平日に成人保健事業への参加が難しい若い世代に対する生活習慣病予防となる運動の普及啓発である。現在は2校限定で実施しているが、今後は若い世代へのさらなる普及啓発のため、受け入れ数の拡大を検討したい。

●メタボ予防のための「知って得する食事教室」

《内容》

① 対象者

- ・特定保健指導の対象となったかた及び生活習慣病予防のため食生活改善をしたい方
- ・40歳～74歳の市民

② 方法

1コース1回 5コース実施。定員は8名、規模を縮小して実施した。

③ 内容

- ・食生活を改善するための必要な知識や情報の提供
- ・各自の食生活の問題点を見つけ改善できるよう具体的な方法を個別にアドバイスする

④ 周知方法

こうほう佐倉、健康アドバイス会、健診結果票送付時に案内文同封、チラシによるPR等

《実績》

コース・場所	実人数	内 訳	
		40～64歳	65歳以上
1. 健康管理センター [令和4年10月21日]	2	0	2
2. 西部保健センター [11月16日]	5	1	4
3. 南部保健センター [12月10日]	4	2	2
4. 西部保健センター [令和5年1月12日]	9	0	9
5. 健康管理センター [2月15日]	9	0	9
計	29	3	26

《考察》

参加者の利便性に配慮し全コース同じテーマで開催した。実施方法については、新型コロナウイルス感染症対策のため、昨年度同様、定員規模を縮小した集団指導方式により実施した。特徴である栄養士による調理のデモンストレーションを取り入れ、具体的かつ実践的な内容とした。

今後も生活習慣病やメタボリックシンドロームを予防するために、食生活の知識や正しい情報を提供する教室として継続して実施していく。

●検診会場でのがん予防健康教育

《内 容》

- ① 対象者
子宮頸がん検診、乳がん検診受診者(集団検診)
- ② 方法
子宮頸がん検診、乳がん検診の集団検診会場
- ③ 内容
乳房自己触診法について

《実 績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すような健康教育を避ける、という2点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

●生活習慣病予防の啓発

《内 容》

- ① 対象者
市内在勤者、民生委員・児童委員等
- ② 方法
各地区組織の会議、第三工業団地連絡協議会等
- ③ 内容
生活習慣病や健康づくりに関する事業について説明

《実 績》

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	32 (32)	0	32	0

《考 察》

例年、生活習慣病予防に関する事業について、各地区組織の会議等に出向き、説明やPRをしている。今年度は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、市内在勤者、民生委員へは文書による周知のみとなった。各企業の会議に出向いたり、地区の代表者から地域住民へ情報が提供される事で、健診(検診)の受診や健康教育、健康相談の利用につながっていくと考えるため、今後も継続していきたい。

●メタ予防のための運動習慣づくり教室

《内 容》

① 対象者

特定保健指導の対象者や特定健康診査などの健診結果から生活習慣病の予防が必要となる、40～69歳以下の市内在住、在勤者。

② 方法

5コース、定員10人で実施。(1コース2日間、計10日間)

※令和3年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、3コース定員8人で実施。

	日程		会場
	1日目	2日間	
1コース	9月12日	9月29日	健康管理センター
2コース	10月6日	10月27日	西部保健センター
3コース	11月28日	12月16日	健康管理センター
4コース	1月27日	2月16日	西部保健センター
5コース	2月21日	3月14日	南部保健センター

③ 内容

健康運動指導士が、有酸素運動や筋力トレーニングなど自宅で手軽にできる運動の実技を指導し、運動習慣が身につくように健康教育を実施する。

④ 周知方法

対象者へ個別通知、健康アドバイス会等で案内。

《実績》※実績値の()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所〔コース〕	回数	実人数	延人数	延人数 内訳		
				39歳以下	40～64歳	65歳以上
健康管理センター〔1、3〕	4	9(1)	17(2)	0	2	15
西部保健センター〔2、4〕	4	5(1)	9(2)	0	2	7
南部保健センター〔5〕	2	4(1)	7(1)	0	1	6
計	10	18(3)	33(5)	0	5	28

《考 察》

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の動向をみながら、定員枠を拡大して実施。

しかしながら、来所者は少ない状況であり、40～64歳の参加者も少ないため、今後も壮年期の者が参加できるよう、内容及び周知方法の工夫・検討が必要であると考えます。

●佐倉市オリジナル体操体験会（令和3年度から開始）

《内 容》

① 対象者

市内在住・在勤者で医師から運動を制限されていない者。

② 方法

市内保健センターを会場に、年4回、定員10人で実施。(申込者多数の場合、2部制で実施)

③ 内容

健康運動指導士または保健師が、「sakura 10 minutes exercise～気軽に10分筋活～」の内容に沿って、体操の基本を指導。運動を継続することによる効果の説明。

④ 周知方法

こうほう佐倉や市ホームページへの掲載、健康アドバイス会等

《実績》※()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲

場所	回数	人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
健康管理センター	1	2(0)	0	0	2
西部保健センター	2	28(2)	0	2	26
南部保健センター	1	2(1)	0	1	1
計	4	32(3)	0	3	29

《考察》

佐倉市オリジナル体操の普及のため、昨年度に引き続き体験会を実施した。開催時期によっては定員を上回る回もあったが、結果的に参加者は少ない状況であり、周知方法を検討する必要があると考える。本事業の目的は、市民が継続して運動する習慣を身に付けることにより、メタボリックシンドロームを中心とした生活習慣病やロコモティブシンドロームの予防・改善を図ることである。併せて、市民の自主的な健康増進を図ることを目指し、引き続き周知・啓発に取り組みたい。

【歯周疾患健康教育】

《内容》

① 対象者

出前健康講座参加者

② 方法

出前健康教育での依頼に対応

③ 内容

生活習慣病と歯周病の関係や歯周病の症状、歯の健康を守るための予防法について

《実績》※()内は健康増進事業実施要領に基づく40～64歳の再掲。教育種別実績では、出前健康講座として一般に計上。

	回数	延人数	延人数 内訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	1 (1)	27 (1)	0	1	26

【ロコモティブシンドローム(運動器症候群)健康教育】

●成人の健康づくり講演会

《内 容》

① 対象者

市内在住者、在勤者

② 方法

年1回開催している。

令和4年度は、令和5年2月16日(日)、西部地域福祉センターで開催。定員40名。

③ 内容

テーマ：運動でつくろう！健康の貯金 ～withコロナ時代にできること～

講 師：順天堂大学 特任助教 沢田秀司 氏

内 容：ロコモティブシンドロームと効果的な運動や佐倉市オリジナル体操について

④ 周知方法

こうほう佐倉への掲載やちらしの配架(市内小学校や公共交通機関、イオンタウンユーカリが丘、幼児健診、住民健診等)、佐倉市公式LINEの活用

《実 績》

35人(年代：50代1人、60代10人、70代15人、80代以上8人、記載なし1人)

《考 察》

換気や座席の間隔をあけるなど、感染対策を講じての対面開催となった。アンケートでは、知りたい内容について学ぶことができた、だいたい学ぶことができたと回答した方が9割強であり、実際に取り入れてみたい内容はあったか、に対し9割強の方があったと回答しており、ニーズに合った内容を提供できたと考える。今回は参加者のほとんどが60歳代以上の方であったため、若年層の方にも参加してもらえるような講演会について検討していきたい。

●骨粗しょう症検診での健康教育

《内 容》

① 対象者

骨粗しょう症検診受診者

② 方法

骨粗しょう症検診会場で実施

③ 内容

骨粗しょう症の予防やロコモティブシンドロームの予防について

《実 績》

新型コロナウイルスの感染対策として、①検診にかかる時間を最短で実施する②大声を出すような健康教育を避ける、という2点の必要性から検診会場での健康教育を中止し、チラシ配布啓発のみとした。

【病態別健康教育】

●糖尿病予防学習会

《内 容》

① 対象者

40～69歳の佐倉市の特定健診受診者のうち、HbA1c〔NGSP値〕5.6～6.0%で、糖尿病の服薬治療を受けていない者。(1回目398人、2回目598人)

② 方法・内容

令和4年度は、下記のとおり2回開催した。

【1回目】

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、オンライン（YouTube配信）で開催。
- ・配信期間：令和4年5月21日～5月29日
- ・内容：医師（東邦大学医療センター佐倉病院 糖尿病・内分泌・代謝センター 齋木 厚人 准教授）、保健師、栄養士、歯科衛生士、健康運動指導士による講義を実施。

【2回目】

- ・開催日：令和5年1月30日（1課）、令和5年2月23日（2課）
- ・会 場：健康管理センター
- ・内 容：保健師や栄養士、歯科衛生士による講義を実施。2課では、健康運動指導士による運動の実技を実施。

③ 周知方法

対象者に個別通知。

《実 績》

	参加人数	延人数 内訳		
		39歳以下	40～64歳	65歳以上
オンライン開催	37	0	14	23
対面開催1課	26	0	7	19
対面開催2課	22	0	5	17

【1回目】 オンライン開催

- ・参加者は37人。配信期間中の視聴回数は、医師講義72回、栄養士講義43回、保健師講義および健康運動指導士講義40回、歯科衛生士講義23回であった。

【2回目】 対面開催

- ・参加者は26人（うち1課、2課ともに参加した者は22人）。

《考 察》

1回目はオンラインでの開催となったが、「自宅で繰り返し、自分のペースで視聴できるのがよい」などの意見が聞かれた。一方で、対面開催を望む者もあり、開催方法について検討が必要である。

本学習会は糖尿病の正しい知識の普及や生活習慣の見直し及び改善につなげるための事業であるが、事業対象者に対する参加率が低いことから、開催方法のみならず学習内容や周知方法、開催日程などの工夫や検討も必要な事業であると考えます。

●慢性腎臓病予防講演会

《内 容》

詳細は「7. (3) 糖尿病性腎症重症化予防事業 ⑥講演会」に掲載

《実 績》※ () 内は健康増進事業実施要領に基づく 40～64 歳の再掲

	予約者数	来所者数	内 訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	39	26	0	1	25

【衛生教育】

● ゲートキーパー養成研修 こころの健康づくり講演会

《内 容》

詳細は「8. こころの健康づくり」に掲載

《実 績》

① ゲートキーパー養成研修

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
市民向け（若年層）	1	33	17	16	0	0
市民向け（高齢者）	1	52	0	3	49	0
市役所職員向け	1	28	15	13	0	0
計	3	113	32	32	49	0

② こころの健康づくり講演会

	回数	延人数	延人数 内訳			
			39歳以下	40～64歳	65歳以上	不明
オンライン開催	1	102	23	67	6	6

Youtube で令和 5 年 3 月 17 日～3 月 26 日に公開し、期間中の総視聴回数は 178 回であった。

【その他】

●熱中症対策

①さくら涼み処の開設

《目 的》

特に高齢者の熱中症による健康被害を予防するため、公共施設の一部を「さくら涼み処」として開放し、猛暑から一時避難できる場所を確保する。

《内 容》

①方法・内容

- ・開設期間：令和4年7月1日（金）から9月30日（金）
- ・開設場所：市内公共施設17カ所（※1）及び市内協力店1カ所（※2）

※1…市役所、ミレニアムセンター佐倉、和田ふるさと館、西志津ふれあいセンター、千代田・染井野ふれあいセンター、志津コミュニティセンター、佐倉南図書館、中央公民館、臼井公民館、根郷公民館、志津市民プラザ、弥富公民館、健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター、ヤングプラザ、美術館

※2…Hair Smak スマーク佐倉店

②周知方法

- ・こうほう佐倉やホームページ掲載、CATV 放映、佐倉市公式 LINE
- ・西田市長から、市民へのメッセージ動画の中で周知
- ・開設場所に「のぼり旗」や「ポスター」を設置（「のぼり旗」は市内の中学生が書いた「さくら涼み処」の書がデザインされたもの）

《実 績》

市内公共施設17カ所及び市内協力店1カ所の開設に至った。

②周知・啓発

《目 的》

熱中症による市民の健康被害を未然に防ぐため、熱中症予防に関する周知啓発を行う。

《内 容》

- ・市内公共施設17カ所にて、リーフレット及びうちわを配架
- ・こうほう佐倉やホームページへ熱中症予防に関する記事を掲載

《実 績》

《内容》に記載したとおり。

《考 察》

熱中症は生命にかかわる病気であるが、予防法を知っていれば、防ぐことができるものである。

市民が適切な予防方法を把握し対策がとれるよう、熱中症に関する周知啓発は欠かせないものであると考えるため、経年的な取り組みが必要である。

更に、近年の猛暑により、熱中症による健康被害のリスクは高まっている。「さくら涼み処」の開設を継続し、各自の熱中症予防に活用していただくことで、健康被害のリスクは低減すると思われる。引き続き、涼み処の開設場所の拡大について検討したい。

今後も庁内関係各課と連携を図りながら、熱中症対策の取り組みを継続する。

3. 健康相談

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21(第2次) 【改訂版】	健康寿命の延伸・健康格差の縮小を達成するために、以下の7つを重点的に取り組む項目とする。 ①生活習慣病 ②栄養・食生活 ③身体活動・運動 ④こころ ⑤飲酒 ⑥喫煙 ⑦歯と口腔

《目的》

心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な指導および助言を行い、家庭における健康管理に資することを目的とする。

《内容》

対象 市民（健康増進法第17条第1項に基づく対象者は40歳から64歳までのかた）

方法 ①定例健康相談：各保健センターにおいて健康相談窓口を設置し実施する。

②健康教育に健康相談を併設し実施する。

③各イベント等に健康相談を併設し実施する。

④電話相談

周知方法 「こうほう佐倉」や健康カレンダー等への掲載、公共施設にちらし配架・ポスター掲示、地区活動時にPR。

《実績》

① 健康相談年度別実績

定例健康相談開催時に随時禁煙相談も実施。

年度	開催回数		延人数			定例健康相談 (再掲)
		定例健康相談 (再掲)	40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
平成30年度	217	22	1,057			26 (内禁煙相談2)
			40歳未満 131	40歳～64歳 368	65歳以上 558	
令和元年度	183	21	853			27 (内禁煙相談2)
			40歳未満 72	40歳～64歳 314	65歳以上 467	
令和2年度	121	21	410			55 (内禁煙相談1)
			40歳未満 5	40歳～64歳 126	65歳以上 279	
令和3年度	77	20	550			84 (内禁煙相談4)
			40歳未満 7	40歳～64歳 193	65歳以上 350	
令和4年度	109	20	617			86 (内禁煙相談2)
			40歳未満 6	40歳～64歳 239	65歳以上 372	

② 令和4年度 健康相談種類別実績

健康相談の種類		年齢別内訳
		40歳～64歳
重点相談	高血圧	0
	高脂血症	5
	糖尿病	8
	歯周疾患	1
	骨	76
	女性の健康	0
	病態別	3
総合健康相談		146

③ 禁煙相談（再掲）合計 327件

健康相談の種類	開催回数	年齢別内訳			合計
		40歳未満	40歳～64歳	65歳以上	
特定健診会場での実施	21	0	137	188	325
定例健康相談での実施		0	1	1	2

④ 電話相談 合計 2952件

内訳	件数（割合%）
母子の健康に関すること	1845(62.5%)
生活習慣に関すること	307(10.4%)
こころの健康	85(2.9%)
感染症に関すること	1(0.03%)
新型コロナウイルス感染症に関すること	488(16.5%)
歯科に関すること	20(0.7%)
その他健康・病気に関すること	206(7.0%)

《考 察》

定例健康相談の相談延べ人数は、令和3年度から増加し、令和4年度は横ばいである。佐倉市健康診査の結果の裏面に案内を載せることや、HbA1c が保健指導判定値の方へ糖尿病予防相談会のお知らせをしたことで、生活習慣病予防の保健指導が必要な方への支援が実施できていると考える。

定例外健康相談の相談延べ人数は、令和2年度、令和3年度より増加している。コロナ禍前の令和元年度より少ない状況であり、歯ッピーかみんぐフェアなどのイベント会場での健康相談が実施できていないことが要因と考える。今後も市民の相談ニーズの把握に努め、市民が利用しやすい健康相談の実施方法を検討していく。また、定例健康相談については、今後も健診実施後や健康づくりの際に利用できるように、健診結果への案内の掲載や個別通知、広報への掲載などを継続していく。

禁煙相談は、327件の実施で、前年から微増している。健診会場で喫煙者へ相談をすることで、健

診受診の健康意識が高いタイミングに相談を実施できている。現在は保健センター3 か所で実施しているが、他の会場での実施も検討し、健診の場を有効に活用できるようにしていく。

電話相談に関しては、「母子の健康に関すること」を除いて、「新型コロナウイルス」に関する内容が最も多いが、令和3年度より減少している。コロナウイルスワクチンに関することや、発熱時の対応、濃厚接触者についてなど新型コロナウイルス全般の問い合わせがあった。また、「生活習慣病」に関する相談が約50件増加している。相談内容としては健診後の事後支援が最も多く、その他食事について等があげられている。今後も、市民が必要時相談できるように体制を継続していく。

4. 健康診査

(1) 健康診査

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

平成20年4月から、医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

生活保護受給者の健康診査は健康増進法に基づき、特定健診・健康診査に準じた形で実施する。

《内容》

① 対象者

市内在住の40歳以上の生活保護受給者

② 実施方法

ア 集団健診（7月1日～令和5年3月9日、市内7会場延べ31日間）

検診業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）

イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内38協力医療機関）

③ 周知方法

ア 個人通知

40歳以上の生活保護受給者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ掲載、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等、周知啓発を実施

ウ 社会福祉課担当ケースワーカーから、検診PRチラシ配布

④ 健診項目

ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）

身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない

血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）

血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診に係る費用

無料

《実績》

① 実施状況

年度	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)
H30年度	864	57	6.6
R元年度	855	60	7.0
R2年度	837	58	6.9
R3年度	869	65	7.5
R4年度	848	50	5.9

② 性別、年代別、保健指導区分別結果

性別	年代 (歳)	対象者数 (人)	受診者数		保健指導区分別実人数					
					情報提供		動機付け支援		積極的支援	
					(人)	%	(人)	%	(人)	%
男性	40～49	35	4	11.4	4	100.0	0	0.0	0	0.0
	50～59	71	4	5.6	3	75.0	0	0.0	1	25.0
	60～64	43	2	4.7	2	100.0	0	0.0	0	0.0
	65～69	54	1	1.9	1	100.0	0	0.0		
	70～74	87	1	1.1	1	100.0	0	0.0		
	75歳以上	160	8	5.0						
	小計	450	20	4.4	11	55.0	0	0.0	1	5.0
女性	40～49	52	6	11.5	5	83.3	1	16.7	0	0.0
	50～59	56	7	12.5	5	71.4	1	14.3	1	14.3
	60～64	34	3	8.8	2	66.7	1	33.3	0	0.0
	65～69	33	5	15.2	5	100.0	0	0.0		
	70～74	51	4	7.8	4	100.0	0	0.0		
	75歳以上	172	5	2.9						
	小計	398	30	7.5	21	70.0	3	10.0	1	3.3
男性	集団	450	3	4.4	11	55.0	0	0.0	1	5.0
	個別		17							
女性	集団	398	8	7.5	21	70.0	3	10.0	1	3.3
	個別		22							
合計		848	50	5.9	32	64.0	3	6.0	2	4.0

《考察》

国の医療制度改革により、平成19年度まで老人保健法に基づき実施していた基本健康診査は、平成20年度より「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき医療保険者（佐倉市国民健康保険）が特定健診と特定保健指導を実施するよう義務付けられた。このため、生活保護受給者の健康診査については健康増進法に位置付けられた。

平成 21 年度からは、対象者全員に受診券セットを郵送して健診の周知を図った。また、平成 28 年度から生活保護の担当課である社会福祉課と連携し、ケースワーカーから受給者にちらしを配布し、健康診査の勧奨を実施している。生活保護法の改正により、被保護者健康管理支援事業が創設され、令和 3 年 1 月から必須事業として施行された。これに伴い社会福祉課で健診受診勧奨を強化したことから、令和 3 年度は受診者数が過去 4 年間で最多となったが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、感染防止のためケースワーカーが被保護者に直接会って勧奨する機会が減ったことが影響し令和 4 年度は受診率が減少している。今後とも両課で連携し、生活保護受給者への周知および受診勧奨を実施していく。

2) 成人歯科健康診査

根拠法令等	健康増進法第 17 条第 1 項及び第 19 条の 2			
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・ 定期歯科健診を受けている人の増加	20 歳以上	42.1%	→ 65%
	・ 歯間部清掃用具を使う人の増加	20 歳台	20.0%	→ 50%
		40 歳台	41.9%	→ 50%
		60 歳台	46.7%	→ 50%

《目的》

生涯を通じて食べる楽しみを享受でき、健康で豊かな生活が送れるよう、口腔の維持・向上を図る。

《内容》

①対象者 19 歳以上の市民で、現在、治療中又は定期歯科健診受診者を除く。

②周知方法

個人通知： 40～74 歳の佐倉市国民健康保険加入者。

年度末で 19・20 (女性のみ)・25・30・35 (女性のみ)・40・45・50・55・60・65
・70 歳の節目のかた。

令和 3 年度に市の検診を受診したかた。

国指定のがん検診無料クーポン券対象のかた。

「こうほう佐倉」： 6 月 1 日広報特別号「みんなの保健」に各種健診関係と同時に掲載した。

ホームページ：市のホームページに成人歯科健診の PR を掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関に掲示した。

チラシ配布：各種教室、幼児歯科健診、保育園・幼稚園にチラシを配布した。

PR 活動：各種教室、地域での健康教育活動等で歯科健診の必要性を PR した。

③方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内 57 歯科医療機関で口腔診査を実施した。

④実施期間 6 月 1 日～12 月 10 日

《実績》

① 受診状況 対象者数 対象者数 147,322 人 (19 歳以上の市民)

受診数 885 人 (男性 313 人、女性 572 人)、受診率 0.6%

② 年度別受診数の推移

年度	対象者(人)	受診者(人)	受診率 (%)
平成 30 年度	149,350	834	0.6
令和元年度	149,250	788	0.5
令和 2 年度	149,010	763	0.5
令和 3 年度	147,179	817	0.6
令和 4 年度	147,322	885	0.6

③ 年代別、性別受診数 (人)

(受診者 885 人の内訳)

年齢 性別	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上	計 (%)
男性	29	21	24	20	39	120	60	313 (35.4)
女性	59	65	74	79	106	140	49	572 (64.6)
総数	88	86	98	99	145	260	109	885 (100.0)

④ 年代別、地区別受診数 (人)

(受診者 885 人の内訳)

年齢 地区	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
佐倉	13	15	16	15	27	44	12	142 (16.0)
臼井	17	13	15	20	28	45	22	160 (18.1)
志津	30	37	49	38	66	144	64	428 (48.4)
根郷	20	15	15	13	9	16	5	93 (10.5)
和田	1	0	0	1	0	1	1	4 (0.5)
弥富	0	0	1	0	0	0	0	1 (0.1)
千代田	7	6	2	12	15	10	5	57 (6.4)
総数	88	86	98	99	145	260	109	885 (100.0)

⑤ 年代別、現在歯数の状況 (人)

(受診者 885 人の内訳)

年齢 現在歯数	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
24 歯以上	88	86	97	97	131	205	68	772 (87.2)
20～23 歯	0	0	1	2	10	43	21	77 (8.7)
19 歯以下	0	0	0	0	4	12	20	36 (4.1)

⑥ 年代別、歯周病のり患状況 (人)

(受診者 885 人の内訳)

※対象外：総義歯使用や歯根の露出が著しい場合などの、歯周ポケットの診査が出来ない者

年齢 ポケット トコード	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
健全	57	42	49	34	46	85	40	353 (39.9)
うち、出血あり	18	21	10	10	22	16	4	101
4mm～5mm	26	34	36	51	66	95	29	337 (38.1)
6mm 以上	5	10	13	14	33	77	39	191 (21.6)
対象外※	0	0	0	0	0	3	1	4 (0.4)

⑦ 年代別、歯間部清掃用具使用状況 (人)

(受診者 885 人の内訳)

年齢 使用状況	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
使用する	20	33	49	53	76	137	55	423 (47.8)
使用しない	68	53	49	46	68	123	54	461 (52.1)
未記入	0	0	0	0	1	0	0	1 (0.1)

⑧ 年代別、判定区分 (人)

(受診者 885 人の内訳)

年齢 判定区分	19～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80 以上	計 (%)
異常なし	16	15	22	14	25	30	15	137 (15.5)
要指導	35	28	33	26	28	78	26	254 (28.7)
要精検	37	43	43	59	92	152	68	494 (55.8)

⑨ 補助金対象者の受診状況（人）

判定区分 年齢	受診者数	判定区分		
		異常なし	要指導	要精検
40歳	15	3	5	7
50歳	14	3	2	9
60歳	14	2	3	9
70歳	27	4	7	16

※補助金・・・健康増進事業費補助金

《考 察》

受診状況を性別で見ると、男性が35.4%、女性が64.6%と男性の受診数が少ない。健診結果は、中程度・重度の歯周病罹患状況（ポケットコード4mm以上）が60.1%であり、精密検査の判定が55.8%と高い状況である。今後も市民への周知を図り、受診を促すとともに、定期歯科健診を受ける必要性について啓発していきたい。

(3) 骨粗しょう症検診

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目的》

骨折等の基礎疾患となり、高齢社会の進展によりその増加が予想されることから、早期に骨量減少者を発見し、骨粗鬆症を予防することを目的とする。

《内容》

① 対象者

市内在住の20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳で、職場等において検診を受ける機会のない女性

②実施方法

- ・期間 8月2日から9月3日、4会場延べ8日間実施。
- ・費用 500円（税込み）
- ・検査内容 検診業者へ委託し、測定方法はDXA法（測定部位は橈骨）にて実施。予約制。結果は「原発性骨粗鬆症の診断基準(2012年度改訂版)」を用いて、年齢に関係なく統一基準とする。

③ 周知方法

ア 個人通知

- ・20、25、30、35、40、45、50、55、60、65、70歳になる女性
- ・20、25、30、35、40、45、50、55歳になる女性へ勸奨ハガキを送付
（無理なダイエットや生理不順、閉経等による女性ホルモンと骨は大きく関係しているため実施）

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

各検診会場でパネル掲示、地区回覧

母子事業の案内郵送時にチラシを同封

《実績》

① 過去5年間の実施状況および実施結果

年度	対象者数 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	精検受診率 (%)	要医療 (人)
H30年度	12,591	1,153	9.2	139	12.1	124	89.2	67
R1年度	12,259	1,118	9.1	142	12.7	112	78.9	49
R2年度	12,054	640	5.3	102	15.9	72	70.6	33
R3年度	11,592	841	7.3	105	12.5	76	72.4	44
R4年度	10,973	1,103	10.1	133	12.1	103	77.4	52

※精検受診者については、令和5年5月15日までに報告された方

② 性別、年代別受診状況及び判定結果（人）

年齢 歳	対象者数 人	受診者数 人		検診結果						精密検査受診状況			
				異常認めず		要指導		要精密検査		受診者数		未受診者 人	要医療 人
				人	%	人	%	人	%	人	%		
20	744	26	3.5	25	96.2	1	3.8	0	0.0	0	0.0	0	0
25	706	23	3.3	23	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0
30	689	30	4.4	28	93.3	2	6.7	0	0.0	0	0.0	0	0
35	813	71	8.7	69	97.2	2	2.8	0	0.0	0	0.0	0	0
40	934	107	11.5	106	99.1	1	0.9	0	0.0	0	0.0	0	0
45	1,155	150	13.0	149	99.3	1	0.7	0	0.0	0	0.0	0	0
50	1,347	222	16.5	208	93.7	10	4.5	4	1.8	3	75.0	1	1
55	988	221	22.4	173	78.3	31	14.0	17	7.7	17	100.0	0	6
60	1,059	67	6.3	20	29.9	27	40.2	20	29.9	14	70.0	6	7
65	1,113	72	6.5	17	23.6	24	33.3	31	43.1	22	71.0	9	13
70	1,425	114	8.0	18	15.8	35	30.7	61	53.5	47	77.0	14	25
	10,973	1,103	10.1	836	75.8	134	12.1	133	12.1	103	77.4	30	52

※国の補助金は、40歳～70歳の女性のみが対象

※精密検査未受診者には、R5年3月に受診勧奨文を郵送

③ 栄養士による健康アドバイス実施状況

年 齢 (人)		相談者の内訳 (人)		受診者数(人)
20～39歳	6	要指導	134	134
40～64歳	76	要精密検査 (希望者)	2	133
65歳以上	62	異常を認めず (希望者)	8	836
合 計	144	合 計	144	1,103

- ・要指導となった方を対象に健康アドバイスを実施しているが、平成27年度から、異常なし判定の方にも予防に努めていただくため、検診結果と一緒に資料を配布。平成28年度から、要精密検査判定コーナーでも、希望者へ簡易資料を配布した。
- ・検診が5年に一度のため、アドバイスコーナーの内容も5年ごとに見直すことにし、平成30年度から、栄養士1名でチェックリスト結果から改善ポイントをアドバイスし、その後展示しているパネルを来所者に自由に見学してもらう方法で実施している。パネルの展示があることで栄養士が質問や相談に対応中でも来所者が各自のペースで見学することができ、チェックリストを使用することで来所者に合った相談ができた。20～39歳の健康アドバイス実施の割合が全体の4.2%と昨年度よりも増加している（令和2年度以降微増している）。令和5年度はアドバイスコーナーの内容を見直すため、若年の方にも取り組みやすい資料を作成していく。

④その他

- ・問診票で若い世代の月経不順の治療状況をみると、20歳・25歳の月経不順は18.4%（49人中9人）、30歳・35歳は9.9%（101人中10人）。未治療の割合は、20歳・25歳が66.7%（9人中6人）と高率。結果は、全員「異常なし」。30歳・35歳では、月経不順のうち、未治療の割合が80.0%

(10人中8人)。結果は、全員「異常なし」。月経不順で極端なダイエット歴がある3名は、3名とも未治療だった。

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により受診者は令和2年度大幅に減少したが、令和3年度はやや回復し、令和4年度は過去5年間で最も高い受診率となっている。

若い世代の月経不順のうち、未治療の割合が5～8割と高率なため、骨粗しょう症の予防や妊娠出産といったライフイベントのためにも、治療の必要性を周知していくことが重要である。

また、実際は「月経不順」でも、そうと自覚していないかたもいるのではと考えられることから、平成29年度から「月経不順」に関しての知識を周知するちらしを作成し、20～35歳の受診者全員に配布している。今後は、幼児健診等の母子保健事業でもちらしを配布し、さらなる周知を図っていく。

精密検査未受診者への受診勧奨は、新型コロナウイルス感染症の影響により全体的に医療受診を控える傾向にあるため、令和2年度と令和3年度は実施していなかったが、感染状況が徐々に落ち着いてきたため、令和4年度は受診勧奨を再開した。その結果、精密検査の受診者が前年度に比べ5%増加した。

65歳以上の受診者に対しては、切れ目のない支援を目的に、平成26年度より高齢者福祉課と担当者会議を実施しているが、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、令和3年度と令和4年度は会議を実施せず、資料提供を受けるのみとした。骨粗しょう症予防から介護予防に取り組むため、今後も高齢者福祉課と連携を図っていく。

(4) 肝炎ウイルス検診

根拠法令等

健康増進法第19条の2

《目的》

肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、住民が自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導等を受け、医療機関に受診することにより、肝炎に関する健康障害の回避、症状の軽減、進行の遅延を目的とする。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎ウイルス検査を受けたことがないかた
- ・現在、肝炎の治療を受けていないかた、または経過観察中でないかた
- ・過去にB型肝炎およびC型肝炎で受診していないかた

②実施方法

ア 集団検診（7月1日～3月9日、市内8会場延べ31日間）

検診業者へ委託し、特定健診（健康診査）・大腸がん検診・胸部レントゲン検診と併せて実施（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）。

イ 個別検診（6月1日～12月10日、市内32医療機関）

③周知方法

ア 個人通知

佐倉市検診受診券および案内文等送付

- ・40歳以上の佐倉市国民健康保険被保険者
- ・40歳以上の生活保護受給者
- ・40, 45, 50, 55, 60, 65, 70歳のかた
- ・令和3年度に市の健診（検診）を受診したかた
- ・国指定の無料検診クーポン券対象のかた

※新型コロナウイルス感染症の状況により、40歳の勧奨はがきは実施せず。

イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、市内協力医療機関等にポスターを掲示、地区掲示板により周知啓発を実施

④検査内容

B型およびC型肝炎ウイルス血液検査

⑤受診に係る費用

500円（税込み）

40, 45, 50, 55, 60, 65歳になるかたは無料

《実績》

① 過去5年間の実施状況 ※対象者数は受診券初期発送者数

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	B型陽性	
				(人)	(%)
30年度	45,212	1,240	2.7	2	0.2
R1年度	44,074	1,246	2.8	7	0.6
R2年度	42,592	887	2.1	5	0.6
R3年度	41,194	713	1.7	3	0.4
R4年度	40,685	727	1.8	1	0.1

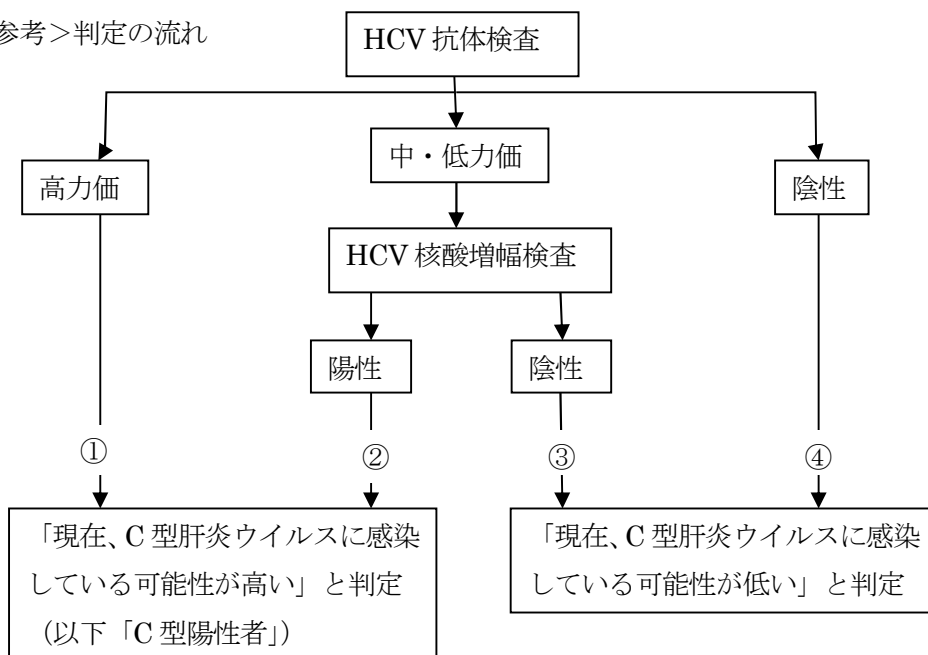
② B型肝炎、C型肝炎検査判定結果

年代 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 高い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	124	0	124	0	0	0	100
41～44	22	0	22	0	0	0	15
45～49	53	0	53	0	0	0	44
50～54	85	0	85	0	0	0	72
55～59	68	0	68	0	0	0	51
60～64	50	0	50	0	0	0	42
65～69	137	0	137	0	0	0	105
70～74	105	1	105	0	0	0	88
75～79	54	0	54	0	0	0	49
80歳以上	29	0	29	0	0	0	16
集団	465	0	465	0	0	0	465
個別	262	1	262	0	0	0	262
合計	727	1	727	0	0	0	582

③ 無料対象者判定結果 (再掲)

年齢 (歳)	B型肝炎 受診者 (人)	陽性 (人)	C型肝炎 受診者 (人)	「現在C型肝炎に感染している 可能性が極めて 高い」(人)		「現在C型肝炎に 感染していない 可能性が極めて 低い」(人)	
				判定①	判定②	判定③	判定④
40	124	0	124	0	0	0	124
45	46	0	46	0	0	0	46
50	72	0	72	0	0	0	72
55	53	0	53	0	0	0	53
60	34	0	34	0	0	0	34
65	103	0	103	0	0	0	103
集団	104	0	104	0	0	0	104
個別	328	1	328	0	0	0	328
合計	432	1	432	0	0	0	432

<参考>判定の流れ



事業経過

平成 20 年度	国の医療制度改革により、平成 20 年度から健康増進法に位置付けられる
平成 25 年度	HCV 抗体検査の結果、中・低力価の人に対して HCV 核酸増幅検査が加わり、C 型肝炎ウイルス検査の精度が向上
平成 23 年度	「肝炎ウイルス検診実施要領」の一部改正により『40 歳以上で 5 歳刻みの年齢に達する者については、費用を徴収しないことができるものとする』とされたため、40・45・50・55・60 歳のかたで、市が実施している肝炎ウイルス検診の受診歴のないかたは、検診費用を無料とし、平成 28 年度から 65 歳のかたも検診費用が無料となる
平成 27 年度	より多くの検診の機会を提供するため集団検診での予約制を廃止。複合検診実施会場のうち肝炎ウイルス検診が行える 4 つの会場で、予約なしで肝炎ウイルス検診を実施
令和元年度	複合集団検診の全会場で肝炎ウイルス検診を開始。集団検診での受診者が増加
令和 2 年度	肝炎ウイルス検診の利便性を高め、さらなる受診機会を提供するため、個別検診の対象を 40 歳限定から 41 歳以上に拡大。個別検診での受診者数が増加

《考 察》

令和 3 年度以降、受診率は 2%を下回っており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響により検診全体で受診者が減少していることが要因として考えられる。

40 歳以上の全ての市民が一生に一度肝炎ウイルス検診を受診できるよう、今後も周知を図っていく。

(5) 肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業

根拠法令等	健康増進法第19条の2
-------	-------------

《目 的》

佐倉市における肝炎ウイルス検査受検後のウイルス性肝炎陽性者等を早期に治療につなげ、重症化予防を図ることを目的とする。

事業経過

平成 25 年度	平成 26 年 3 月 31 日に厚生労働省が「ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要領」を都道府県等に提示
平成 27 年度	「千葉県ウイルス性肝炎患者等重症化予防事業実施要綱」が 10 月 1 日より施行。肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業に同意した県民が、初回精密検査や定期検査の助成を受けられることとなった
平成 28 年度	佐倉市肝炎ウイルス検診陽性者フォローアップ事業を平成 28 年 4 月 1 日より開始。県の検査費用助成の対象となる、平成 27 年度の陽性者から同事業の案内を郵送

《内 容》

①対象者

- ・平成 30 年度以降に、肝炎ウイルス検診において「B 型肝炎ウイルス陽性」および「現在、C 型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い（以下「C 型陽性）」と判定されたかた

②実施方法

- ・検診結果通知に、フォローアップ事業案内（同意書・調査票同封）、受診勧奨、県の検査費用助成案内を同封し、随時発送

《実 績》

<令和4年度>

	精検受診/精検対象者	フォローアップ事業参加者
B 型陽性者	1 人/ 1 人 (100%)	1 人/1 人 (100%)

《考 察》

令和 4 年度に個別検診で B 型陽性と判定された 1 名は、ご本人より同意書および調査票の返送があり、精密検査受診の確認ができた。

新型コロナウイルス感染症の拡大状況から、精密検査受診の確認がとれていない令和元年度、令和 3 年度の陽性者への受診勧奨は実施せず（平成 30 年度、令和 2 年度の精密検査未受診者はいない）。次年度は新型コロナウイルス感染症の状況をみながら受診勧奨を実施する。

今後とも、陽性者が精密検査を受診できるよう受診勧奨をしていくとともに、陽性者フォローアップ事業を継続していく。

(6) 口腔がん検診

根拠法令等	佐倉市口腔がん検診実施要綱
佐倉市歯科口腔保健基本計画目標値	・口腔がんを認知している人の割合 19歳以上 (現状値) → (目標) 59.5% → 80.0%

《目的》

口腔がんの早期発見、早期治療及び口腔がん予防の啓発を行うことで、市民の健康保持、増進及び医療費の削減へ繋げる。

《内容》

① 対象者 40歳以上の市民で、現在、口腔がんの治療中および経過観察中のかたを除く

② 周知方法

「こうほう佐倉」：8月1日広報に掲載した。

ホームページ：市のホームページに口腔がん検診のPRを掲載した。

ポスター掲示：市内協力歯科医療機関等に掲示した。

PR活動：佐倉市検診受診券セットに口腔がん検診案内チラシを同封した。

特定健診会場、地域での健康教育活動等で口腔がん検診の必要性をPRし、チラシを配布した。

個別勧奨：年度末年齢40歳および50歳となる男性を対象に勧奨はがきを送付した。

③ 方法 印旛郡市歯科医師会に委託し、市内42歯科医療機関で、問診・視診・触診、および歯科医師の診断により擦過細胞診を実施した。

④ 実施期間 9月1日～2月10日

《実績》

① 受診状況 定員330人（受診申込者446人）

1次検診（問診・視診・触診）受診数315人（男性156人、女性159人）、

2次検診（細胞診）実施数9人

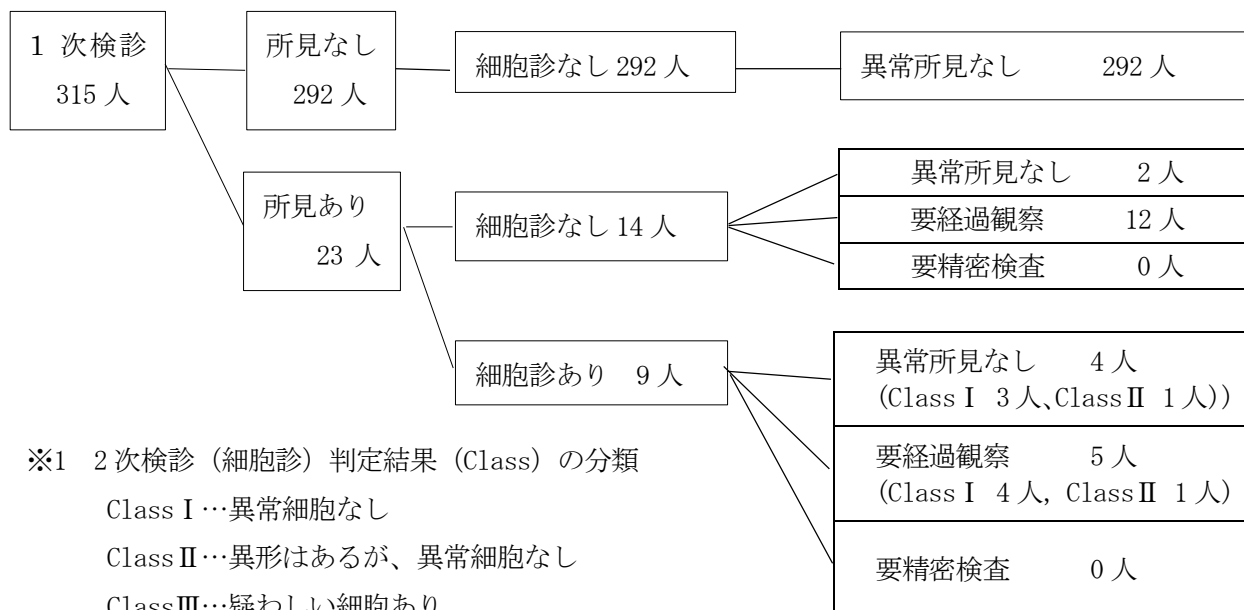
② 年度別受診数の推移（人）

年度	受診者数	申込者数	申込者に対する受診率
平成30年度	206	258	79.8%
令和元年度	345	438	78.8%
令和2年度	297	393	75.6%
令和3年度	308	427	72.1%
令和4年度	315	446	70.6%

③ 地区別年代別受診者数（人）

地区	40～49歳	50～59歳	60～69歳	70～79歳	80歳～	計
佐倉	4	8	7	27	5	51
臼井	13	12	11	38	11	85
志津	24	35	17	43	8	127
根郷	14	12	1	5	0	32
和田	0	0	0	0	0	0
弥富	0	1	0	1	0	2
千代田	2	4	5	7	0	18
総数	57	72	41	121	24	315

④ 検診結果



※1 2次検診（細胞診）判定結果（Class）の分類

- Class I…異常細胞なし
- Class II…異形はあるが、異常細胞なし
- Class III…疑わしい細胞あり
- Class IV、V…異常細胞あり

⑤ 性別、年代別検診実施状況

性別	年代	受診者数	受診結果（総合判定区分）		
			異常所見なし	要経過観察	要精密検査
	歳	人	人	人	人
男性	40～49	31	31	0	0
	50～59	52	51	1	0
	60～69	9	9	0	0
	70～79	49	42	7	0
	80～	15	15	0	0
	小計	156	148	8	0
女性	40～49	26	25	1	0
	50～59	20	20	0	0
	60～69	32	28	4	0
	70～79	72	68	4	0
	80～	9	9	0	0
	小計	159	150	9	0
総計		315	298	17	0

⑥ 年度別受診結果の経年比較（人）

年度	受診者数	要経過観察者数	要精密検査者数	要医療	前がん病変・前がん状態疑い者数 ※3	発見率	がん	発見率
平成30年度	206	25	0	0	15	7.3%	0	0%
令和元年度	345	22	1	0	9	2.6%	1	0.3%
令和2年度	297	22	0	0	5	1.7%	0	0%
令和3年度	308	17	1	1	6	1.9%	0	0%
令和4年度	315	17	0	0	6	1.9%	0	0%

※3 将来、がんになる可能性が高いとされる病変及びがんとなるリスクが著しく増大している状態であり、病名は紅板症・白板症・扁平苔癬が含まれる。

⑦ 研修会

ア. 口腔がん検診指定歯科医師研修会

日 程：令和4年6月8日(水)
 時 間：20時～22時
 場 所：健康管理センター
 演 題：口腔がんの基礎知識、見逃さない口腔がん
 実 習：視触診と細胞診
 講 師：東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 講師 森川貴迪 氏
 参加人数：14人

イ. 口腔がん検診症例検討会 (WEB講演)

日 程	令和4年10月5日(火)	令和4年11月22日(火)	令和5年2月21日(火)
時 間	20時～21時40分	20時～21時45分	20時～21時30分
演 題	口腔がん検診に関わる ブラッシュアップ	術前～術後までの患者支援 (顎補綴や摂食嚥下障害等)	口腔がん治療における重粒子 線治療の役割と問題点
講 師	東京歯科大学 口腔顎顔面外科学講座 講師 森川貴迪 氏	東京歯科大学 オーラルメディシン・病院歯 科学講座 准教授 中島純子 氏	国立研究開発法人量子科 学技術研究開発機構 量子医科学研究所重粒子 線治療研究部 (QST 病院併任) 部長 小藤昌志 氏
参加人数	41人 (内協力医 35名)	27人 (内協力医 20名)	32人 (内協力医 25名)

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響により、歯ッピーかみんぐフェア内で実施していた口腔がん検診(集団)を中止した。8月1日から受診券の申し込み受付を開始し、9月下旬で定員330人を上回る446人の申し込みがあり、受診券の受付を終了した。しかしながら、実施期間が2月10日までと長期間であったためか、受診者は315人とどまった。特に申し込みをした40歳台、50歳台の未受診者が多かった。

また、40歳および50歳となる男性を対象にはがきによる勧奨を実施したところ、男性の受診者が、女性と比べて40歳台で5人、50歳台で32人多かった。今後も口腔がんへの関心を高めるきっかけづくりとなるよう、啓発していきたい。

5. 各種がん検診等

根拠法令等	健康増進法第 19 条の 2		
健康さくら21 (第2次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・がん検診の受診者の割合	胃がん検診	12.0% → 50.0%
		子宮がん検診	5.1% → 50.0%
		乳がん検診	11.4% → 50.0%
		肺がん検診	16.6% → 50.0%
		大腸がん検診	15.2% → 50.0%

(1) 胃がん検診

《目的》

胃がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の 40 歳以上で職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月6日～3月6日、市内6会場延べ32日間実施
- ・費用 900円(税込み)
- ・検診車両での胃部間接撮影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内26医療機関で実施
- ・費用 3,000円(税込み)
- ・胃部直接撮影を実施(医師に相談の上、胃内視鏡を実施する場合あり)

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 40 歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・令和 3 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象となるかた
- ・40 歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	113,052	13,369	11.8
令和元年度	113,878	12,808	11.2
令和2年度	114,339	8,612	7.5
令和3年度	114,669	9,893	8.6
令和4年度	114,848	10,327	9.0

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,848	3,613	3.1	286	7.9	254	8
個別		6,714	5.8	454	6.8	392	13
計	114,848	10,327	9.0	740	7.2	646	21

③ 性別、年代別受診状況及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者			健診結果				精密検査受診状況				
						精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診 ※1 人	未把握 ※2 人	がん 人
						人	%	人	%	人	%			
男性	40～44	5,454	92	1.7	87	94.57	5	5.43	4	80.0	1	0	0	
	45～49	6,642	116	1.7	109	93.97	7	6.03	5	71.4	0	2	0	
	50～54	6,823	144	2.1	138	95.83	6	4.17	3	50.0	0	3	0	
	55～59	5,410	122	2.3	115	94.26	7	5.74	6	85.7	0	1	0	
	60～64	5,052	203	4.0	186	91.63	17	8.37	14	82.4	1	2	0	
	65～69	5,536	510	9.2	471	92.35	39	7.65	30	76.9	3	6	0	
	70～74	7,446	1,114	15.0	1,015	91.11	99	4.76	80	80.8	6	13	4	
	75～79	5,752	1,215	21.1	1,093	89.96	122	10.04	109	89.3	3	10	7	
	80歳以上	7,004	1,095	15.6	1,003	91.60	92	8.40	90	97.8	0	2	4	
小計	55,119	4,611	8.4	4,217	91.46	394	8.54	341	86.5	14	39	15		
女性	40～44	5,145	235	4.6	227	96.60	8	3.40	8	100.0	0	0	0	
	45～49	6,431	301	4.7	290	96.35	11	3.65	9	81.8	1	1	0	
	50～54	6,477	340	5.2	324	95.29	16	4.71	15	93.8	0	1	0	
	55～59	5,378	291	5.4	285	97.94	6	2.06	4	66.7	0	2	0	
	60～64	5,306	390	7.4	378	96.92	12	3.08	11	91.7	1	0	0	
	65～69	6,325	749	11.8	703	93.86	46	6.14	42	91.3	0	4	0	
	70～74	8,377	1,335	15.9	1,245	93.26	90	6.74	77	85.6	6	7	1	
	75～79	6,511	1,238	19.0	1,155	93.30	83	6.70	71	85.5	0	12	1	
	80歳以上	9,779	837	8.6	763	91.16	74	8.84	68	91.9	2	4	4	
小計	59,729	5,716	9.6	5,370	93.95	346	4.19	305	88.2	10	31	6		
男性	集団	55,119	1,668	8.4	1,489	89.27	179	10.73	154	86.0	3	22	8	
	個別		2,943		2,728	92.69	215	7.31	187	87.0	11	17	7	
女性	集団	59,729	1,945	9.6	1,838	94.50	107	5.50	100	93.5	1	6	0	
	個別		3,771		3,532	93.66	239	6.34	205	85.8	9	25	6	
合計	114,848	10,327	9.0	9,587	92.83	740	7.17	646	87.3	24	70	21		

※要精密検査に判定不能者1人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 4 年度の受診率は、9.0%であった。令和 3 年度と比較して受診者数は 434 人増加、受診率は 0.4%増加している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した以降、年々増加の傾向であるが、以前の受診率の水準には戻っていない。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査率が 7.2%で、集団検診の精密検査対象者が増え、前年度と比較し 3.0%増加している。国の示す要精密検査率の許容値は 11.0%以下であり、検診の精度管理上の問題はないと判断できる。要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、複合検診から外し、胃がん検診のみの日程を設定（第 2 グループ）、予約制での検診を継続した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 6 会場で実施。（小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止となった）検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。

個別検診は、医療機関での検診実施枠を超える希望者が年々増加傾向にある。令和 2 年度以降は医療機関が新型コロナウイルス感染症の対応している関係もあり、検診対応ができない状況もみられている。

次年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったことから実施方法を再検討していく。

(2) 子宮頸がん検診

《目的》

子宮頸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

- ・市内在住の20歳以上で、前年度市の同検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11月30日～2月24日、4会場延べ7日間実施
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内6医療機関で実施
- ・費用 2,000円(税込み)
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の20歳以上で前年度市の同検診が未受診の女性で、下記に該当するかた

- ・20・25・30・35・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・令和2年度に市の子宮頸がん検診を受診したかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

ウ 成人式にてPRチラシを配布

エ 母子事業にてPRチラシを配布

《実績》

① 過去5年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	75,600	3,990	5.3
令和元年度	75,480	3,532	4.7
令和2年度	75,342	3,254	4.3
令和3年度	74,951	3,688	4.9
令和4年度	74,825	3,371	4.5

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

検診方法	対象者(人)	受診者(人)	受診率(%)	要精検者(人)	要精検率(%)	精検受診者(人)	異形成(人)	がん発見者(人)
集団	74,825	1,203	1.6	17	1.4	16	10	0
個別		2,168	2.9	45	2.1	26	8	1
計	74,825	3,371	4.5	62	1.8	42	18	1

※異形成：子宮頸がんの前段階（前がん病変）

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診者 人	未受診 ^{※1} 人	未把握 ^{※2} 人	異形成 人	がん 人
				人	%	人	%					
20～24	3,736	46	1.2	46	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0
25～29	3,270	57	1.7	55	96.5	2	3.5	2	0	0	1	0
30～34	3,633	132	3.6	126	95.5	6	4.5	4	0	2	2	0
35～39	4,457	259	5.8	256	98.8	3	1.2	3	0	0	2	0
40～44	5,145	370	7.2	357	96.5	13	3.5	9	0	4	4	0
45～49	6,431	345	5.4	335	97.1	10	2.9	9	0	1	4	0
50～54	6,477	367	5.7	357	97.3	10	2.7	7	1	2	1	1
55～59	5,378	273	5.1	271	99.3	2	0.7	1	0	1	0	0
60～64	5,306	296	5.6	291	98.3	5	1.7	3	0	2	1	0
65～69	6,325	366	5.8	362	98.9	4	1.1	2	0	2	2	0
70～74	8,377	481	5.7	477	99.2	4	0.8	2	0	2	1	0
75～79	6,511	248	3.8	247	99.6	1	0.4	0	0	1	0	0
80歳以上	9,779	131	1.3	129	98.5	2	1.5	0	0	2	0	0
小計	74,825	3,371	4.5	3,309	98.2	62	1.8	42	1	19	18	1
集団	74,825	1,203	4.5	1,186	98.6	17	1.4	16	0	1	10	0
個別		2,168		2,123	97.9	45	2.1	26	1	18	8	1
合計	74,825	3,371	4.5	3,309	98.2	62	1.8	42	1	19	18	1

※要精密検査に HPV 検査/6 か月以内再検査判定者 2 人、判定困難者 1 人を計上。

※1) 未受診：要精密検査者が医療機関に行かなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの及び受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第二次）」のがん検診受診率の目標は 50.0%としているが、令和 4 年 5 月末人口を対象者数とした令和 4 年度の受診率は 4.5%で、前年度と比較して 0.4%減少している。子宮頸がん検診は 2 年に 1 回の検診であることから、人口＝対象者数ではない。受診券の初期発送者のうち子宮頸がん検診対象 33,317 人の受診状況をみると 3,011 人が受診しており、受診率は 9.0%となっている。受診者における初期発送者の割合は 89.3%であり、約 9 割を占めている。

子宮頸がん検診は 5 大がん検診の中で最も受診率が低い。上記状況や、令和元年度まで実施していた子宮頸がん検診クーポン対象未受診者へのアンケート結果等を踏まえて、今後受診率向上のための方策を検討していく。

年代別でみると、40 歳から 44 歳の受診率が 7.2%と全年代で最多となっており、前年度比も 0.9%増と伸びが大きい。また、20 歳から 24 歳の若い世代も受診率が微増しており、集団検診の予約受付が始まる 10 月から母子事業において検診 PR ちらしを配布したことも受診率の増加に影響しているのではないかと考える。次年度は検診開始となる 6 月から配布し、好発年齢である若年層を対象に検診の周知を強化していく。また、幅広い年代に他の検診 PR と併せ、がんに関する知識を広めるための情報提供や、検診を受ける事のメリット等について周知していく。

要精密検査者率は 1.9%で、前年度と比較し 0.5%増加した。がん発見者は 50 歳～54 歳で 1 人、異形成者は 18 人のうち、40 歳代が 8 人と最多だった。引き続き要精密検査と判定されたかたが必ず精密検査を受診できるよう勧奨していく。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密を避ける検診を実施するべく、予約を午前・午後の各予約枠を 2 部制の検診にしている。子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように例年実施している「保育サービス」は、令和 2 年度から 3 年連続中止し、お子さま連れの方は検診車で検診を受けている間、職員が保育を行った。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。次年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったことから実施方法を再検討していく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成 21 年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成 22 年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成 23 年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成 26 年度	平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成 27 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成 28 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

この事業は、市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 4 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●子宮頸がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
20 歳	平成 13 (2001) 年 4 月 2 日～平成 14 (2002) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 30 日～2 月 24 日、4 会場延べ 7 日間実施
- ・費用 無料
- ・検診車両での子宮頸部細胞診を実施

イ 個別検診

- ・期間 6 月 1 日～2 月 28 日、市内 6 医療機関で実施
- ・費用 無料
- ・子宮頸部細胞診を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨（11月）

- ・勧奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	780	25	3.2
令和元年度	775	34	4.4
令和2年度	768	21	2.7
令和3年度	753	23	3.1
令和4年度	743	29	3.9

② 検診実施結果（令和4年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	異成形 (人)	がん発見者 (人)
集団	743	9	1.2	0	0.0	0	0	0
個別		20	2.7	0	0.0	0	0	0
計	743	29	3.9	0	0.0	0	0	0

年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況					
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	異成形 人	がん 人	
				人	%	人	%						
20歳	743	29	3.9	29	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
小計	743	29	3.9	29	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
集団	743	9	3.9	9	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
個別		20		20	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0
合計	743	29	3.9	29	100.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0

《考察》

令和2年度から3年間、新型コロナウイルス感染症の拡大状況から個別勧奨は実施していなかったが、今年度はピーク時に比べて感染状況が落ち着いてきた時期に個別勧奨を実施、受診率が増加した。

若年層の年代に検診の必要性を伝え、受診行動に結びつくよう、今後も対象者に合わせた周知・勧奨を実施していく。

(3) 乳がん検診

《目的》

乳がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

＜マンモグラフィ：国の指針に合わせ 40 歳以上を対象とし 2 年に 1 回実施＞

① 対象者

- ・市内在住の 40 歳以上で、令和 2 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性
- ・新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

②実施方法

ア 集団検診（予約制）

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 18 日～2 月 17 日、4 会場延べ 19 日間（40 歳代 9 日間、50 歳以上 10 日間）
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施
40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影

イ 個別検診（予約制）

聖隷佐倉市民病院健診センターに委託し実施

- ・期 間 6 月 1 日～2 月 28 日
- ・費 用 2,000 円（税込み）
- ・マンモグラフィを実施（40 歳代 2 方向、50 歳以上 1 方向で撮影）

＜超音波検査：千葉県乳がん検診ガイドラインに基づき 30 歳以上に実施＞

①集団検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上 39 歳以下で、令和 3 年度に乳がん集団検診を受診しておらず、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

検診事業者に委託し実施

- ・期間 12 月 1 日～2 月 21 日、4 会場延べ 7 日間
- ・費用 1,000 円（税込み）
- ・検診車両での超音波検査を実施

②個別検診

ア 対象者

市内在住の 30 歳以上で、職場等において検診を受ける機会のない女性

イ 実施方法

- ・期間 6 月 1 日から 12 月 10 日、市内 11 医療機関で実施
（聖隷佐倉市民病院健診センターのみ 6 月 1 日から 2 月 28 日）
- ・費用 2,000 円（税込み）
- ・超音波検査を実施

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の 30 歳以上の女性で、下記に該当するかた

- ・ 30・35・40・45・50・55・60・65・70 歳のかた
- ・ 令和 3 年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40 歳以上の生活保護を受給されているかた
- ・ 新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業対象者

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施。

ウ 母子事業にてPRチラシを配布

《実績》

① 過去 5 年間の実施状況 (無料クーポン券対象者を含む)

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	マンモグラフィ 受診者 (再掲: 人)	超音波受診者 (再掲: 人)	受診率 (%)
平成30年度	67,903	7,781	3,768	4,013	11.5
令和元年度	68,026	7,434	3,304	4,130	10.9
令和2年度	67,987	5,824	2,401	3,423	8.6
令和3年度	67,847	6,686	3,010	3,678	9.9
令和4年度	67,819	6,383	2,899	3,484	9.4

※対象者数: 5 月末人口

② 検診実施結果 (令和 4 年度)

検診の種類		対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診 (人)	がん発見 者 (人)
マンモグラフィ	集団	59,729(※1)	1,948	4.9	72	3.7	70	8
	個別		951		49	5.2	38	7
	合計	59,729(※1)	2,899	4.9	121	4.2	108	15
超音波	集団	67,819(※2)	388	5.1	4	1.0	2	0
	個別		3,096		151	4.9	123	12
	合計	67,819(※2)	3,484	5.1	155	4.4	125	12
合計		67,819(※3)	6,383	9.4	276	4.3	233	27

(※1 マンモグラフィの対象者は 40 歳以上

(※2 超音波の対象者は 30 歳以上

(※3 乳がん検診全体の対象者 30 歳以上

③ 年齢別検診実施結果及び精密検査受診状況（マンモグラフィ及び超音波：令和4年度）

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況				
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人	
				人	%	人	%					
30～34	3,633	190	5.2	184	96.8	6	3.2	3	0	3	0	
35～39	4,457	420	9.4	413	98.3	7	1.7	6	0	1	0	
40～44	5,145	596	11.6	561	94.1	35	5.9	26	0	9	3	
45～49	6,431	576	9.0	545	94.6	31	5.4	27	0	4	3	
50～54	6,477	601	9.3	569	94.7	32	5.3	25	0	7	0	
55～59	5,378	455	8.5	441	96.9	14	3.1	14	0	0	2	
60～64	5,306	531	10.0	513	96.6	18	3.4	14	0	4	4	
65～69	6,325	759	12.0	726	95.7	33	4.3	31	0	2	2	
70～74	8,377	1,092	13.0	1,043	95.5	49	4.5	45	0	4	8	
75～79	6,511	758	11.6	725	95.6	33	4.4	27	0	6	3	
80歳以上	9,779	405	4.1	386	95.3	19	4.7	16	0	3	2	
小計	67,819	6,383	9.4	6,106	95.7	277	4.3	234	0	43	27	
マンモグラフィ	集団	59,729(※1)	1,948	4.9	1,875	96.3	73	3.7	71	0	2	8
	個別		951		902	94.8	49	5.2	38	0	11	7
超音波	集団	67,819(※2)	388	5.1	384	99.0	4	1.0	2	0	2	0
	個別		3,096		2,945	95.1	151	4.9	123	0	28	12
合計	67,819(※3)	6,383	9.4	6,106	95.7	277	4.3	234	0	43	27	

※要精密検査に判定不能者1人を計上。

※未受診：要精密検査者が精検機関に行かなかったことが判明しているもの

※未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診しても精検結果が正確にわからないもの。

(※1 マンモグラフィの対象者は40歳以上)

(※2 超音波の対象者は30歳以上)

(※3 乳がん検診全体の対象者 30歳以上)

<マンモグラフィ検査：令和4年度>

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
40～44	5,145	437	8.5	414	94.7	23	5.3	21	0	2	3
45～49	6,431	343	5.3	328	95.6	15	4.4	14	0	1	2
50～54	6,477	348	5.4	329	94.5	19	5.5	15	0	4	0
55～59	5,378	255	4.7	249	97.6	6	2.4	6	0	0	1
60～64	5,306	290	5.5	280	96.6	10	3.4	10	0	0	2
65～69	6,325	417	6.6	401	96.2	16	3.8	15	0	1	2
70～74	8,377	480	5.7	462	96.3	18	3.8	18	0	0	3
75～79	6,511	235	3.6	226	96.2	9	3.8	5	0	4	1
80歳以上	9,779	94	1.0	88	93.6	6	6.4	5	0	1	1
小計	59,729	2,899	4.9	2,777	95.8	122	4.2	109	0	13	15
集団	59,729	1,948	4.9	1,875	96.3	73	3.7	71	0	2	8
個別		951		902	94.8	49	5.2	38	0	11	7
合計	59,729	2,899	4.9	2,777	95.8	122	4.2	109	0	13	15

※要精密検査に判定不能者1人を計上。

※「がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針」（平成20年3月31日付け健発第0331058号厚生労働省健康局長通知）において、マンモグラフィ検診は「40歳以上」を対象としている。

<超音波検査：令和4年度>

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診	未受診	未把握	がん
		人	%	人	%	人	%	人	人	人	人
30～34	3,633	190	5.2	184	96.8	6	3.2	3	0	3	0
35～39	4,457	420	9.4	413	98.3	7	1.7	6	0	1	0
40～44	5,145	159	3.1	147	92.5	12	7.5	5	0	7	0
45～49	6,431	233	3.6	217	93.1	16	6.9	13	0	3	1
50～54	6,477	253	3.9	240	94.9	13	5.1	10	0	3	0
55～59	5,378	200	3.7	192	96.0	8	4.0	8	0	0	1
60～64	5,306	241	4.5	233	96.7	8	3.3	4	0	4	2
65～69	6,325	342	5.4	325	95.0	17	5.0	16	0	1	0
70～74	8,377	612	7.3	581	94.9	31	5.1	27	0	4	5
75～79	6,511	523	8.0	499	95.4	24	4.6	22	0	2	2
80歳以上	9,779	311	3.2	298	95.8	13	4.2	11	0	2	1
小計	67,819	3,484	5.1	3,329	95.6	155	4.4	125	0	30	12
集団	67,819	388	5.1	384	99.0	4	1.0	2	0	2	0
個別		3,096		2,945	95.1	151	4.9	123	0	28	12
合計	67,819	3,484	5.1	3,329	95.6	155	4.4	125	0	30	12

《考 察》

「健康さくら21」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和4年度の受診率は9.4%で、前年度と比較し0.5%減少している。令和4年度は、令和3年度の個別検診で2番目に受診者数が多かった協力医療機関が閉院し、超音波検診の受診者数が大幅に減少している。

年代別でみると、70歳から79歳の年代で受診率が高かった。受診率の高い40歳から44歳の年代は、クーポン対象者も含まれていることから検診に対する意識がある年代と考えられる。

集団検診の予約受付が始まる10月から、母子事業において検診PRちらしを配布したが、20～30歳の受診率は令和3年度と比べあまり変化がみられない。次年度は検診開始となる6月から配布をし、より多くの保護者に検診を周知していく。また、他の健診（検診）PRと併せて、がんに関する知識を広めるための情報の提供や、検診を習慣化させるための啓発活動を推進していく必要がある。

要精密検査においては、検診実施期間が2月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていく。

集団検診は、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として3密を避ける検診を実施するべく、予約を午前・午後の各予約枠を2部制の検診にしている。子育て世代の若い年代の受診者が受診しやすいように例年実施している「保育サービス」は、令和2年度から3年連続中止し、お子さま連れの方は検診車で検診を受けている間、職員が保育を行った。

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の

確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。次年度は、新型コロナウイルス感染症が第5類になったことから実施方法を再検討していく。

●新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業

《事業経過》

平成 21 年度	国の経済危機対策における未来への投資に繋がる子育て支援の一環として、平成 21 年度補正予算に「女性特有のがん検診推進事業」が創設される
平成 22 年度	がん対策推進事業の一環として、「女性特有のがん検診推進事業」が新規事業として位置づけられる
平成 23 年度	大腸がん検診が追加されて「がん検診推進事業」になる
平成 26 年度	平成 22 年度から始まった「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診が一巡したことで、その間に制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診推進事業」になる
平成 27 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」と、平成 25 年度の「がん検診推進事業」の乳がん・子宮頸がん検診の対象で、この制度を利用しなかった方への再勧奨を含めた「働く世代の女性支援のためのがん検診未受診者対策緊急支援事業」となる
平成 28 年度	「新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業」の実施

《目 的》

市町村及び特別区が実施する子宮頸がん及び乳がん検診において、一定の年齢の者にクーポン券等を送付して受診を勧奨することで、検診受診の動機付けによるがん検診の受診を促し、がんの早期発見につなげ、がんによる死亡者の減少を図ることを目的とする。

《内 容》

① 対象者

令和 4 年 4 月 20 日の時点での下記の年齢の女性のかた

●乳がん検診無料クーポン券配布対象者の生年月日一覧表

年 齢	生 年 月 日
40 歳	昭和 56 (1981) 年 4 月 2 日～昭和 57 (1982) 年 4 月 1 日 ※対象年齢かつ、前年度に同検診を受けていない方

② 実施方法

ア 集団検診 (予約制)

検診業者に委託し実施

- ・期間 11 月 24 日～2 月 17 日、4 会場延べ 40 歳代 9 日間
- ・費用 無料
- ・検診車両でのマンモグラフィを実施

40 歳代 (2 方向)

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～2月28日、市内1医療機関（聖隷佐倉市民病院健診センター）で実施
- ・費用 無料
- ・マンモグラフィを実施
40歳代（2方向）

③ 周知方法

ア 個人通知

受診券及びクーポン券の送付

- ・対象者全員に送付（5月末）

ハガキ勧奨（11月）

- ・勧奨時点で検診未受診者

イ「こうほう佐倉」、ホームページに掲載

《実績》

① 実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	979	157	16.0
令和元年度	977	231	23.6
令和2年度	913	123	13.5
令和3年度	899	170	18.9
令和4年度	860	140	16.3

② 検診実施結果（令和4年度）

検診方法	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	860	84	9.8	1	1.2	1	0
個別		56	6.5	4	7.1	3	0
計	860	140	16.3	5	3.6	4	0

③ 年代別受診状況及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者		検診結果				精密検査受診状況			
				精密検査不要		要精密検査		精検受診 人	未受診 人	未把握 人	がん 人
				人	%	人	%				
集団	860	84	16.3	83	98.8	1	1.2	1	0	0	0
個別		56		52	92.9	4	7.1	3	0	1	0
合計	860	140	16.3	135	96.4	5	3.6	4	0	1	0

《考 察》

超音波検査だけでなく、マンモグラフィ検査も乳がん発見には必要なこと、集団検診では授乳中でも検診可能なこと、子どもは市の職員が預かれること、などを啓発していく。

市の検診事業を知らない方もいることから、引き続き対象者に合わせた周知・勧奨を実施し、受診行動に繋がるよう努めていく。

(4) 肺がん検診

《目的》

肺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で、職場等において検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月1日～3月9日、市内8会場、31日間実施
- ・費用 300円（税込み）
- ・検診車両での胸部間接撮影及び読影を実施

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内37医療機関
- ・費用 1,300円（税込み）
- ・胸部直接撮影及び読影を実施

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で下記に該当するかた

- ・ 40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・ 令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・ 市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・ 40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	113,052	19,139	16.9
令和元年度	113,878	18,845	16.5
令和2年度	114,339	14,464	12.7
令和3年度	114,669	16,157	14.1
令和4年度	114,848	16,754	14.6

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,848	5,877	5.1	68	1.2	55	1
個別		10,877	9.5	322	3.0	258	4
計	114,848	16,754	14.6	390	2.3	313	5

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代 歳	対象者 人	受診者		健診結果						精密検査受診状況				
					精密検査不要		有所見精検不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	5,454	133	2.4	127	95.5	5	3.8	1	0.8	0	0.0	0	1	0
	45～49	6,642	164	2.5	156	95.1	7	4.3	1	0.6	1	0.0	0	0	0
	50～54	6,823	176	2.6	167	94.9	8	4.5	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,410	163	3.0	157	96.3	5	3.1	1	0.6	1	100.0	0	0	0
	60～64	5,052	258	5.1	238	92.2	18	7.0	2	0.8	0	0.0	0	2	0
	65～69	5,536	765	13.8	677	88.5	74	9.7	14	1.8	10	71.4	1	3	1
	70～74	7,446	1,693	22.7	1,403	82.9	240	14.2	50	3.0	43	86.0	3	4	0
	75～79	5,752	1,783	31.0	1,425	79.9	303	17.0	55	3.1	44	80.0	4	7	1
	80歳以上	7,004	1,805	25.8	1,323	73.3	409	22.7	73	4.0	56	76.7	12	5	1
	小計	55,119	6,940	12.6	5,673	81.7	1,069	15.4	198	2.9	156	78.8	20	22	3
女性	40～44	5,145	289	5.6	279	96.5	8	2.8	2	0.7	2	100.0	0	0	0
	45～49	6,431	338	5.3	330	97.6	8	2.4	0	0.0	0	0.0	0	0	0
	50～54	6,477	419	6.5	396	94.5	22	5.3	1	0.2	1	100.0	0	0	0
	55～59	5,378	388	7.2	356	91.8	26	6.7	6	1.5	4	66.7	1	1	0
	60～64	5,306	585	11.0	518	88.5	63	10.8	4	0.7	4	100.0	0	0	0
	65～69	6,325	1,231	19.5	1,100	89.4	106	8.6	25	2.0	19	76.0	4	2	0
	70～74	8,377	2,427	29.0	1,975	81.4	405	16.7	47	1.9	39	83.0	3	5	0
	75～79	6,511	2,205	33.9	1,752	79.5	415	18.8	38	1.7	33	86.8	1	4	1
	80歳以上	9,779	1,932	19.8	1,420	73.5	446	23.1	66	3.4	55	83.3	3	8	1
	小計	59,729	9,814	16.4	8,126	82.8	1,499	15.3	189	1.9	157	83.1	12	20	2
男性	集団	55,119	2,611	12.6	2,330	89.2	246	9.4	35	1.3	27	77.1	2	6	1
	個別		4,329		3,343	77.2	823	19.0	163	3.8	129	79.1	18	16	2
女性	集団	59,729	3,266	16.4	3,035	92.9	198	6.1	33	1.0	28	84.8	1	4	0
	個別		6,548		5,091	77.7	1,301	19.9	156	2.4	129	82.7	11	16	2
合計	114,848	16,754	14.6	13,799	82.4	2,568	15.3	387	2.3	313	80.9	32	42	5	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 4 年度の受診率は、14.6%であった。令和 3 年度比較して受診者数は 597 人増加、受診率は 0.5%増加している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した以降、年々増加の傾向であるが、以前の受診率の水準には戻っていない。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査受診の確認が取れていない「未把握者」も多い。精密検査受診の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、特定健診、肝炎ウイルス検診との同時実施（第 1 グループ）、予約制での検診に変更した。検診会場は健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターと公共施設の 8 会場で実施。（小学校での検診は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策で中止とした。）

検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。

次年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったことから実施方法を再検討していく。

(5) 大腸がん検診

《目的》

大腸がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

①対象者

市内在住の40歳以上で検診を受ける機会のないかた

②実施方法

ア 集団検診

検診業者に委託し実施

- ・期間 7月1日～3月9日、市内8会場延べ63日間実施
- ・費用 400円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

イ 個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内40医療機関で実施
- ・費用 1,000円（税込み）
- ・便潜血反応2日法

③周知方法

ア 個人通知

市内在住の40歳以上で、下記に該当するかた

- ・40・45・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・40歳以上の生活保護受給者のかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 過去5年間の実施状況

年度	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)
平成30年度	113,052	17,409	15.4
令和元年度	113,878	16,970	14.9
令和2年度	114,339	13,733	12.0
令和3年度	114,669	15,363	13.4
令和4年度	114,848	15,606	13.6

※対象者数：5月末人口

② 検診実施結果

	対象者 (人)	受診者 (人)	受診率 (%)	要精検者 (人)	要精検率 (%)	精検受診者 (人)	がん発見者 (人)
集団	114,848	6,408	5.6	277	4.3	169	8
個別		9,198	8.0	602	6.5	413	21
計	114,848	15,606	13.6	879	5.6	582	29

③ 性別、年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

性別	年代	対象者 人	受診者		健診結果				精密検査受診状況				
					精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診	未把握	がん
					人	%	人	%	人	%	人	%	※1人
男性	40～44	5,454	125	2.3	120	96.0	5	4.0	2	40.0	1	2	0
	45～49	6,642	174	2.6	167	96.0	7	4.0	4	57.1	1	2	0
	50～54	6,823	190	2.8	185	97.4	5	2.6	2	40.0	0	3	0
	55～59	5,410	164	3.0	150	91.5	14	8.5	8	57.1	1	5	1
	60～64	5,052	266	5.3	259	97.4	7	2.6	5	71.4	0	2	0
	65～69	5,536	767	13.9	726	94.7	41	5.3	22	53.7	4	15	1
	70～74	7,446	1,538	20.7	1,429	92.9	109	7.1	63	57.8	17	29	4
	75～79	5,752	1,641	28.5	1,523	92.8	118	7.2	79	66.9	15	24	4
	80歳以上	7,004	1,561	22.3	1,406	90.1	155	9.9	98	63.2	34	23	3
	小計	55,119	6,426	11.7	5,965	92.8	461	7.2	283	61.4	73	105	13
女性	40～44	5,145	298	5.8	287	96.3	11	3.7	4	36.4	0	7	0
	45～49	6,431	384	6.0	366	95.3	18	4.7	12	66.7	0	6	0
	50～54	6,477	460	7.1	444	96.5	16	3.5	10	62.5	1	5	1
	55～59	5,378	445	8.3	430	96.6	15	3.4	9	60.0	1	5	0
	60～64	5,306	644	12.1	620	96.3	24	3.7	19	79.2	1	4	0
	65～69	6,325	1,253	19.8	1,201	95.8	52	4.2	41	78.8	2	9	1
	70～74	8,377	2,234	26.7	2,139	95.7	95	4.3	68	71.6	9	18	4
	75～79	6,511	1,952	30.0	1,866	95.6	86	4.4	66	76.7	12	8	6
	80歳以上	9,779	1,510	15.4	1,409	93.3	101	6.7	70	69.3	16	15	4
	小計	59,729	9,180	15.4	8,762	95.4	418	4.6	299	71.5	42	77	16
男性	集団	55,119	2,720	11.7	2,574	94.6	146	5.4	80	54.8	12	54	3
	個別		3,706		3,391	91.5	315	8.5	203	64.4	61	51	10
女性	集団	59,729	3,688	15.4	3,557	96.4	131	3.6	89	67.9	5	37	5
	個別		5,492		5,205	94.8	287	5.2	210	73.2	37	40	11
合計	114,848	15,606	13.6	14,727	94.4	879	5.6	582	66.2	115	182	29	

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。及び、受診をしても精検結果がわからないもの。

《考 察》

「健康さくら 21（第 2 次）」のがん検診受診率の目標は、50.0%としているが、令和 4 年度の受診率は、13.6%であった。令和 3 年度と比較して受診者数は 243 人増加、受診率は 0.2%増加している。

令和 2 年度の新型コロナウイルス感染症の影響による受診率の低下した以降、年々増加の傾向であるが、以前の受診率の水準には戻っていない。受診率の向上に向けて、現在までの検診受診勧奨の効果の検証、未受診者データ（性別・年代・過去の検診受診歴等）の分析を行い、適切な手段による検診受診勧奨をしていく必要がある。

精密検査未受診者の中には、大腸疾患（大腸ポリープ、大腸憩室、痔など）の既往歴があり自己判断で、精密検査を受けない方も多いため精密検査の重要性についての啓発・周知を行っていく必要がある。

要精密検査においては、集団検診実施期間が 3 月までだったこともあり、精密検査の受診の確認が取れていない「未把握者」が多い。精密検査の結果の確認に努めていきたい。

集団検診は、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策として 3 密（密閉・密集・密接）を避ける検診を実施するべく、前年度の複合検診を第 1 グループ（特定健診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診）、第 2 グループ（胃がん検診）と分けて予約制での検診を継続した。大腸がん検診は、第 1・第 2 グループの集団検診の会場で予約なしで受診可能とした。検診会場では、受診者が安全・安心して検診を受診できるように、受診者に手指消毒を呼びかけ、受診者の使用した椅子や机等の物品の消毒をした。また、検診会場での体温測定と「健康チェック」（予約日時の案内の通知の裏面に健康状態を確認する「健康チェック」の項目を印字）で健康状態の確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施しており、クラスターが発生することなく検診が実施できた。

大腸がん検診のみでの受診者については、体温測定、健康状態を口頭で確認後に検診会場施設内へ案内し検診を実施した。

次年度は、新型コロナウイルス感染症が第 5 類になったことから実施方法を再検討していく。

(6) 令和4年度 前立腺がん検診

《目的》

前立腺がんの早期発見、早期治療を目的に行う。

《内容》

① 対象者

市内在住の50歳以上5歳刻みの年齢の男性で職場等で検診を受ける機会のない方
現在、前立腺の病気で治療中でない方、または定期的に検査を受けていない方

② 実施方法

個別検診

- ・期間 6月1日～12月10日、市内38医療機関
- ・費用 1,000円(税込み)
- ・問診、採血(PSA値測定)

③ 周知方法

ア 個人通知

市内在住の50歳以上で下記に該当するかた

- ・50・55・60・65・70歳のかた
- ・令和3年度に市の健診(検診)を受診したかた
- ・市の特定健診(健康診査)の対象になるかた
- ・50歳以上の生活保護を受給されているかた

イ 「こうほう佐倉」、ホームページに掲載し周知啓発を実施

《実績》

① 検診実施結果

受診者	受診率	要精検者	要精検率 (%)	精検受診者	がん発見者	がん発見率 (%)
429	4.6%	52	12.1%	28	6	1.4%

※対象者数：5月末人口

② 年代別検診実施結果及び精密検査受診状況

年代 歳	対象者 人	受診者 人 %		健診結果				精密検査受診状況						
				精密検査不要		要精密検査		受診者		未受診※1	未判定※2	未把握※3	がん	がん疑い
				人	%	人	%	人	%	人	人	人	人	人
50	1,484	29	2.0	29	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
55	1,195	19	1.6	19	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
60	996	25	2.5	23	92.0	2	8.0	2	100.0	0	0	0	1	1
65	1,014	46	4.5	42	91.3	4	8.7	3	0.0	0	0	1	0	1
70	1,319	84	6.4	77	91.7	7	8.3	4	57.1	0	0	3	0	1
75	1,376	125	9.1	104	83.2	21	16.8	7	33.3	3	5	6	3	4
80	1,071	76	7.1	66	86.8	10	13.2	7	70.0	1	1	1	1	3
85	613	24	3.9	16	66.7	8	33.3	5	62.5	1	0	2	1	1
90	212	1	0.5	1	0.0		0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
95	44	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
100	6	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0
	9,330	429	4.6	377	87.9	52	12.1	28	53.8	5	6	13	6	11

※1) 未受診：要精密検査者が精密検査を受けなかったことが判明しているもの。

※2) 未判定：受診をしても精検結果がわからないもの（精密検査医療機関の紹介を含む）。

※3) 未把握：精検受診の有無がわからないもの。

《考 察》

今年度より前立腺がん検診を個別検診のみで実施。検診によりがんが発見され、早期治療に繋がった方もいた。今後も対象年齢となった方が検診の機会を逃さないよう前立腺がん検診について啓発をしていく。

6. 訪問指導

根拠法令等	健康増進法第17条第1項
健康さくら21 (第2次)【改訂版】 目標値	(初期値) → (策定時の目標) → (現状値) → (新たな目標) ・糖尿病治療継続者の割合 71.4% → 75.0% → 80.0% → 95.0%

《目的》

療養上の保健指導が必要であると認められる者又はその家族等に対して、保健師等が訪問し、その健康に関する問題を総合的に把握し、必要な指導又は支援を行い、これらの者の心身機能の低下を防止するとともに、健康の保持増進を図ることを目的とする。

《内容》

①対象者

健康管理上指導が必要と認められる佐倉市に住所を有する40歳から64歳までの者
(ただし、65歳以上の者であっても、必要な者には指導を行う)

②訪問指導の内容

- ・家庭における療養方法に関する指導
(栄養、運動、口腔衛生その他家庭における療養方法に関する指導)
- ・介護を要する状態になることの予防に関する指導
- ・生活習慣病の予防等に関する事
- ・関係諸制度の活用方法等に関する事
- ・その他健康管理上必要と認められる事

※医療保険による訪問看護、訪問機能訓練を受けている者、又は介護保険法による要介護・要支援者に対して訪問指導を実施する場合は、訪問看護、訪問機能訓練と重複する内容は行わないものとする。

③訪問担当者

保健師、看護師、栄養士、歯科衛生士

《実績》

① 訪問指導実施人数年度別実績

年 度	実人数	延人数
平成30年度	71	77
令和元年度	27	28
令和2年度	6	6
令和3年度	0	0
令和4年度	9	9

② 訪問指導の内訳と実延数

内 訳	実人数	延人数	延人数 内訳			
			20 歳代	30 歳代	40～64 歳	65 歳以上
生活習慣病	5	5	0	0	2	3
がん至急精密検査勸奨	2	2	0	0	0	2
難病	0	0	0	0	0	0
精神疾患	1	1	0	0	1	0
歯科	1	1	0	0	0	1
計	9	9	0	0	3	6

※生活習慣病：特定健康診査（健康診査）の結果、受診勧奨値を超えている者
糖尿病性腎症重症化予防事業対象者

《考 察》

新型コロナウイルスの感染拡大の影響から、令和3年度の実績は0件となったが、令和4年度は必要な者への訪問は実施できた。

生活習慣病予防の指導が必要な者など対面指導が効果的な対象者に対しては、引き続き訪問指導や健康相談等を提案し、直接的な支援につなげたい。

また、訪問など対面による指導は、対象者の反応や理解度を確認しながら指導できるだけでなく、実際の生活状況の把握につながるため、より対象者に合った指導ができると思われる。特に「特定健康診査（健康診査）の結果、受診勧奨値を超えている者」に対する指導については、今後は従来どおり訪問指導中心とし、対面にて早期受診勧奨および適切な指導を実施したい。

7. 特定健康診査（健康診査）・特定保健指導

(1) 特定健康診査（健康診査）

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定健康診査(健康診査)) 健康増進法第19条の2(健康診査)
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	<p style="text-align: right;">(現状値) → (目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健康診査の実施の割合 34.2% → 60.0% ・ 特定保健指導の実施の割合 13.9% → 60.0%

《目的》

平成20年4月から、「高齢者の医療の確保に関する法律」により医療保険者（国民健康保険、協会けんぽ、共済組合等）に、40～74歳の被保険者・被扶養者を対象とした健康診査（特定健康診査）と保健指導（特定保健指導）の実施が義務付けられ、これまでの健康診査の目的である個々の病気の早期発見・早期治療から、メタボリックシンドロームに着目した健康診査となった。生活習慣病は、内臓脂肪の蓄積が原因となっていることが多いことから、メタボリックシンドロームに該当する方とその予備群の方について、運動や食生活等の生活習慣を見直すサポートを行うことにより、生活習慣病の予防につなげることを目的としている。

令和2年4月から、後期高齢者医療制度の健康診査の質問票に、フレイル等の高齢者の特性を把握することを目的として「後期高齢者の質問票」が導入された。

《内容》

①対象者

- ア 特定健康診査：40～74歳の佐倉市国民健康保険被保険者
- イ 健康診査：佐倉市の後期高齢者医療被保険者

②実施方法

- ア 集団健診（7月1日～令和5年3月9日、市内8会場延べ31日間）
検診事業者に委託し、大腸がん検診・胸部レントゲン検診・肝炎ウイルス検診と併せて実施
（新型コロナウイルス感染症の状況から、3密を避けるため完全予約制で実施）
- イ 個別健診（6月1日～12月10日、市内38協力医療機関）

③周知方法

- ア 個人通知 佐倉市検診受診券および案内文等送付
特定健康診査：令和4年4月1日現在、佐倉市国民健康保険に資格を有しかつ40～74歳（年齢の基準日は令和5年3月31日）の者
健康診査：前年度に市の各種健（検）診を受診している佐倉市の後期高齢者医療被保険者
- イ 「こうほう佐倉」、ホームページ等に掲載、健康保険証更新時に案内文を同封、市内協力医療機関・地区掲示板・9月に市民ギャラリーにポスター掲示等により周知啓発を実施

④健診項目

- ア 基本的な検査項目（全ての対象者が受診する項目）
身体測定（身長、体重、腹囲測定）※75歳以上のかたには、腹囲測定は実施しない
血圧測定・問診・診察・尿検査（糖・蛋白）
血液検査（肝機能検査・血中脂質検査・血糖検査・腎機能検査）

イ 詳細な健診項目（特定の対象者が受診する項目）

心電図・眼底検査基準

血圧が収縮期血圧140mmHg以上または拡張期血圧90mmHg以上に該当し、医師が必要と判断した者（心電図のみ不整脈が疑われる場合も含む）

ただし、個別健診について、眼底検査は受診勧奨とする。

貧血検査基準

既往歴および自覚症状

⑤受診者の費用負担

集団健診1,000円、個別健診2,000円。70歳以上と後期高齢者医療被保険者は無料、市民税非課税世帯は申請により無料

《実績》

① 健康診査等実施計画における目標と実績の推移

	第三期				
	30年度 (法定)	令和元年度 (法定)	令和2年度 (法定)	令和3年度 (法定)	令和4年度 (暫定)
特定健康診査 目標受診率	34%	36%	38%	40%	42%
実績値	35.7%	35.6%	25.3%	30.5%	30.4%
特定保健指導 目標実施率	30%	35%	40%	45%	50%
実績値	19.0%	14.4%	19.9%	16.5%	—

※目標受診率及び目標実施率は、実施計画（5年間）で設定

② 特定健康診査（国民健康保険）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（%）	健診方法割合（%）
30年度 (法定報告値)	29,823	集団健診	5,683	19.1	53.4
		個別健診	3,583	12.0	33.6
		人間ドック等	1,383	4.6	13.0
		合計	10,649	35.7	100.0
令和元年度 (法定報告値)	28,980	集団健診	5,342	18.4	51.7
		個別健診	3,535	12.2	34.2
		人間ドック等	1,446	5.0	14.0
		合計	10,323	35.6	100.0
令和2年度 (法定報告値)	28,691	集団健診	2,252	7.8	31.0
		個別健診	3,851	13.4	53.1
		人間ドック等	1,153	4.0	15.9
		合計	7,256	25.3	100.0
令和3年度 (法定報告値)	27,871	集団健診	3,591	12.9	42.3
		個別健診	3,612	13.0	42.5
		人間ドック等	1,290	4.6	15.2
		合計	8,493	30.5	100.0
令和4年度 (概算数値)	31,137	集団健診	4,255	13.7	45.0
		個別健診	3,944	12.7	41.7
		人間ドック等	1,263	4.1	13.3
		合計	9,462	30.4	100.0

※令和4年度 概算数値 出典「国庫負担金実績報告書」より

③ 令和4年度未受診者勸奨

1. 対象者

- ① 不定期受診者（過去3年間で1回もしくは2回特定健診を受診している者）
- ② 40歳になる者
- ③ 3年以上の長期未受診者

2. 勸奨方法

はがきによる個別通知

※対象者を過去の受診、医療情報、問診の回答内容から計7つのグループに分類し、それぞれのグループに合わせた勸奨内容とした。

※各グループ分類で、40・50代向けと60代以降向けの2パターンを作成し、40・50代向けはインターネットでの予約方法、60代以降向けは窓口での予約方法を一番わかりやすい位置に掲載した。

発送日	グループ分類	対象者のカテゴリー	対象者数（人）
令和4年10月14日	5グループ	①	4,367
		②	260
		③	2,373
令和5年1月6日	2グループ	③	6,000

3. 勸奨結果（カテゴリー別受診率）

対象者のカテゴリー	対象者数（人）	受診者数（人）	受診率（%）
①	4,367	1,194	27.3
②	260	19	7.3
③	8,373	639	7.6
合計	13,000	1,852	14.2

※発送日から3日以後の受診について、受診者数として計上した。

④健康診査（後期高齢者医療）健診方法別受診状況推移

年度	対象者数（人）	健診方法	受診者数（人）	受診率（％）	健診方法割合（％）
30年度	21,900	集団健診	1,711	7.8	27.1
		個別健診	4,202	19.2	66.5
		人間ドック等	404	1.8	6.4
		合計	6,317	27.0	100.0
令和元年度	23,350	集団健診	1,790	7.6	25.9
		個別健診	4,665	20.0	67.5
		人間ドック等	453	1.9	6.6
		合計	6,908	27.6	100.0
令和2年度	24,415	集団健診	690	2.8	11.7
		個別健診	4,860	19.9	82.1
		人間ドック等	371	1.5	6.3
		合計	5,921	22.7	100.0
令和3年度	25,224	集団健診	971	3.8	15.4
		個別健診	4,850	19.2	76.7
		人間ドック等	501	2.0	7.9
		合計	6,322	25.0	100.0
令和4年度	26,106	集団健診	1,149	4.4	16.2
		個別健診	5,362	20.5	75.5
		人間ドック等	592	2.3	8.3
		合計	7,103	27.2	100.0

※令和3年度分から、受診率の合計に、人間ドック等の受診者数も含めた。

《考 察》

『佐倉市国民健康保険第三期特定健康診査等実施計画』（平成30～35年度 6か年計画）で国の目標値の受診率60%を目指し、市の目標値を設定している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、令和2年度から集団検診においては予約制にして実施している。その影響もあり、集団健診の受診率は、新型コロナウイルス流行前（令和元年度）の受診率には戻っていない状況である。

未受診勧奨対象者については、前年度同様、不定期受診者、40歳になる者、3年以上の長期未受診者を対象とし、40・50代向けと60代以降向けの2パターンを作成して年代別にわかりやすい記載方法を工夫した。受診勧奨通知を送付した反応では、「定期通院しており、同様の検査をしているので、健診は受診しない」という者も多くみられたため、定期通院中の者にも健診を受ける必要性を伝えていく必要がある。

(2) 特定保健指導(保健指導)

根拠法令等	高齢者の医療の確保に関する法律(特定保健指導) 健康増進法第19条の2(保健指導)	
健康さくら21(第2次) 【改訂版】目標値	・特定保健指導の実施の割合	(現状値) → (目標) 13.9% → 60.0%

《目的》

特定保健指導は、内臓脂肪型肥満に着目し、その要因となっている生活習慣を改善するための保健指導を行うことにより、対象者が自らの生活習慣における課題を認識して行動変容と自己管理を行うとともに、健康的な生活を維持することができるようになることを通じて、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目的とする。
(厚生労働省「特定健康診査基本指針」から引用)

《内容》

①保健指導対象者

特定健康診査(健康診査)の結果、腹囲が85cm以上である男性又は腹囲が90cm以上である女性、腹囲が85cm未満である男性又は腹囲が90cm未満である女性であってBMIが25以上の者のうち、次の(1)～(3)いずれかに該当する者(高血圧症、脂質異常症又は糖尿病の治療に係る薬剤を服用している者を除く)とする。

- (1) 血圧 収縮期130mmHg以上又は拡張期85mmHg以上
- (2) 脂質 中性脂肪150mg/dl以上又はHDLコレステロール40mg/dl未満
- (3) 血糖 空腹時血糖値が100mg/dl以上又はHbA1c(NGSP)が5.6%以上

内臓脂肪の程度と保有するリスクの数に着目し、リスクの高さや年齢に応じ、レベル別(動機付け支援・積極的支援)に保健指導を行う対象者を選定(階層化)する。

図1. 特定保健指導の対象者(階層化)

腹囲	追加リスク			喫煙歴	対象	
	①血圧	②脂質	③血糖		40～64歳	65～74歳
男性 85cm以上 女性 90cm以上	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
	1つ該当			あり なし		
上記以外でBMI 25以上	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

(注) 喫煙歴の斜線欄は、階層化の判定が喫煙歴の有無に関係ないことを意味する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、積極的支援対象者に対して、新たな支援方法が位置付けられた。

●2年連続して積極的支援に該当した者への2年目の特定保健指導

2年連続して積極的支援に該当した対象者のうち、1年目に比べ2年目の状態が改善している者については、2年目の特定保健指導は、動機付け支援相当(初回面接と実績評価は必須だが、その間の必要に

応じた支援は180ポイント未満でよい)の支援を実施した場合であっても、特定保健指導を実施したこととなる。

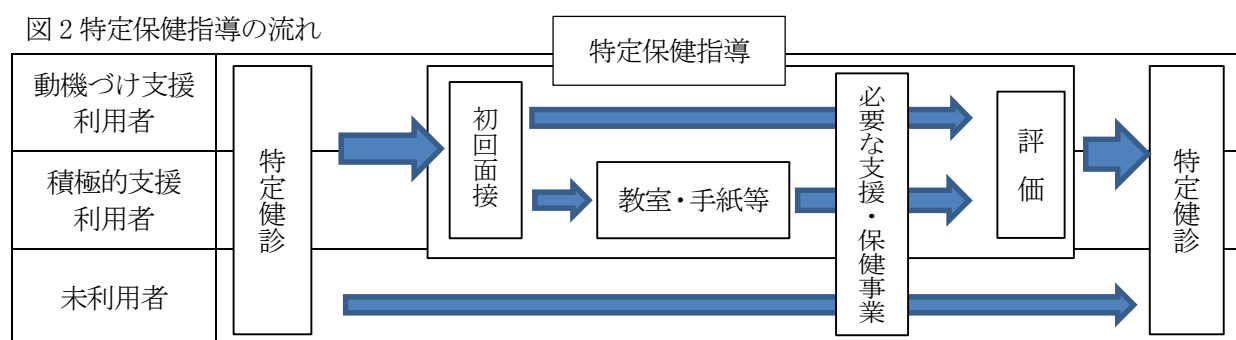
対象者は、1年目に積極的支援の対象者に該当し、かつ積極的支援(3ヶ月以上の継続的な支援の実施を含む)を終了した者であって、2年目も積極的支援対象者に該当し、1年目に比べ2年目の状態が改善している者のみである。なお、2年目に動機付け支援相当の支援を実施し、3年目も積極的支援に該当した者は、3年目は動機付け支援相当の支援の対象にはならない。

また、状態が改善している者とは、特定健康診査の結果において、1年目と比べて2年目の腹囲及び体重の値が次のとおり一定程度減少していると認められる者とする。

BMI < 30	腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している者
BMI ≥ 30	腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している者

②特定保健指導の流れ

流れは、図2のとおり、初回面接を対象者に実施した後、積極的支援は手紙や電話の個別支援、教室参加と手紙や電話などによるグループ支援など3か月以上の支援と初回面接完了日から3か月後の評価、動機づけ支援は、初回面接と3か月後の評価を実施した。



③初回面接

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(動機づけ支援・積極的支援)の対象となった者

・支援形態・回数

分割実施型 47回 / 個別支援型 46回(本人希望日による個別 8回含む) / 訪問型 0回
(新型コロナウイルス感染拡大防止のため、グループ支援型は実施せず)

・方法

<分割実施型>

ア) 初回面接1回目

特定健診受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象者と見込まれる者に対して、把握できる情報(腹囲・体重、血圧、問診票の質問項目(服薬状況)の回答等)をもとに、説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を暫定的に設定する。

イ) 初回面接2回目

全ての検査結果が揃った後に、本人に電話等を用いて相談しつつ、今後の行動目標・計画の設定を

完成させる。

※初回面接を分割して実施する場合の初回面接2回目は、初回面接1回目の実施後、遅くとも3ヶ月以内に実施する。

〈グループ支援型／個別支援型（本人希望日による個別も含む）／訪問型〉

健診結果の説明を行った後、自らの生活習慣についてチェックシートを用いて振り返り、今後の行動目標・計画を設定する。

・周知方法

対象者に個別通知及び電話勧奨

④積極的支援の継続的な支援

・対象者

国民健康保険加入者で特定健診の結果、特定保健指導(積極的支援)の対象となった者及び生活保護者で健診結果、保健指導(積極的支援)の対象となった者

・方法

ア) スリムアップサポート 教室併用型

メタボリックシンドローム予防のための「知って得する食事教室」5コース及び「運動習慣づくり教室」2課・5コース、佐倉市オリジナル体操体験会6コースを併用し、参加者の状況に合わせて、グループ支援、個別支援、電話支援を組み合わせ、支援A(積極的関与タイプ)の方法で160ポイント以上、支援B(励ましタイプ)の方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

イ) スリムアップサポート 個別面接型

参加者の状況に合わせて、個別支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

ウ) スリムアップサポート 通信型

参加者の状況に合わせて、手紙支援と電話支援を組み合わせ、積極的支援Aの方法で160ポイント以上、支援Bの方法で20ポイント以上、合計で180ポイント以上又は支援A(積極的関与タイプ)のみの方法で180ポイント以上の支援を実施し、継続支援が終了できるようにする。

・周知方法

初回面接時に勧奨。

⑤終了時評価

・対象者

初回面接の参加者

・方法

初回面接の参加者には、「振り返りシート」を送付し、参加者が自ら振り返り、返送してもらう。それについて保健師または管理栄養士による評価(設定された行動目標が達成されているかどうか及び身体状況、生活習慣の変化が見られたかどうか等)を行い、「振り返りシートに関するアドバイス票」を作成し送付する。

※第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、特定保健指導の実績評価(終了)の期間

が3か月に短縮された。

《実績》

① 特定健診・特定保健指導受診率の推移 【法定報告】

項目	年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度
特定健康診査 対象者数 (人)		29,823	28,980	28,691	27,871	(31,137)
受診者数 (人)		10,649	10,323	7,256	8,493	(9,462)
受診率 (%)		35.7	35.6	25.3	30.5	(30.4)
特定保健指導 対象者数 (人)		1,250	1,264	920	1,153	(957)
終了者数 (人)		237	182	183	190	-
実施率 (%)		19.0	14.4	19.9	16.5	-
再掲	動機づけ支援 対象者数 (人)	1,082	1,105	789	985	(794)
	利用者数 (人)	242	178	187	199	(173)
	終了者数 (人)	225	177	170	182	-
	実施率 (%)	20.8	16.0	21.5	18.5	-
	積極的支援 対象者数 (人)	168	159	131	168	(163)
	利用者数 (人)	22	14	19	17	(25)
	終了者数 (人)	12	5	13	8	-
	実施率 (%)	7.1	3.1	9.9	4.8	-

※特定保健指導は、動機づけ支援・積極的支援・動機付け支援相当のいずれの場合でも、初回面接から3か月経過後に、行動変容の状況等の実績評価を実施することが可能となることから、令和4年度の終了時評価が完了できるのは、令和5年8月末となる。このため、令和4年度の実績は特定健康診査(集団・個別)の概算数を掲載しているの、法定報告数の確認後、変更する。

※法定報告は、厚生労働省の規定により、保険者が支払基金に対して毎年度、当該年度の末日における特定健康診査等の実施状況に関する結果として、厚生労働大臣が定める事項を報告するもの。

《考察》

平成30年度より第三期特定健診等実施計画(2018年度以降)が開始となり、平成30年度は実施率が増加したが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を受け特定健康診査の受診者も大幅に減少し、特定保健指導の対象者も減少となったが、利用者が微増したことで実施率は増加した。

令和3年度同様令和4年度の集団健診は7月から3月までと実施期間を延長したが、新型コロナウイルス感染症の流行前のように健診受診者数や特定保健指導対象者数は戻っていない。しかし、健康アドバイス会や分割実施での初回面接の利用者を若干ではあるが増加することができたため、現時点での利用率は20.7%(対象者957人/利用者198人)となっている。

初回面接の分割実施は、集団健診が1日での実施となり特定保健指導も半日から1日での実施に拡大し対応した。健診の当日は特定保健指導の対象と見込まれる267人中77人(28.8%)に初回面接1回目を実施しており、健診結果送付後のうち70人に初回面接2回目を実施することができた。特定保健指導利用者全体の35.4%を占めている。健診受診当日の初回面接の実施は、健康意識が高まっている時に働きかけることができるので今後も実施していく。

健康アドバイス会は、新型コロナウイルス感染症対策のため、すべて個別支援型で実施していたが、令和5年度は感染症上の位置づけが変わるため集団方式を再開し、グループワーク等を取り入れ、一人ではない気持ちを持つことで行動目標・計画を立てやすい環境を整えていきたい。

(3) 糖尿病性腎症重症化予防事業

根拠法令等	健康増進法第17条、第19条2		
健康さくら21(第2次)目標値【改訂版】	・糖尿病治療継続者の割合	(現状値) → (目標)	80.0% → 95.0%

《目的》

糖尿病が重症化するリスクの高い医療機関の未受診者・受診中断者について関係機関からの適切な受診勧奨、保健指導を行うことにより治療に結びつけるとともに、糖尿病性腎症等で通院する患者のうち、重症化するリスクの高い者に対して主治医の判断により保健指導対象者を選定し、腎不全、人工透析への移行を防止することを目的とする。

(厚生労働省「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」より引用)

(1) 個別支援

《内容》

① 対象者

糖尿病性腎症第3期に該当するかたを対象とする。

特定健診の結果、空腹時血糖値が126mg/dl以上又はHbA1c6.5%以上であり、かつ、尿蛋白＋以上のかたを対象とする。

② 実施方法

糖尿病性腎症重症化予防事業実施手順に基づいて実施。

1) 特定健診の結果から、本事業対象者を抽出する。

2) 対象者に事業の案内を送付し、現在の受診状況・治療状況・医師からの指示・指導希望の有無を返信してもらう。指導の希望があった者に対し保健指導を行う。(指導希望のない場合でも、必要時介入)

3) 概ね6か月間を目安として、電話、面接、訪問、手紙等による継続した支援を行い、糖尿病の悪化、腎機能低下を防ぐ。

4) 6か月間の支援から更に6か月後を目安に、適切な医療受診や糖尿病予防、腎機能低下予防に基づいた生活が継続できているかを評価する。また、健診の受診についても勧奨を行う。

③ 周知方法

集団健診は、受診後約2か月後以内(結果発送後2週間後までに)個別健診は、受診後2～3か月後までに通知文を発送する。

《実績》

① 年度別実績

		集団健診受診者		個別健診受診者		合計
		男	女	男	女	
R2年度	対象者数	11	3	21	5	40
	支援実施数	11	3	21	5	40
R3年度	対象者数	18	2	13	11	44
	支援実施数	18	2	13	11	44
R4年度	対象者数	9	2	16	6	33
	支援実施数	9	2	16	6	33

② 服薬状況

服薬（糖尿病の薬）の状況	服薬あり	服薬なし	計
集団健診受診者	8	3	11
個別健診受診者	14	8	22
合計	22	11	33

③ 対象者の特定健診での糖代謝項目の状況

HbA1c (%)	5%	6%	7%	8%	9%	10%以上	計
集団健診受診者	0	5	2	4	0	0	11
個別健診受診者	1	9	5	3	2	2	22
合計	1	14	7	7	2	2	33

④ 対象者の特定健診での腎機能の状況

eGFR	90 以上 G1	60～89 G2	45～59 G3a	30～44 G3b	15～29 G4	15 以下 G5	計
集団健診受診者	1	5	3	2	0	0	11
個別健診受診者	2	12	6	1	1	0	22
合計	3	17	9	3	1	0	33

⑤ 支援実施状況（令和4年5月31日現在）

支援内容	延べ件数
家庭訪問	0
面接指導	5
電話による支援	74
手紙による支援	45
教室等への参加	2
その他	1
合計	127

⑥ 講演会

1. 演題：慢性腎臓病（CKD）予防講演会

2. 日時：令和4年11月14日（月）

3. 会場：健康管理センター

4. 講師：聖隷佐倉市民病院 腎臓内科 藤井 隆之医師

5. 周知方法：個別通知

令和3年度佐倉市特定健診・佐倉市国民健康保険人間ドック受診者で下記に該当するもの

・尿蛋白+以上

・尿蛋白±で血圧判定もしくは血糖判定が保健指導判定値以上

6. 参加者：定員30名

	予約者数	来所者数	内 訳		
			39歳以下	40～64歳	65歳以上
計	39	26	0	1	25

《考 察》

令和3年度より、主治医宛ての文書を作成し、千葉県重症化予防プログラムの周知を図っている。腎臓病専門医へ紹介についてのフロー図を同封したことで、主治医から腎臓病専門医のいる医療機関につながったケースがあった。また主治医から、本事業への参加を勧められたケースもあり、

周知の継続が必要であると思われる。

令和2年度より、対象者に通知文と併せて治療状況と指導希望の有無を返信してもらう方式としている。令和2年度と同様に、「主治医の治療で十分であるため指導を希望しない」と回答する者が多かった。特に、糖尿病で受診をしている者は、指導希望が無い傾向にある。ハイリスク者で希望しないと回答した者には電話でアプローチをし、支援が開始されたケースがあったため、今後も継続していきたい。また、糖尿病未治療者のうち、糖尿病で定期受診し内服の対象とならない者は、糖尿病性腎症への認識が低く、支援を希望しない傾向が強い。連続で事業の対象になっている対象者もいるため、糖尿病性腎症についての意識づけのために、通知内容の見直しを行う必要がある。

慢性腎臓病予防講演会は、定員以上の申し込みがあり、自身の腎機能を意識してもらう良い機会になった。アンケートより「大変なことになっているのかと思った」「すぐ再診したいと思った」等の意見があり、講演会をきっかけに、受診に繋がるケースがあると考えられた。

8. こころの健康づくり

根拠法令等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第46条（正しい知識の普及） 自殺対策基本法、自殺総合対策大綱
健康さくら21 （第2次） 目標値	<p style="text-align: right;">（市の現状）→（目標）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・気分障害・不安障害に相当する心理的苦痛を感じている人の割合 成人 11.2%→減少 ・ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6%→70.0% 中・高校生 54.7%→70.0% ・睡眠による休養が十分とれていない人の割合 成人 18.0%→15.0% ・一生のうちにうつ病になる頻度を知っている人の割合 成人 59.2%→70.0% ・自殺者の減少（人口10万人当たり） 15.61人→13.01人

（1）精神科医によるこころの健康相談

《目的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で専門医に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内容》

- ①対象者 「眠れない」「イライラする」「気分の落ち込み」「自殺について考えてしまう」など、こころの悩みや不安がある者
- ②方法 健康管理センター、西部保健センター、南部保健センターを会場に、精神科医師による個別相談を実施する。
- ③内容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。
- ④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布

《実績》

① 会場別実績

年度	健康管理センター		西部保健センター		南部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和元年度	2	5	1	2	2	5	5	12
令和2年度	1	4	1	1	2	3	4	8
令和3年度	1	1	1	1	2	8	4	10
令和4年度	2	4	2	4	2	6	6	14

② 相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上	計
人数	2	6	4	2	14

③ 相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）				
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族のみ	その他
人数	4	10	14	7	3	4	0

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	他課支援 ケース	その他 (対人関係等)
人数	12	2	4	0	0	2

⑤ 継続支援の有無

	有	無
人数	2	12

⑥ 相談内容連絡票・うつ病連携パス発行数

	相談内容連絡票	うつ病連携パス
発行数	2	0

《考 察》

相談内容では健康問題が一番多く、相談者の中で医療機関受診が必要であり、書面での申し送りがあった方が有効と思われる場合には、相談内容連絡票を発行している。この連絡票を利用することにより、本人が受診の必要性を理解し、確実に精神科への受診につながっている。新型コロナウイルス感染拡大による相談者の増加はないが、他課からの紹介で相談につながることがあった。こころの健康相談は身近な場所で、無料で医師に相談ができる場であるため、更に周知を図り多くの方に利用してもらおうことで、市民のこころの健康づくりを進めていきたい。

(2) カウンセラーによるこころの健康相談

《目 的》

市民に対し、こころの健康に対する関心や正しい知識の普及・啓発を行い、こころの問題や病気で悩みを抱えた本人や家族が、身近な場所で臨床心理士等に相談することにより、適切に対処できることを目的とする。

《内 容》

- ①対 象 者 職場や家庭での人間関係やストレスのコントロール方法、大切な人を自死で亡くし落ち込んでいる等のこころの悩みや不安がある者
- ②方 法 健康管理センター、西部保健センターを会場に、臨床心理士による個別相談を実施する。

③内 容 年6回、予約制、定員は1回4人、相談時間は1人あたり30分以内
 電話予約時に保健師による事前問診をとる。相談には保健師が同席し、利用できる
 制度の紹介など必要に応じて継続支援を実施する。

④周知方法 広報、ホームページに掲載、チラシの配布

《実 績》

① 会場別実績

会場 年度	健康管理センター		西部保健センター		合計	
	回数	人数	回数	人数	回数	人数
令和元年度	3	8	3	6	6	14
令和2年度	3	11	2	4	5	15
令和3年度	3	9	3	6	6	15
令和4年度	3	10	3	7	6	17

② 相談対象者の年齢

内訳	20歳未満	20～39歳	40～64歳	65歳以上
人数	3	3	8	3

③ 相談対象者・来所者の内訳

内訳	相談対象者		当日の来所状況（件数）			
	男	女	合計	本人のみ	本人と家族	家族
人数	1	16	17	10	4	3

④ 主な相談内容（複数選択あり）

内訳	健康問題 (再掲) 治療中の 精神疾患の 相談	家族 問題	経済・ 生活問題	勤労 問題	他科支援 ケース	その他	
人数	12	1	7	0	0	2	0

⑤ 継続支援の有無

	有	無
人数	2	15

⑥ 相談内容連絡票発行数

	相談内容連絡票
発行数	0

《考 察》

カウンセラーによるこころの健康相談は、新型コロナウイルス感染拡大による相談者数の大きな増減はなかった。カウンセラー相談でも健康問題を抱えた人が一番多く、次いで家族問題となっている。相談者の中には、相談内容から自ら医師の相談ではなく、カウンセラー相談を希望する人もおり、カウンセラーと医師の両方の相談を設け、どちらかを選べる体制になっていることで、相談しやすい状況となっている。また他課からの紹介での利用があり、他課との連携ができています。

(3) 千葉県地域自殺対策強化事業

《目 的》

国からの「地域自殺対策強化交付金」を財源とする「千葉県地域自殺対策強化事業費補助金」を活用し、地域の実情に応じた事業を実施し、地域における自殺対策の強化を図る。

《実 績》

事業名	ゲートキーパー養成研修		
目 的	自殺のサインに気づき、見守り、必要な支援へつなぐことができるように「ゲートキーパー」の役割を担う人材を養成する。		
対 象	教員向け	市民向け（高齢者）	市役所職員
講 師	スクールソーシャルワーカー 武隈 智美 氏 (特定非営利法人ゲートキーパー TONARINNO)	公認心理士 田口 学 氏	公認心理士 田口 学 氏
日 時	令和4年6月22日	令和4年10月6日	令和5年2月6日
参加者数	33人	52人	28人
会 場	オンラインによる実施	中央公民館	オンラインによる実施

《考 察》

ゲートキーパー養成研修は佐倉市自殺対策計画の重点施策に基づき、対象者を決定している。本年度は、重点施策である高齢者と、令和2年より全国的に増加した若年層の自殺者数を鑑み、教育委員会と連携をして教員向けに実施をしている。引き続き、市の重点施策や自殺の現状を分析して研修対象の選定を行い、専門職や地域にゲートキーパーの普及を行っていく。

《実 績》

事業名	こころの健康づくり講演会
内 容	講演 「うつ病とストレスマネジメント」
講 師	東邦大学医療センター佐倉病院 医局長 松崎 淳人 氏
日 時	令和5年3月17日～3月26日
会 場	YouTube によるオンライン開催
参加者数	102人
視聴回数	178回

《考 察》

広くこころの健康づくりを進めるため、毎年講演会を実施している。多くの人に参加しやすいように、会場での実施ではなく、YouTube の配信を用いたオンライン開催を行った。アンケートの結果から、YouTube での受講について「受講しやすい」と回答したものがほとんどであった。また、周知の方法は、小学校の保護者へチラシの配布や、佐倉市 LINE を活用したため、若い世代の参加も多かった。今後も市民が受講しやすいよう、講演会の実施方法を検討していきたい。

(4) 佐倉市自殺対策庁内連絡会議

《目 的》

自殺はその背景に、失業、多重債務、介護等の社会的な要因があることをふまえ、従来からの精神的保健的観点だけでなく、社会的要因に対する対策も含めて、総合的に取り組む必要がある。

そこで、職員が市民の自殺の兆候に気づき、適切な専門家に繋げることができるように関係課による連絡会議を開催する。

《内 容》

出席者	「いのち支える自殺対策計画」に取り組み内容があげられている、14 課・1 関係機関。 健康推進課、企画政策課、市民課、自治人権推進課、債権管理課、高齢者福祉課、社会福祉課、子ども保育課、子ども家庭課、子ども政策課、母子保健課、社会教育課、人事課、商工振興課、社会福祉協議会
開催日	令和 4 年 11 月 15 日（火）13:30～15:30
内 容	・ 佐倉市自殺対策計画、自殺の現状と取り組みについて ・ 自殺対策計画に基づいた各課の取組について

《考 察》

自殺対策計画に基づき各課の取組について発表をし、自殺対策計画における各課の役割を再認識し共有することができた。また、こころと生活を支える「相談先窓口のご案内」リーフレットの内容について各課で検討をし、リーフレットを作成、公共施設に配架することができた。今後も、社会情勢の変化を見極めながら、市民に適切な支援を実施できるように、庁内だけではなく外部の関係機関等との連携を図りながら自殺対策を推進していきたい。

(5) 普及啓発活動

時 期	実施内容
令和 4 年 5 月～ 令和 5 年 3 月	・ 「こころの健康相談」のリーフレットの裏面に相談先の一覧を載せたものを市役所関係課や社会福祉協議会、公共施設、イオンタウンユーカリが丘など 28 か所に配布
令和 4 年 9 月 10 日～16 日 自殺予防週間 (9 月 1 か月間実施)	・ 自殺予防週間ポスターの掲示を市内公共施設、商工会議所等 25 か所に依頼 ・ 「主な相談窓口一覧」チラシを市内公共施設など 20 か所に配布 ・ 各保健センター、市役所、図書館にのぼり旗設置 ・ 図書館にポスターの掲示、佐倉南図書館で啓発コーナーに関連図書の展示 ・ JR 佐倉駅市民まちづくりギャラリーで啓発展示を実施

	<ul style="list-style-type: none"> ・広報にて自殺予防週間について掲載 ・ホームページにて自殺予防週間の特集記事や、心の相談先を掲載 ・千葉県実施の九都市自殺予防強化月間で、ふるさと広場リーフデのライトアップを実施 ・Twitter、佐倉市LINE を用いて啓発実施
<p>令和5年3月 自殺対策強化月間 (3月1か月間実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺対策強化月間ポスターの掲示を市内公共施設、商工会議所等 17 か所に依頼 ・「主な相談窓口一覧」チラシを市内公共施設など 24 か所に配布 ・市役所1階ロビーに啓発コーナー設置（ポスター、パネル、リーフレット、のぼり旗の展示） ・図書館にポスター掲示、志津図書館・夢咲くら館で啓発コーナーに関連図書を展示 ・JR佐倉駅まちづくり市民ギャラリーにて啓発 ・広報、商工会議所の広報にて、自殺対策強化月間について掲載 ・ホームページにて自殺対策強化月間の特集記事や、心の相談先を掲載

《考 察》

自殺対策予防週間では、千葉県実施の九都市自殺予防強化月間で、ふるさと広場のリーフデをライトアップし、併せてSNSでの周知をすることで新たな方法で啓発ができたと考える。令和4年は市内の自殺者の増加がみられている。そのため、国や市内の自殺者等の現状を分析し引き続き、周知啓発を実施していく。また、自殺対策計画の中では、「自殺予防週間・自殺対策強化月間について認識している市民の割合」を増やすことが目標の一つとなっているため、新たな周知啓発方法を検討し、認知度を高めていきたい。

VI 市民の健康

1. 歯科保健啓発事業

根拠法令等	佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例		
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	・よくかんで食べる人の割合	小中高生	31.3% → 50.0%
		60歳代	30.1% → 90.0%
	・6024 達成者の割合		70.1% → 80.0%
	・8020 達成者の割合		53.3% → 60.0%
	・定期歯科健診を受けている人の割合	20歳以上	42.1% → 65.0%

(1) 歯ッピーかみんぐフェア (むし歯予防大会)

《目的》

佐倉市民の口腔衛生知識の啓発普及、及び口腔疾患予防の推進を目的とする。

《内容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実績》

年度	参加人数 (延べ)
30	1,113
元	1,027
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止

(2) よい歯のコンクール

《目的》

歯の健康が優れているかたを表彰することにより、市民が生涯にわたって自分の歯で食べられるよう、歯科疾患予防の正しい知識を普及啓発することを目的とする。

《内容》

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止。

《実績》

年度	高齢者の部 (人)	親子の部 (組)	標語の部 (作品数)
30	15	26	2
元	8	25	2
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		4
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止		

《考察》

令和4年度は、引き続き新型コロナウイルス感染症拡大防止のため歯ッピーかみんぐフェアとよい歯のコンクールともに開催を中止した。今後も歯科医師会とともに8020運動や歯と口の健康づくりの知識の普及啓発のために開催方法や実施内容について検討していきたい。

2. 市民公開講座

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」										
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<p>[こころの健康づくり] ・ ストレスを解消できている人の割合 成人 62.6% → 70.0% 中・高生 54.7% → 70.0%</p> <p>[生活習慣病] (がん検診の項目) ・ がん検診の受診者の割合</p> <table border="0"> <tr> <td>子宮頸がん</td> <td>5.1% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>乳がん</td> <td>11.4% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>胃がん</td> <td>12.0% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>肺がん</td> <td>16.6% → 50.0%</td> </tr> <tr> <td>大腸がん</td> <td>15.2% → 50.0%</td> </tr> </table> <p>[妊娠・出産・周産期] ・ 市もしくは病院のマタニティクラスを受講した人の割合 78.3% → 増加傾向へ</p> <p>[歯と口腔] ・ 定期歯科健診を受けている人の割合 20 歳以上 42.1% → 65.0%</p>	子宮頸がん	5.1% → 50.0%	乳がん	11.4% → 50.0%	胃がん	12.0% → 50.0%	肺がん	16.6% → 50.0%	大腸がん	15.2% → 50.0%
子宮頸がん	5.1% → 50.0%										
乳がん	11.4% → 50.0%										
胃がん	12.0% → 50.0%										
肺がん	16.6% → 50.0%										
大腸がん	15.2% → 50.0%										

《目 的》

健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図るため、ポピュレーションアプローチとして専門家による市民向けの講演を実施している。

《内 容》

- ①対 象 市民 (制限なし)
- ②方 法 業務委託 (印旛市郡医師会佐倉地区・印旛郡市歯科医師会佐倉地区)
- ③内 容 医師並びに歯科医師等の専門家による講演会を実施。
- ④周知方法 こうほう佐倉、ポスター、チラシ、新聞折り込み、ホームページで啓発、併せて保健事業の中で紹介。

《実 績》

① 医科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
30	骨粗しょう症とはどんな病気? ～骨折による寝たきりを防ぐためにできること～	2月24日(日) 音楽ホール 620人
元	おしっこお悩み 119 番	2月23日(日) 音楽ホール 400人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止

② 歯科一覧

年度	テーマ・内容	開催情報
29	歯を守る食事がからだを守る	6月11日（日）志津公民館 120人
30	小出監督と歯科医師から贈る豊かな未来のためにできること Ⅰ部 小出監督から学ぶ夢の実現 Ⅱ部 豊かな人生を送るための秘訣	6月3日（日）志津公民館 111人
元	大きないびき よく寝ている証拠？ 歯並びと関係？	6月23日（日）志津公民館 70人
2	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画無し	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
3	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	新型コロナウイルス感染症 拡大防止のため中止
4	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催中止、企画なし	コロナウイルス感染症拡大 防止のため中止

《考 察》

令和4年度は、令和3年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、医科・歯科とも中止となった。

令和元年度までの医師会及び歯科医師会の講演会は、多くの市民が参加したことから、市民の健康に関する関心度の高さがうかがえる。

今後開催する講演会についても、多くの方が参加して頂ける内容を検討し実施する。

3. 食生活改善推進員事業

根拠法令等	食育基本法 第二十二條 2
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 肥満・やせの割合：20～60 歳代男性の肥満者 27.0% → 減少 <li style="padding-left: 2em;">40～60 歳代女性の肥満者 19.2% → 15.0% <li style="padding-left: 2em;">20 歳代女性のやせの者 17.1% → 15.0% <li style="padding-left: 2em;">40 歳代男性の肥満者 20.8% → 減少 ・ 主食・主菜・副菜を組み合わせた食事が 1 日 2 回以上の日がほぼ毎日の人の割合 59.1% → 80.0% ・ 朝食を必ず食べる人の割合 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加、40 歳代 81.6% → 増加 ・ 食事を一人で食べる子どもの割合 「朝食」：小学生 35.6% → 減少、中学生 43.7% → 減少 「夕食」：小学生 2.7% → 減少

(1) 食生活改善推進員養成講座

《目的》

健全な食生活の普及・啓発を通じた、市民の健康づくりの自主的なボランティア活動を行う食生活改善推進員を養成することを目的に「食生活改善推進員養成講座」を開催する。

《内容》

- ① 対象者：市民 (65 歳未満)
- ② 開催時期：令和 4 年 9 月～令和 4 年 12 月 場所：健康管理センター
- ③ 周知方法：地区回覧、佐倉市のホームページに掲載、広報さくら、ポスター掲示
- ④ カリキュラム：下記のとおり

課	学習内容	時間	講師
1	オリエンテーション・グループワーク	9:30～9:55	栄養士
	佐倉市の健康状況と健康増進計画「健康さくら 21(第 2 次)」 について、佐倉市の保健事業について	10:00～ 10:55	保健師
	身体活動と運動習慣のある生活 佐倉オリジナル体操の実技	11:00～12:00	〃
2	食生活の現状と課題	9:30～10:00	栄養士
	食事バランスガイドについて	10:05～10:55	〃
	食育の推進、食育推進計画について	11:00～12:00	〃
3	栄養の基礎知識、食品成分表の使い方	9:30～10:40	栄養士
	調理の操作、調理の基本、食品衛生	10:45～11:20	〃
	手洗い実習・塩分測定	11:30～11:50	〃
4	体組成測定	9:30～9:40	栄養士
	健康づくりと生活習慣病の予防	9:45～10:50	保健師
	高齢期からの健康づくり	10:55～12:00	〃

5	生活習慣病予防の食生活について 適正体重、必要エネルギー量の算出	9:30～11:30	栄養士 〃
6	歯と咀嚼、歯周病予防	9:30～10:10	歯科衛生士
	佐倉市の食生活改善推進員活動について	10:15～11:15	栄養士
	修了証授与式	11:15～11:30	〃
	佐倉市食生活改善推進協議会について	11:30～11:50	推進員
	事務連絡	11:50～12:00	栄養士

《実績》

令和4年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のためカリキュラムの一部を変更して開催した。

年度・地区別参加者と修了者

(単位：人)

	佐倉	臼井	志津	根郷	和田	弥富	千代田	合計	修了者数	修了率%
平成30年度	0	0	3	2	0	1	3	9	6	67.0
令和元年度	1	5	6	2	0	0	1	15	11	73.0
令和2年度										
令和3年度	0	0	2	0	0	0	1	3	3	100
令和4年度	7	1	7	0	0	0	0	15	15	100

(2) 食生活改善推進員研修

《目的》

食生活改善推進員が、地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上で必要な知識・技術に関する研修を行い、推進員の資質の向上を図る。

《内容》

- ① 対象者：食生活改善推進員
- ② 内容：テーマ「健康長寿を目指して」

《実績》

合同研修会

場所：健康管理センター 時間 13:30～16:00

- ・5月 47名(77.0%) 委嘱状交付、令和3年度活動報告、令和4年度研修日程・研修内容
- ・6月 48名(78.7%) 佐倉市食生活改善推進員活動を行うための確認事項・支部打合せ
- ・3月 43名(70.5%) 講演「コロナ禍で健康を維持するための運動

～運動効果を高めるタイミングと食事について」

講師 順天堂大学大学院 スポーツ健康科学研究科教授 町田 修一 先生

地区研修会

場所：健康管理センター、西部保健センター、南部保健センター 9:30～11:00

9月52名(85.2%) 健康長寿を目指してパート1

高齢期の健康づくりのポイント 佐倉市オリジナル体操

11月49名(80.3%) 健康長寿を目指してパート2

口腔ケア、高齢期の栄養と食生活

2月46名(75.4%) 佐倉市オリジナル体操、年間の反省

健康さくら21（第2次）や食育推進計画の目標達成に向けた活動を効果的に行うため、全支部から希望者を募り、プロジェクト活動を実施した。

	活動PRセロリ	媒体作成 とまとの会	料理研究会 さざんか
目的	・市のイベントに参加し、パネルやチラシによる活動紹介及びレシピ配布を行うことで、市民へ食生活改善推進員をPRする。	・活動で利用できる媒体を作成し、活動で実際に活用する。	・野菜を使った簡単にできる、栄養バランスが整ったレシピを研究し、考案したレシピを地区活動やレシピ配布を通して市民に広く普及させる。
回数	3回	7回	5回
活動推進員	15人	40人	34人
活動内容・実績	<p>① 10月10日（月） スポーツフェスティバル 岩名運動公園陸上競技場 ・野菜に関するリーフレットと野菜を使った料理レシピを配布 ・130人、310枚配布</p> <p>② 10月16日（日） 佐倉市防災訓練 小竹小学校 ・備蓄に関するリーフレットと備蓄食品を利用した防災食レシピを配布 ・50人、280枚配布</p>	<p>① 志津図書館に、定期的にテーマを変えて掲示物とレシピを配架した。 ・朝食を食べよう。 簡単朝食レシピ（6品） ・旬の野菜を紹介 旬の野菜レシピ（4品） ・防災に備えよう。 お湯ポチャクッキング（4品） 720枚配布</p> <p>② 美味しいブックトーク ・本の中に出てくる料理の紹介 「ぎょうざつくれたの」からぎょうざを紹介し、YouTube、市内小中学校の図書室で書籍の紹介と給食でぎょうざを提供した。</p>	<p>季節ごとに旬の野菜を使ったレシピの作成検討会 ・季節ごとに3品の野菜レシピを作成</p> <p>① 推進員活動に使用できるように冊子を作成 ② チャレンジ！マイヘルスプランの参加賞と一緒にレシピを配布</p>

(3) 食生活改善推進員地区活動

《目的》

市民が健康で明るい生活を営むことを目的に、健全な食生活の普及・啓発を図るため、食生活改善推進員活動を推進している。食生活改善推進員が地域で食生活の改善や健康づくり等の地区活動を展開していく上での活動内容や試食・調理実習の献立に対する指導やアドバイスをを行い、食生活改善推進員活動を支援する。

《内容》

- ① 対象者：市民
- ② 方法：食生活改善推進員が6支部（佐倉、臼井・千代田、志津A、志津B、根郷・和田、弥富）に分かれ、自主的な活動と行政への支援活動を通して、各地区の実態に合わせた内容で地区活動を行う。
- ③ 場所：保健センター、自治会館、公民館等

- ④ テーマ：「健康さくら 21（第2次）」の目標に向かって、地域の健康づくりと食育を推進しよう
1. 生活習慣病予防の食事を普及（主食・主菜・副菜を揃えよう）
 2. ライフステージ別の食育を推進（朝食を食べる習慣をつけよう）
- ⑤ 周知方法：こうほう佐倉におおよそ1か月前に掲載、ポスター及びチラシの配布
- ⑥ 内容：生活習慣病予防のための普及活動、薄味習慣の定着化活動、親子の食育活動、野菜の摂取量を増やすための料理普及等

《実績》

年度別、地区別推進員数と活動状況

(単位：人)

年 度	地 区	佐倉	白井 千代田	志津		根郷	和田	弥富	合 計
				A支部	B支部				
30 年 度	委嘱推進員数	20	20	17	27	16	6	6	112
	活動日数(日)	6	10	9	42	13	6	8	94
	参加者延べ数	89	185	143	971	458	109	233	2188
	活動推進員延べ数	43	40	47	122	59	26	39	376
年 度	地 区	佐倉	白井 千代田	志津		根郷 和田	弥富	合 計	
				A支部	B支部				
元 年 度	委嘱推進員数	17	12	12	20	15	7	83	
	活動日数(日)	6	10	6	36	13	7	78	
	参加者延べ数	143	183	88	719	491	104	1728	
	活動推進員延べ数	51	41	35	90	51	41	309	
2 年 度	委嘱推進員数	14	14	12	20	17	7	84	
	活動日数(日)	/	/	/	/	/	/	/	
	参加者延べ数	/	/	/	/	/	/	/	
	活動推進員延べ数	/	/	/	/	/	/	/	
3 年 度	委嘱推進員数	10	12	9	14	15	7	67	
	活動日数(日)	/	/	/	/	/	/	/	
	参加者延べ数	/	/	/	/	/	/	/	
	活動推進員延べ数	/	/	/	/	/	/	/	
4 年 度	委嘱推進員数	9	10	9	14	12	7	61	
	活動日数(日)	0	0	2	0	0	0	2	
	参加者延べ数	0	0	43	0	0	0	43	
	活動推進員延べ数	0	0	2	0	0	0	2	

(※出前健康講座による活動については、2. 健康教育「出前健康講座」にも重複計上する)

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の感染予防対策として、会場レイアウト、タイムスケジュールに配慮しながら事業を開催した。食生活改善推進員養成講座についても同様の対応としていたが、講座開催時感染状況が拡大したことを踏まえ、予定していた調理実習を中止し、カリキュラムを一部変更した内容で講座を行った。修了後のアンケートでは、調理実習が中止になり残念という意見の一方で、感染対策が徹底され安心して参加できたという意見も聞かれ、出席率が高かった要因の一つとも考えられる。

地区組織活動の実施が難しい中、プロジェクト活動が盛んに行われ、市内直売所、図書館等、他課・他機関との連携を取りながら多様な活動を行うことができた。地区組織活動では、従来の活動に加えこれら活動の経験を活かし、活動方法や内容をより充実させた地区組織活動が行われるように引き続きサポートしていきたい。

また、佐倉市健康増進計画「健康さくら 21（第2次）【改訂版】」や「第3次佐倉市食育推進計画」に基づき、食生活に関する様々な普及啓発活動に取り組んでいけるように、推進員の養成と知識や技術の向上に努めたい。

4. その他啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本 21」、「健やか親子 21」
健康さくら 21 (第 2 次) 【改訂版】目標値 (市の現状) → (目標値)	<p>[栄養・食生活]</p> <ul style="list-style-type: none"> 朝食を必ず食べる人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 男性：20 歳代 64.0% → 増加、30 歳代 43.8% → 増加 女性：20 歳代 71.4% → 増加、30 歳代 70.9% → 増加 40 歳代 81.6% → 増加 <p>[身体活動・運動]</p> <ul style="list-style-type: none"> 運動を習慣化 (30 分週 2 回以上もしくは週 1 回 1 時間以上) している人の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 20～64 歳男性 29.0% → 36.0%、20～64 歳女性 24.3% → 33.0% 65 歳以上男性 37.4% → 58.0%、65 歳以上女性 40.1% → 48.0% <p>[たばこ]</p> <ul style="list-style-type: none"> 受動喫煙 (行政機関・医療機関) の機会を有する者の割合 (新設目標) <ul style="list-style-type: none"> 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% COPD を認知している人の増加 (新設目標) 24.9% → 80.0% <p>[アルコール]</p> <ul style="list-style-type: none"> 適正飲酒量を認識している人の割合 <ul style="list-style-type: none"> 1 合程度と答えた成人 64.9% → 100% <p>[生活習慣病]</p> <ul style="list-style-type: none"> メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

個別の保健事業の対象者枠を超えた、全市民の健康づくりに関する意識向上と普及啓発を図ることを目的として、平成 24 年度に「健康さくら 21 (第 2 次)」を策定し、関係所属の行事や地域行事を協働実施して計画の推進と周知を図っている。

計画の基本理念である「市民が主役～みんながつくる健やかまちづくり～」を柱に、開催年度ごとのテーマを「健康さくら 21 (第 2 次)」の年度別重点活動分野と関連させることで、啓発事業として事業効果の拡大を図る。

《内 容》

「さくらスポーツフェスティバル」

- ・対象：市民 (制限なし)

《実 績》

年度	テーマと副題	会場・開催日	参加者数
30	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1 に運動 2 に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10 月 8 日 (月)	131 人

令和 元	～今日から始める健康な生活習慣～ 「1に運動 2に食事 しっかり禁煙 最後にクスリ ～健康寿命をのばしましょう～」	岩名運動公園 陸上競技場 10月14日（月）	台風 により 中止
令和 2	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロ ナウイル ス感染症 の影響で 中止
令和 3	新型コロナウイルス感染症の影響で開催中止により、企画なし		新型コロ ナウイル ス感染症 の影響で 中止
令和 4	～はじめよう家族そろって健康・体力づくり～	岩名運動公園 陸上競技場 10月10日（月）	130人

《考 察》

「さくらスポーツフェスティバル」での啓発は、明治安田生命とタイアップした内容で、ベジチェック（野菜の摂取量を測るツール）や血管年齢測定を実施した。測定は年齢や性別を問わず、子どもから年配の方まで様々な方が参加した。測定後には野菜のフードモデルやレシピを見ている方も多く、自身の健康づくりに関する意識向上のきっかけとなったと考える。今後もより多くの方に普及・啓発できるよう、開催方法等について検討していく。

5. マイヘルスプラン普及啓発事業

根拠法令等	健康増進法、「健康日本21」、「健やか親子21」
健康さくら21（第2次） 【改訂版】目標値 （市の現状）→（目標値）	[栄養・食生活] ・朝食を必ず食べる人の割合（新設目標） 男性：20歳代 64.0% → 増加、30歳代 43.8% → 増加 女性：20歳代 71.4% → 増加、30歳代 70.9% → 増加 40歳代 81.6% → 増加 [身体活動・運動] ・運動を習慣化（30分週2回以上もしくは週1回1時間以上）している人の割合（新設目標） 20～64歳男性 29.0% → 36.0%、20～64歳女性 24.3% → 33.0% 65歳以上男性 37.4% → 58.0%、65歳以上女性 40.1% → 48.0% [たばこ] ・受動喫煙（行政機関・医療機関）の機会を有する者の割合（新設目標） 行政機関 7.5% → 0% 医療機関 5.3% → 0% ・COPDを認知している人の増加（新設目標） 24.9% → 80.0% [アルコール] ・適正飲酒量を認識している人の割合 1合程度と答えた成人 64.9% → 100% [生活習慣病] ・メタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合 27.1% → 18.7%

《目 的》

市民一人ひとりが、自らの健康に関心を持ち、主体的に健康づくりに取り組むことで「健康なまち佐倉」の実現を目指している。市民が健康に関心を持ち、健康づくりに共に参加し、意識を高めていただくとともに、市民から発信された健康づくりの輪を広げていくことを目的とする。

*マイヘルスプランとは…健康を脅かす多くの疾病は遺伝要因、環境要因（生活習慣を含む）により発症すると言われている一方、ある疾患に罹患しやすい遺伝要因を持っていても、生活習慣を変えることで予防できるとも言われている。疾患の予防には皆、一律の健康プランではなく、市民一人ひとりの遺伝、環境、生活習慣等様々な背景に合わせた、個別化ヘルスプランが必要と考えられており、そのような「自分で創る 自分だけの健康プラン」のことを「マイヘルスプラン」と言う。

《内 容》

- ① 事業の名称 「チャレンジ！マイヘルスプラン2022」
- ② 対象者 佐倉市在住のかた、在勤のかた
- ③ 実施内容

実施コース：「ひとりでチャレンジ」「2人でチャレンジ」の2コースから選択。

実施期間：8月1日～30日、9月1日～30日、10月1日～30日、11月1日～30日の4つの期間から選択。

実施内容：参加者は実施コース、実施期間を選択したら、参加者が実現可能な「マイヘルスプラン」（健康プラン）を決めて30日間取り組む。また、「自分の健康を守るための行動」（健康診断や人間ドック、予防接種や健康に関する講演会の参加等）にも取り組み、それら結果を記録票へ記入する。

参加方法：「マイヘルスプラン」への取り組みは1日1ポイントで10ポイント以上、または、歩数を記録する場合は合計6万歩以上、かつ「自分の健康を守るための行動」への取り組みは1つにつき1ポイントで1ポイント以上、合計11ポイント以上で「チャレンジ！マイヘルスプラン2022」に参加可能。

参加賞等：参加されたかた全員に参加賞をプレゼント。

また、団体での取り組み（学校全体や企業全体での取り組みなど）や工夫の見られる取り組みについては特別賞として表彰。

④ 周知方法

佐倉市ホームページにて周知した。また、市内保育園、幼稚園、小学校を通して記録票を配布し周知を行った。記録票は、各保健センター、公民館、図書館、コミュニティーセンター、イオンタウン（市のチラシ設置場所）で配布の他、ホームページよりダウンロードできるようにした。

《実績》

① 参加者数：723名

② 過去の実績

	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2018	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2019	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2020	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2021	チャレンジ！ マイヘルスプラン 2022
幼児	119	115	134	105	104
小学生	623	611	171	285	346
中学生	11	11	8	5	3
成人	161	321	217	358	270
計	914	1,058	530	753	723
団体表彰 (最優秀賞)	下志津小学校 染井野小学校 和田幼稚園	根郷保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	馬渡保育園 白銀小学校	臼井保育園 白銀小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部	臼井保育園 山王小学校 生命の貯蓄体操 普及会佐倉支部

③ 参加者の内訳

	ひとりでチャレンジ	2人でチャレンジ	計
幼児	100	4	104
小学生	272	74	346
中学生	0	3	3
成人	177	93	270
計	549	174	723

③ 団体表彰

最優秀団体賞 山王小学校、臼井保育園、生命の貯蓄体操普及会佐倉支部

優秀団体賞 白銀小学校、和田小学校、岩渕薬品株式会社

八幡台クラブ

努力賞

寺崎小学校・染井野小学校、
佐倉保育園、北志津保育園、南志津保育園、馬渡保育園

《考 察》

新型コロナウイルス感染症の影響で小学生の参加者が減少していたが、養護教諭が出席する会議等で周知を行い、小学生の参加が徐々に増加している。また、今年度は、2つの商業施設（1つは新規）の協力が得られ、健康チェックコーナーや野菜摂取量チェックコーナーにマイヘルスプラン記録票を設置した。

今後も幅広い年代に対して、積極的な啓発ができるよう検討していきたい。

参加者のアンケート結果より、未回答数を除き、この取り組みについては「自ら取り組んだ」と答えた者が約72%、「誰かに言われて取り組んだ」と答えた者が約28%であった。一方、取り組んだ結果、約86%は「その取り組みが生活習慣になった」と答えており、約92%は「取り組みを今後も継続できそう」と答えている。参加者の多くは本事業をきっかけにその取り組みを習慣とし、更にこれからも継続できると答えている。本年度は、市民が健康に関心をもち、健康づくりに取り組むきっかけとなっている。

VII 地域医療

1. 休日夜間等救急医療事業

(1) 休日夜間急病診療所

根拠法令等	佐倉市休日夜間急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、佐倉市健康管理センター内の休日夜間急病診療所により、休日夜間の医療体制を確保する。

《内容》

区分	夜間
診療時間	午後7時～午後10時
場 所	休日夜間急病診療所
診 療 日	休日（日曜・祝日・年末年始）
診療科目	内科・歯科（※歯科診療については、令和4年11月1日より廃止）

◎休日夜間急病等診療所（健康管理センター内）の実績

年度	日数（日）	内科	歯科
平成30年度	73	426人	65人
令和元年度	76	409人	68人
令和2年度	72	49人	25人
令和3年度	72	73人	20人
令和4年度	72	69人	7人

<内科>

① 診療日数 72日（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

② 受診者数 69人（1日平均 0.96人）

③ 時間帯別

時間帯	受診者数（人）	割合（%）
19時台	30	43.5
20時台	22	31.9
21時台	17	24.6
合計	69	100.0

④ 症状別

順位	症状	受診者数（人）	割合（%）
1	即時入院が必要で来院してよかった	3	4.3
2	症状からみて深夜受診も納得できる	44	63.8
3	治療を要するが明日でもよい	18	26.1
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	4	5.8
合計		69	100.0

⑤ 年齢別

年齢（歳）	受診者数（人）	割合（%）
15～19	12	17.4
20～29	11	15.9
30～39	13	18.8
40～49	6	8.7
50～59	3	4.3
60～69	8	11.6
70以上	16	23.2
合計	69	100.0

⑥ 居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合 (%)
市内	佐 倉	9	13.0
	臼 井	12	17.4
	志 津	21	30.4
	根 郷	7	10.1
	和 田	0	0
	弥 富	0	0
	千代田	4	5.8
市外	印旛郡内	9	13.0
	県 内	6	8.7
	県 外	1	1.4
合計		69	100.0

⑦ 二次病院搬送状況 0件 紹介状 4件

⑧ 疾病別

分類番号	疾病分類	受診者数 (人)	割合 (%)
1	伝染性	19	27.5
2	呼吸器系	13	18.8
3	消化器系	14	20.3
4	皮膚及び皮下組織	7	10.1
5	神経及び感覚器	5	7.2
6	循環器系	5	7.2
7	その他	6	8.7
合計		69	100.0

< 歯科 >

【歯科診療の廃止について】

- ・ 佐倉市内で休日や夜間に診療を行う歯科医院の増加
- ・ 佐倉市休日夜間急病診療所における歯科受診者数の減少
- ・ 佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療設備の老朽化

以上の理由から、印旛郡市歯科医師会佐倉地区と協議のうえ、令和4年11月1日より、佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療を廃止とした。

① 診療日数 40日 (令和4年4月1日～令和4年10月31日)

当初予定していた診療日数は72日だが、令和4年11月1日より、休日夜間急病診療所の歯科診療が廃止となったため、令和4年4月1日から令和4年10月31日までの診療となっている。

② 受診者数 7人 (1日平均 0.18人)

③ 時間帯別

時間帯	受診者数 (人)	受診割合 (%)
19時台	1	14.3
20時台	4	57.1
21時台	2	28.6
合計	7	100.0

④症状別

順位	症状	受診者数 (人)	割合 (%)
1	即時来院が必要で来院して良かった	0	0
2	症状からみて深夜受診も納得できる	5	71.4
3	治療を要するが明日でもよい	1	14.3
4	放置又は自宅加療で十分、来院の必要がない	1	14.3
合計		7	100.0

⑤年齢別

年齢 (歳)	受診者数 (人)	割合 (%)
0	0	0
1～5	0	0
6～14	0	0
15～19	1	14.3
20～29	0	0
30～39	1	14.3
40～49	3	42.9
50～59	0	0
60～69	1	14.3
70以上	1	14.3
合計	7	100.0

⑥居住地別

居住地		受診者数 (人)	割合 (%)
市内	佐 倉	0	0
	臼 井	0	0
	志 津	2	28.6
	根 郷	0	0
	和 田	0	0
	弥 富	0	0
	千代田	2	28.6
市外	印旛郡内	2	28.6
	県 内	1	14.3
	県 外	0	0
合計		7	100.0

⑦二次救急医療機関搬送状況 0 件

(2) 休日当番医

《目 的》

日曜、祝日、年末年始は、ほとんどの医療機関が休診となるため、休日の昼間と夜間に、各医療機関の在宅輪番制により医療体制を確保する。

《内 容》

区分	昼 間	夜 間
診療時間	午前 9 時～午後 5 時	午後 7 時～午後 10 時
場 所	市内医療機関	市内医療機関
診 療 日	休日 (日曜・祝日・年末年始)	休日 (日曜・祝日・年末年始)
診療科目	内科・外科・歯科	外科

《実績》

(人)

		区分	平成30年度	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度
昼間	休日当番	内科	2,704	2,851	891	884	1,162
		外科	768	834	633	588	606
		歯科	249	281	196	224	195
夜間	休日夜間当番	外科	148	150	128	110	105
合計			3,869	4,116	1,848	1,806	2,068

《考察》

当市における救急医療体制は、現在、初期救急医療体制として休日当番医制及び休日夜間急病診療所を実施している。また、二次救急医療体制として、印旛郡市広域市町村圏事務組合において病院群輪番制を実施している。

さらに、印旛郡市内の三次救急医療体制としては、成田赤十字病院と日本医科大学千葉北総病院が救命救急センターに指定され対応している。

新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、休日夜間急病診療所（内科・歯科）においては、発熱外来を行うだけの装備・設備が確保できず、院内感染のリスクがあるため、発熱症状を有し、新型コロナウイルス感染症の疑いが強い受診希望者に関しては、千葉県の発熱相談コールセンターを通じて受診するように案内した。

休日夜間急病診療所（内科）においては、インフルエンザの検査に関し、飛沫感染のリスクが高いことから、院内感染を避けるため、行わないこととした。

休日夜間急病診療所（歯科）においては、①市内で、休日や夜間に診療を行う歯科医院の増加、②佐倉市休日夜間急病診療所における歯科受診者数の減少、③佐倉市休日夜間急病診療所の歯科設備の老朽化、以上の理由から、印旛郡市歯科医師会佐倉地区と協議のうえ、令和4年11月1日より、佐倉市休日夜間急病診療所の歯科診療を廃止とした。

令和4年度の休日当番医の全体受診者数は、前年比114.5%と、若干の増加傾向となっている。科目別では、休日当番医内科は前年比131.4%、休日当番医外科は前年比103.1%に増加している。一方で、休日当番医歯科は前年比87.1%、休日夜間当番医外科は前年比95.5%と減少している。

令和4年度の佐倉市休日夜間急病診療所の内科受診者数は、前年比94.5%の減少。令和4年度の佐倉市休日夜間急病診療所の歯科受診者数は、前年度と診療日数等が異なるため、一概に比較はできないが、前年度比令和3年度の診療所歯科は実診療日数43日で受診者20人（1日平均受診者数0.47人）、令和4年度は診療日数39日で受診者7人（1日平均受診者数0.18人）であり、1日平均受診者数は、減少傾向にあった。

2. 小児初期急病診療所事業

根拠法令等	佐倉市小児初期急病診療所の設置及び管理に関する条例
-------	---------------------------

《目的》

平成14年10月1日より印旛郡内唯一、翌朝まで受診可能な毎夜間の診療所を健康管理センター内に設置し、初期救急医療及び二次救急医療機関等との連携を印旛市郡医師会の協力により確保して、子育て世帯への安心の提供を目的とする。

《内容》

診療日	月曜日～土曜日	日曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)
診療時間	午後7時～翌朝6時	午前9時～午後5時、午後7時～翌朝6時
場所	印旛市郡小児初期急病診療所(佐倉市健康管理センター内)	
診療科目	小児科	

《実績》

① 診療日数 365日(令和4年4月1日～令和5年3月31日)

② 受診者数 3,917人(一日平均 10.7人)

ア. 時間帯別(人)

時間帯	9～13時	13～17時	19～22時	22～24時	0～4時	4～6時	合計
受診者数(人)	799	504	1,519	499	498	98	3,917
割合(%)	20.4	12.9	38.8	12.7	12.7	2.5	

イ. 年齢別(人)

年齢	0歳	1～4歳	5～14歳	15歳	合計
受診者数(人)	479	2,009	1,398	31	3,917
割合(%)	12.2	51.3	35.7	0.8	

居住地別(人)

地域と内訳					受診者数(人)	割合(%)
佐倉市内					1,575	40.2
印旛郡内	成田市	53	白井市	50	2,077	53.0
	四街道市	905	酒々井町	90		
	八街市	351	富里市	82		
	印西市	526	栄町	20		
県内	千葉市	66	八千代市	22	170	4.3
	船橋市	18	他県内	64		
県外					95	2.4
合計					3,917	

③二次救急医療連携状況

紹介・搬送先	所在地	件数	合計
東邦大学医療センター佐倉病院	佐倉市	25	150
独立行政法人国立病院機構下志津病院	四街道市	18	
日本医科大学千葉北総病院	印西市	8	
成田赤十字病院	成田市	74	
その他（聖隷佐倉市民病院、東京女子医大等）	—	25	

④ 疾病状況

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
呼吸器系	85	127	88	320	169	159	150	126	167	165	93	113	1,762
消化器系	60	88	67	78	53	47	42	69	148	160	88	55	955
代謝性	0	1	6	2	1	0	2	1	8	3	0	2	26
感染性	3	6	2	21	17	3	7	3	8	16	15	14	115
免疫・アレ	38	51	38	51	45	42	78	54	31	28	25	36	517
神経系	4	1	4	11	13	19	2	12	10	10	8	8	102
耳鼻咽喉	0	6	1	3	1	3	7	2	3	1	3	4	34
皮膚系	4	2	2	4	4	3	2	4	4	5	3	5	42
泌尿・生殖	3	0	4	3	4	3	2	3	4	4	4	4	38
眼	0	2	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	9
その他	18	24	21	47	45	34	19	26	19	27	19	18	317
合計	215	308	234	541	353	314	311	300	402	420	259	260	3,917

※1 その他：誤飲・歯科・外科系疾患等

※2 疾病動向は分類上、同一患者で複数件含む場合がある。

⑤分類内訳

【呼吸器系疾患】

感冒、上気道炎、咽頭炎、喉頭炎、扁桃炎、気管支炎、喘息様気管支炎、肺炎、気管支拡張症、気胸、クループ等

【消化器系疾患】

口内炎、口角炎、胃炎、腸炎、虫垂炎、腸閉塞（イレウス）、腸重積、肝炎、鼠形ヘルニア、便秘、血便、腹症、流行性嘔吐、下痢症、いつ乳、新生児メレナ（下血）、幽門狭窄、驚口瘡、口唇ヘルペス、口内カンジダ、乳糖不耐症等

【免疫・アレルギー性疾患】

喘息、気管支喘息、アトピー性皮膚炎、蕁麻疹、ストロフルス、薬物アレルギー、食物アレルギー、アレルギー性鼻炎、単核球症等

【感染性疾患】

麻疹、風疹、感染性紅斑（りんご病）、突発性発疹、水痘、帯状疱疹、手足口病、流行性耳下腺炎、咽頭結膜症、インフルエンザ、ヘルパンギーナ、ヘルペス、百日咳、ブドウ球菌感染症、溶連菌感染症、真菌症、ムンプス、髄膜炎、敗血症、川崎病、蜂窩織炎、臍炎等

【代謝性疾患】

アセトン血性嘔吐症、頻回嘔吐、脱水症、熱中症、熱射病等

【耳鼻咽喉疾患】

中耳炎、外耳炎、副鼻腔炎、鼻出血等

【皮膚系疾患】

湿疹、汗疹、オムツかぶれ、点状出血、びらん、膿痂疹、薬疹、湿出性紅斑、咬虫症（虫刺され）、痒疹、とびひ等

【神経性疾患】

てんかん、熱性痙攣、ひきつけ、熱性せん妄等

【泌尿・生殖器系疾患】

尿路感染症、ネフローゼ症候群、血尿、腎盂腎炎、膀胱炎、亀頭包皮炎、陰門腫炎、カンジダ等

【眼疾患】

結膜炎、眼瞼炎等

【その他】

精神疾患（過換気症候群等）、血液疾患（血管性紫斑病等）、循環器系疾患（起立性調節障害等）、内分泌疾患、歯科疾患、外科疾患（肘内障、口唇裂傷含む）、リンパ節炎、低体温、低酸素、低血圧、低血糖、意識障害、チアノーゼ、発熱、頭痛、その他分類にないもの

《考 察》

受診者については、概ね4割が佐倉市内からの受診となっており、9割以上が印旛管内からの受診となっていることなどから、地域の中では重要な役割を担っていることがわかる。

令和4年度の受診者数については、新型コロナウイルス感染症流行前の受診者数からは大幅な減少となっているが、前年度と比較し増加している。

また、受診者の年齢をみると0歳から4歳までで6割以上を占めていることから、特に、夜間に症状が急変しやすい乳幼児の保護者に安心を提供しているものと考えられる。

受診者数については、胃腸炎やインフルエンザなど流行性の疾患のまん延状況により大きく変わるが、概ね96%の患者については、二次救急医療機関への搬送にいたらず、小児初期急病診療所で処置を行っている状況であり、初期救急としての機能を十分に果たしていると考えられる。

さらに、当診療所はその場で処置を行うケースだけでなく、別施設への搬送を行うケースの選別などの役割も担っており、重篤患者等その場で処置が出来ない患者については、二次救急医療機関等で対応している。

なお、令和5年4月1日より夜間の診療時間が23時までになるため、診療時間外はこども急病電話相談を案内する等、保護者が安心してこどもの急病に対応できるよう周知を行っていく必要がある。

3. 訪問歯科事業

根拠法令等	佐倉市訪問歯科事業実施要綱 佐倉市歯と口腔の健康づくり推進条例
歯科口腔保健基本計画 目標値	(現状値)→(目標) ・佐倉市訪問歯科診療を認知している人の割合 要介護者 15.6%→60% ・かかりつけ歯科医がある人の割合 障害(児)者 66.7%→80% 要介護高齢者 66.7%→75%

《目的》

在宅療養者等で歯科医院への通院が困難な方に対し、訪問による歯科診療及び歯科保健指導を実施し、生活の質の維持・向上を図る。

《内容》

- ①対象 市内に在住する概ね 65 歳以上で寝たきりあるいはそれに近い状態、かつ歯科通院が困難な方。
- ②内容 ア.入れ歯の修理・調整や作成
イ.むし歯の応急処置など
- ③従事者 歯科医師、歯科衛生士等
- ④費用 保険診療による自己負担額
- ⑤協力医療機関数 市内 32 医院

《実績》

①年齢別・男女別申込者数 (人)

	男	女	合計
75～79 歳	0	1	1
80～84 歳	1	0	1
85～89 歳	1	0	1
90 歳以上	0	1	1
合計	2	2	4

②年齢別診療内容の内訳 (複数回答) (人)

	義歯 作成 修理 調整	補綴 処置	むし 歯治 療	歯周 治療	口腔 清掃
75～79 歳	1	0	0	0	0
80～84 歳	0	0	0	0	1
85～89 歳	1	0	1	0	1
90 歳以上	1	0	0	0	0
合計	3	0	1	0	2

③ 年度別・職種別訪問回数(事前調査含む)

(人)

	患者人数	訪問回数	患者1人あたり 平均訪問回数	歯科医師 訪問回数	歯科衛生士 訪問回数
平成30年度	12	50	4.2	42	50
令和元年度	11	33	3.0	29	33
令和2年度	8	29	3.6	27	29
令和3年度	9	31	3.4	29	31
令和4年度	4	21	5.3	21	21

④ 訪問口腔衛生指導

	人数	延訪問回数
平成30年度	3	3
令和元年度	3	3
令和2年度	0	0
令和3年度	0	0
令和4年度	1	1

《考 察》

介護保険制度の導入に伴い、在宅療養者を対象とする歯科診療体制の整備が進み、民間の訪問歯科専門医院や個人歯科医院による在宅での診療が増えてきていることから、市の事業を利用する患者数が減少傾向にある。事業の見直しを行い、平成28年度から市が診療所を運営するのではなく、協力歯科医院が実施主体となる訪問歯科事業を実施した。

佐倉市歯科口腔保健基本計画中間評価から、訪問歯科診療の利用率が施設入所者で高く、在宅療養者で低い状況だったことから、今後も引き続き、診療が必要な在宅療養者を歯科受診につなげるための啓発、協力歯科医院の支援に努める。

VIII 各種委員会名簿

佐倉市地域保健医療協議会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	滑川 尚史	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	遠山 正博	医師	
	川島 重信	医師	
	古谷 正伸	医師	
	伊藤 加寿子	医師	
	吉田 友英	医師	
	有田 誠司	医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	四方田 英二	薬剤師	
	安田 浩文	薬剤師	
	野田 秀平	千葉県印旛保健所 所長	
	渡邊 敏行	佐倉市八街市酒々井町消防組合消防長	

※委員の委嘱後、開催が無いため、会長、副会長が決まっていない。

予防接種専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月25日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	医師	
副委員長	澤井 清	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	越部 融	医師	

開催日	内容	出席人数
令和5年1月31日	令和3年度予防接種実施状況 令和5年度変更事項 四種混合ワクチンについて ヒトパピローマウイルス感染症ワクチンについて	3名

健診専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	鹿野 純生	医師	
副委員長	滑川 尚史	医師	
	岡田 修	医師	
	古谷 正伸	医師	
	高橋 具視	医師	
	菅谷 義範	医師	
	小林 達也	医師	
	鈴木 啓悦	医師	

開催日	内容	出席人数
令和4年11月1日付 書面開催（郵送）	令和3年度実施状況 令和4年度前立腺がん検診実施状況 感染防止対策	8名
令和5年3月17日	令和4年度の実施状況報告（暫定値） 令和5年度各種健診（検診）事業の変更点 令和5年度 複合集団検診実施予定案	7名

母子保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	川村 麻規子	医師	
副委員長	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	川島 重信	医師	
	林 昌宣	医師	

開催日	内容	出席人数
(※令和3年度実績) 令和3年12月13日	1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査実施状況について 視力検査における屈折検査の導入について 医療機関と母子保健事業の連携について	5名
※令和4年度は開催なし		

母子・成人歯科保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	柳瀬 益正	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

訪問歯科専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	森本 功	歯科医師	
	古谷 彰伸	歯科医師	
	鳩貝 尚志	歯科医師	
	林 英昭	歯科医師	
	寺田 陵	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	
	河野 通子	歯科医師	

※委員の委嘱後、開催が無いため、委員長、副委員長が決まっていない。

歯科口腔保健専門委員会

(委嘱期間：令和3年8月26日～令和5年8月25日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	秀島 潔	歯科医師	
	松田 光弘	歯科医師	
	森本 功	歯科医師	
	岩館 秀樹	歯科医師	
	秤屋 尚生	歯科医師	
	出澤 政隆	歯科医師	
	宮田 幸忠	歯科医師	
	榎澤 宗司	歯科医師	
	中村 泰三	歯科医師	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、委員長、副委員長が決まっていない。

開催日	内 容	出席人数
令和5年3月13日付 書面開催（郵送）	令和4年度口腔がん検診(個別)実績報告について 令和5年度口腔がん検診(個別)実施概要(案)について 次期歯科口腔保健計画について	9名

佐倉市健やかまちづくり推進委員会

(委嘱期間：令和3年11月18日～令和5年11月17日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
	佐藤 仁	医師	
	秀島 潔	歯科医師	
	越部 融	医師	
	滑川 尚史	医師	
	加藤木 好美	千葉県印旛保健所 地域保健課長	
	山浦 晶	学識経験者	
	西口 元	学識経験者	
	中田 修弘	市民団体	
	渡辺 幸恵	市民団体	
	小笠 法之	市民公募委員	
	石黒 雅一	市民公募委員	
	下田 由佳	市民公募委員	
	友崎 彰	市民公募委員	

※委員の委嘱後、書面開催で開催したため、会長、副会長が決まっていない。

開催日	内 容	出席人数
令和4年10月7日付 書面開催（郵送）	議題1「健康さくら21(第2次)」【改訂版】進捗状況 調査結果について 議題2 次期「佐倉市健康増進計画」の策定について	13名

佐倉市予防接種健康被害調査委員会

委嘱期間：(令和4年5月1日～令和6年4月30日)

※令和5年3月31日現在

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	伊藤 加寿子	市内で予防接種を行う医師	
副委員長	濱田 洋通	予防接種に関し専門的知識を有する者	
	金井 要	印旛保健所長	
	菅谷 義範	印旛市郡医師会長	
	松山 剛	市内で予防接種を行う医師	
	八木 明男	市内で予防接種を行う医師	

開催日	内 容	出席人数
令和4年6月29日	予防接種健康被害の調査について	6人
令和4年9月28日	予防接種健康被害の認定結果の報告と調査について	6人
令和5年3月14日	予防接種健康被害の調査について	4人

IX 学会等发表原稿

高齢者向けゲートキーパー養成研修の事業評価と今後の在り方

～関心度の違いによる研修対象選定の一考察～

佐倉市 ○浅沼 愛弥 池澤 優子

I 目的

市では、健康増進計画「健康さくら 21(第2次)」の中間評価に伴い、平成31年3月に「いのち支える佐倉市自殺対策計画」を策定した。計画では、重点施策の一つに「高齢者への支援」を挙げている。

令和3年度から市内公民館と連携を図り高齢者向けのゲートキーパー（以下、GK）養成研修を実施しており、2年間で、115人が受講している。研修は、自殺の現状や基本的知識の講義に加え意見交換などの手法を取り入れ、実施をしている。しかしながら、本研修の対象者は「市民カレッジ」という高齢者大学の受講者であり、GKになることを希望して受講をしていないため、GKへの関心度は低いことが考えられる。GK養成研修において対象者の選定の重要性を鑑み、関心度の高低がある中での研修の効果を評価し、今後の研修対象の選定の在り方について検討する。

II 方法

1. 調査対象：市内公民館主催の高齢者大学である「市民カレッジ」を受講中の2年生のうち、「市民向けGK養成研修」を受講した52名。
2. 調査方法：研修受講前後に調査を実施。質問用紙には、ナンバリングをして匿名化した。同時に3週間後に回答する質問用紙を配布し、次回の受講時に回収した。
3. 調査項目：年代、性別、「こころをサポートする役割についての学習」（以下、「役割学習」）への関心、「こころの健康・ゲートキーパーに関する理解度尺度」（自作）。3週間後の調査では、「研修後の自己の変化」（自作）を追加して質問した。
4. 分析方法：「こころの健康・ゲートキーパーに関する理解度尺度」を点数化し、研修受講前後と3週間後の平均値の変化を比較した。また、「役割学習」への関心の有無について分類をし、前記の平均点の変化を比較した。さらに、3週間後に「研修後の自己の変化」の回答をデータ化して「自殺対策等の知識面」「自身のこころの健康」「人との関わり」の変化について分析をした。分析した結果をもとに、関心度の高低がある中での研修の効果を検討した。
5. 倫理的配慮：研究目的を口頭と書面にて説明し、参加者のデータや調査結果は、統計的に処理し、個人が特定されないように配慮した。

III 結果

1. 調査票回収状況と対象者の属性

表1,2に関する調査については、研修当日の回収数は48（回収率92.3%）であり、性別は男性65%、女性31%、無回答4%、年齢の内訳は60歳～65歳未満が2.1%、65歳～70歳未満が33.3%、70歳～75歳未満が33.3%で最も多く、75歳以上が29.2%、無回答が2.1%であった。また、3週間後の回収数は36（回収率69.2%）だった。

一方、表3についての回収数は26（回収率50%）と更に低かった。性別は男性58%、女性34%、無回答8%。年齢内訳は65歳～70歳未満が34.6%、70歳～75歳未満が34.6%、75歳以上が30.8%である。

2. 「こころの健康・ゲートキーパーに関する理解度尺度」について

尺度について、「わかる」4点「少しわかる」3点「どちらともいえない」2点「わからない」1点と点数化し平均点を出した。研修受講前と受講後と比較すると受講後は全項目で上昇した。また3週間後は、項目1以外の平均点は受講前より上昇した。しかし、受講後と比べると項目6の平均値は横ばいであるものの、その他の項目は低下している。（表1）

	n=48 (3週間後n=36)	受講前	受講後	3週間後	変化グラフ
		平均値			
1 自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であることを知っていますか。		3.4	3.6	3.39	
2 ゲートキーパーの役割を知っていますか。		1.33	3.35	3.22	
3 悩んでいる人のサインを知っていますか。		2.02	2.98	2.56	
4 悩んでいる人への声かけの方法を知っていますか。		1.75	2.73	2.69	
5 悩んでいる人へ案内できる相談先を知っていますか。		1.54	3.12	2.89	
6 ストレスとはどのようなものかわかりますか。		3.06	3.31	3.31	
7 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを知っていますか。		2.58	3.31	3.28	
8 自分の心の健康状態を知る方法を知っていますか。（ストレスチェック方法など）		2.17	3.21	2.92	
9 自分のこころの健康を保つための方法をわかりますか		2.54	3.25	3	

3. 「役割学習」への関心の違いでの理解度の変化について。

「役割学習」に関心はありますか、の質問に対し「そう思う」14名(29%)、「ややそう思う」27名(56%)、「あまりそう思わない」6名(13%)、「そう思わない」1名(2%)であり、「高関心群」が41名(85.4%)、「低関心群」が7名(14.6%)と低かった。

受講前の平均点は、「低関心群」の方が、「高関心群」よりも全項目において低かった。受講前後の平均点の比較では、どちらの群もともに、平均点の上昇がみられている。受講後の平均点についても、「低関心群」の方が「高関心群」よりも全項目で低い。しかしながら、前後の平均点の差を比較すると、項目1, 3, 4, 8で、「低関心群」の方が高い値を示していた。（表2）

	高関心群：n=41 低関心群：n=7	受講前	受講後	前後の平均点の差
		平均値		
1 自殺に追い込まれるという危機は、「誰にでも起こり得る危機」であることを知っていますか。	高関心群	3.44	3.61	0.17
	低関心群	3.14	3.57	0.43
2 ゲートキーパーの役割を知っていますか。	高関心群	1.37	3.39	2.02
	低関心群	1.14	3.14	2
3 悩んでいる人のサインを知っていますか。	高関心群	2.15	3	0.85
	低関心群	1.29	2.86	1.57
4 悩んでいる人への声かけの方法を知っていますか。	高関心群	1.85	2.8	0.95
	低関心群	1.14	2.29	1.15
5 悩んでいる人へ案内できる相談先を知っていますか。	高関心群	1.59	3.17	1.58
	低関心群	1.29	2.86	1.57
6 ストレスとはどのようなものかわかりますか。	高関心群	3.07	3.34	0.27
	低関心群	3	3.14	0.14
7 自殺は、その多くが防ぐことができる社会的な問題であることを知っていますか。	高関心群	2.61	3.34	0.73
	低関心群	2.43	3.14	0.71
8 自分の心の健康状態を知る方法を知っていますか。（ストレスチェック方法など）	高関心群	2.29	3.27	0.98
	低関心群	1.43	2.86	1.43
9 自分のこころの健康を保つための方法をわかりますか	高関心群	2.59	3.37	0.78
	低関心群	2.29	2.57	0.28

4. 「研修後の自己の変化」の状況について

3週間後に実施した「研修後の自己の変化」の質問に回答のあった26名について、項目ごとの選択割合を算出した。自己の認識が50%以上変化した項目は、分類「自殺対策等の知識面」では表3質問項目1が50%、「自身のこころの健康」では項目2が73%と最も高く、「人との関わり」では項目4が53.8%、項目5が69.2%、項目6が50%であった。関心や意識の項目について、割合が高くなっており、実際の行動面につい

ては、割合が低くなっていた。

「高関心群」に関しては、割合の傾向は全体数と同様であった。一方「低関心群」4名については、母数が小さいため実数で比較したところ、項目2と項目4が4人中3人(75%)と割合では最も高く、人への関心・意識が高まっていた。(表3)

分類	質問項目	全数(n=26) 割合 (%)	高関心群(n=22) 割合 (%)	低関心群(n=4) 回答数
自殺対策等の知識面について	1.こころの健康や自殺対策について関心を持つようになった。	50	45.5	2
	8.ゲートキーパーや自殺予防に関することを周囲の人に話した。	15.3	18.2	0
	9.こころの健康やゲートキーパーについて自己学習をした。	34.6	36.4	1
自身のこころの健康について	2.自分のこころの健康について意識をした。(するようになった)	73.1	72.7	3
	3.何か不安や困ったことがある時には、人に相談するように心がけた。	19.2	22.7	0
人との関わりについて	4.人との繋がりを普段より意識した。(するようになった)	53.8	50	3
	5.人と関わる時に相手の気持ちを意識した。(するようになった)	69.2	72.7	2
	6.人と話をする際に、話の聴き方に気をつけた。(気づけるようになった)	50	54.5	1
	7.人から相談を受けた際に専門機関の案内をした。(するようになった)	7.7	9.1	0

IV 考察

1. 高齢者大学の受講者を対象者に選定した養成講座の効果について

Knowles(2001)によると、「人間は成長するにつれて、依存的状態から自己決定性が增大していくので、成人は学習の必要性を実感したときに何かを学習しようとするように変化する」という¹⁾。対象者は、講座の一つとして機会的に受講をしており、ゲートキーパーに関心を持って参加をした者たちではないが、「こころをサポートする役割についての学習」への関心が高い群が多く、学習へのレディネスが高いといえる。(レディネスとは、知能、知識、技能、興味等の学習に必要な準備状態の総称である。)

また、対象者は、自ら学ぶ場に出向いており、学ぶことへの意識が高い者であると示唆され、GK養成講座を行う対象として、啓発効果はあると考えられる。

次に、理解度の変化から、研修内容の全項目において、知識として得られていると評価されるため、このような講座の一環で研修を行うことも、GKの知識の獲得に役立つことがわかる。また、研修後の自己の変化についても、「自殺対策等の知識面」「自身のこころの健康」GKの視点の「人との関わり」について、意識・知識ともに向上がみられており、学習の効果はあると考えられる。

2. 関心の違いによる学習の効果と今後の方向性について

「低関心群」は、「高関心群」と比較して研修前の理解度は全体的に低く、研修後の結果についても、理解度が低いことがわかる。しかしながら、前後の平均点の差から、「低関心群」であっても一定の学習効果はあると考えられる。受講により、自殺が社会的な問題であることや、GKの役割についての理解が深まっている。

また、市では重点施策に「高齢者への支援」を挙げている。市民カレッジの対象者は高齢者であり、「低関心群」にこそ知識を普及しGKについて幅広く周知をすることで、共に支えあう地域づくりをすることが重要である。以上のことから、関心度の高低がある中でも、高齢者大学の受講者を対象にした養成講座の意義は高いと思われる。

V 文献

- 1) Knowles, Malcolm S., The Modern Practice of Adult Education: From Pedagogy to Andragogy, Pearson Education, 2001. (堀薫夫, 三輪建二監訳『成人教育の現代的実践—ペダゴジーからアンドラゴジーへ』鳳書房, 2002)

佐倉市保健事業のまとめ ー令和4年度ー

令和6年3月発行

発行 佐倉市役所 健康推進部 健康推進課
住所 〒285-0825
佐倉市江原台2-27 (佐倉市健康管理センター)
電話 043(485)6711
